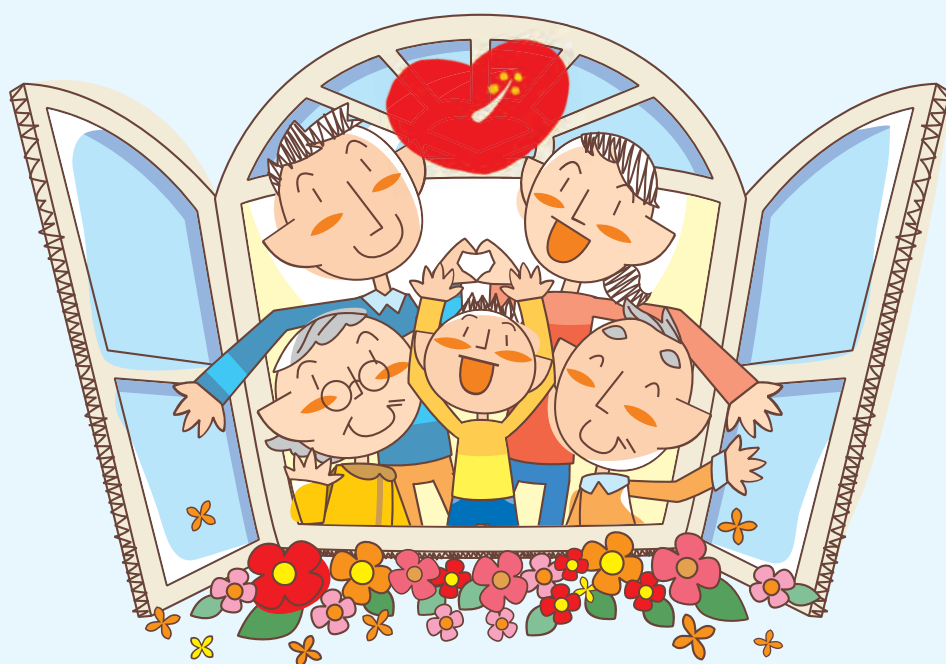


さと 福寿の郷 南城

元気いっぱいの高齢期を過ごすために



南城市高齢者保健福祉計画



平成27年3月
南城市



高齢者が安心して暮らせる健康長寿のまちづくり

南城市長 古 謝 景 春

全国的な少子高齢化や核家族化の進行により、高齢者を取り巻く環境は著しく変化しており、南城市においてもその傾向は例外ではありません。市では人口増加とともに、高齢者も増加しており高齢化率は21%で、県平均約18%よりやや高くなっています。高齢者福祉においては、平成12年度から始まった介護保険制度が定着し、市においてもサービス利用が増え続けていますが、介護に陥る前の介護予防や健康保持が重要であり、元気に日々過ごしていくことが、皆さんの願いであると思います。そのためには、高齢者自らが健康づくりや介護予防を意識していただくとともに、市としてはそれらを行いやすい環境づくりや支援を整える必要があります。

平成24年3月に策定した「南城市高齢者保健福祉計画」は、このような市の高齢者を取り巻く状況に対応すべく掲げたものであり、「福寿の郷 南城～元気いっぱいの高齢期を過ごすために」を基本理念に地域の高齢者が安心して生活を続けられるよう支援するとともに、介護予防や関係機関との連携のもと、推進してまいりました。

また、前計画期間中には、地域が一体となって健康づくり・介護予防・高齢者の見守り、支え合いに取り組んでいる地域・団体を表彰する「ちゃーがんじゅう大賞」（県主催）において、いくつかの賞を市内地域が受けており、関係者の皆様による日頃の努力の賜物と敬服する次第であります。

この度の計画の見直しでは、介護予防や福祉サービスの提供、健康づくりや生きがいづくり、地域の見守りネットワークの強化、認知症支援体制の構築を盛り込んでおります。

平成27年4月の介護保険制度改正に伴い、介護予防及び生活支援の取り組みが市町村の独自性に委ねられる部分もあり、その中には行政によるサービス提供だけではなく、地域のボランティアなど、住民の力を活用するなどのインフォーマルなサービス提供も含まれています。市が実施してきた地域支え合いを今後どのように広げていくか、介護予防と生活支援の部分はどう展開するか、地域課題を把握しながら、創意工夫により対応策を検討し、実行していきたいと思っております。

結びに、本計画の見直しにあたり、多大なご指導とご協力をいただきました策定委員の皆様をはじめ関係各位、市民の皆様に対し、厚くお礼申し上げますとともに、今後ともご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成27年3月

目次

第1章 計画の策定にあたって ■□■□■□■□■□■□■□■□■□■	
1. 計画の見直しの背景と趣旨	1
2. 法的根拠	2
3. 計画の策定方針	2
4. 計画の位置づけ	3
5. 計画の策定体制	6
6. 計画の期間	6
第2章 計画の基本的な考え方 ■□■□■□■□■□■□■□■□■□■	
1. 計画の基本理念	7
2. 施策の体系	8
第3章 高齢者の現状について ■□■□■□■□■□■□■□■□■□■	
第1節 人口動態	11
1. 総人口の推移	11
2. 推計人口	13
3. 前期・後期高齢者人口の推移	14
4. 推計前期・後期高齢者人口	15
5. 人口動態	16
第2節 世帯の状況	18
第3節 就労の状況	19
第4節 介護保険の利用状況	21
1. 要介護認定者	21
2. 要介護度別の認定者数	23
3. 介護保険サービスの受給者数の推移	25
4. 居宅サービス別利用状況	26
5. 地域密着型サービスの利用状況	28
6. 施設サービス別の利用状況	28
7. 給付費の推移	29
第5節 日常生活圏域ニーズ調査結果（抜粋）	34
1. 調査の概要	34
2. 調査結果より	35

第4章 事業・施策の実施状況の点検 ■□■□■□■□■□■□■□■□■

点検・1	健康な高齢期を迎えるために（～生活習慣病予防との連携）	45
点検・2	元気な毎日を送るために（～介護予防事業の推進）	47
点検・3	自立生活を支えるために（～地域の高齢者の生活支援の充実）	52
点検・4	支え合いの地域づくり（～見守り、ボランティア、福祉教育の推進）	63
点検・5	認知症への対応を強化するために（～認知症対策の推進）	70
点検・6	生きがいのある生活のために（～生きがい活動への支援や拡充）	72
点検・7	安心と安全の生活環境のために（～防犯防災と福祉のまちづくり推進）	80
点検・8	横のつながりを大切にするために（～各種連携の推進）	85

第5章 今後の施策 ■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■

第1節	健康な高齢期を迎えるために（～生活習慣病予防との連携）	89
1.	生活習慣病予防の取り組みとの連携	89
2.	高齢者の健康保持・増進	89
第2節	元気な毎日を送るために（～「介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）」の推進）	90
1.	介護予防・生活支援サービス事業の推進	90
2.	一般介護予防事業の推進	92
第3節	自立生活を支えるために（～地域の高齢者の生活支援の充実）	94
1.	包括的支援事業の推進	94
2.	任意事業の充実	97
3.	市の単独事業の充実	98
4.	市社会福祉協議会による事業の紹介と支援	98
5.	地域密着型サービスの充実	98
第4節	支え合いの地域づくり（～見守り、ボランティア、福祉教育の推進）	99
1.	地域支え合い支援事業の推進	99
2.	ボランティア活動の推進	99
3.	福祉教育の推進	100
第5節	認知症への対応を強化するために（～認知症対策の推進）	101
1.	認知症予防対策の推進	101
2.	認知症の早期診断・早期対応に向けた支援体制の構築	101
3.	認知症支援のネットワークづくり	101
4.	認知症家族介護者への支援	101
5.	認知症の方とその家族の居場所づくり	101
6.	認知症サポーターの養成	102
7.	認知症高齢者のための介護サービスの整備充実	102

第6節	生きがいのある生活のために（～生きがい活動への支援や拡充）	103
1.	スポーツ、文化・生涯学習活動の充実	103
2.	ふれあい、交流等の推進	103
3.	就労の支援推進	104
4.	その他の生きがいづくりの推進	104
第7節	安心と安全の生活環境のために（～防犯防災と福祉のまちづくり推進）	105
1.	防犯・防災対策の充実	105
2.	建物や道路、住宅等の環境整備の推進	106
第8節	横のつながりを大切にするために（～各種連携の推進）	107
1.	庁内の連携体制の強化	107
2.	地域の関係組織、団体との連携	107
3.	沖縄県介護保険広域連合との連携	107
第6章	計画の推進のために ■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■	
1.	PDCAサイクルによる計画の点検・評価の実施	109
2.	計画推進のための広報啓発	109
資料編	■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■	
資料1	施策・事業の一覧	111
資料2	南城市高齢者保健福祉計画策定委員会規則	115
資料3	南城市高齢者保健福祉計画策定委員会名簿	117
資料4	南城市高齢者保健福祉計画会議開催状況	118

1. 計画の見直しの背景と趣旨

我が国では少子高齢化が急速に進んでおり、平成 26 年 9 月の 65 歳以上の高齢者は 3,290 万人、高齢化率は 25.9% となり、前年と比べて約 110 万人の増加となっています。一方で総人口は 1 億 2,697 万人で、前年より約 22 万人減となっており、総人口が減少する中で、高齢者数の増加が顕著となっています。また、高齢者が増加する中、社会情勢では核家族化の進行や夫婦共働き世帯の増加、一人暮らし高齢者の増加、地域性の希薄化などが見られ、生きがいや家族介護の状況など、高齢者を取り巻く環境も大きく変化してきました。

市町村においては、国の介護保険制度が始まって以降、制度に基づきながらも地域の実情に応じた介護支援や介護予防に取り組んできましたが、介護保険サービスの利用は増大する一方で、保険料の負担額もさらに高くなっています。その中で、今回、国はさらなる制度改正を行い、「地域包括ケアシステムの構築」や「費用負担の公平化」を打ち出してきました。特に「地域包括ケアシステムの構築」では、在宅医療・介護連携の推進や認知症施策の推進などのほか、予防給付（訪問介護、通所介護）を地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）に移行し、地域の高齢者一人ひとりの実情に合わせた提供を行い、市町村が主体となって介護予防・生活支援を展開することが大きなポイントとなっています。

本市では、これまで、地域ふれあいミニデイサービスを中心とした介護予防や生きがいづくり、地域包括支援センターの機能強化、地域密着型サービスの整備充実、南城市地域支え合い支援事業などといった取り組みを行うとともに、生活習慣病の予防、健康づくりといった、健康保健の面も重要であると考え、健診や健康づくりについても計画に盛りこみ取り組みを行ってきました。

この度の策定では、前計画での取り組みを継承するだけでなく、“新しい総合事業”の実施、認知症対策の充実強化を盛りこみ、「元気いっばいの高齢期」を目指した基本理念の姿に一步でも近づけるように、今後 3 年間にわたる高齢者福祉の事業や施策を掲げました。

なお、本市では沖縄県介護保険広域連合に属しており、介護保険給付や介護保険料を定める「介護保険事業計画」は広域連合において策定されるため、本計画書は高齢者保健福祉計画のみの策定としています。

2. 法的根拠

- 本計画は、老人福祉法第 20 条の 8 に規定する市町村老人福祉計画として策定するものです。

(参考：老人福祉法より)

(市町村老人福祉計画)

第 20 条の 8 市町村は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 4 項の基本構想に即して、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。

6 市町村老人福祉計画は、介護保険法第 117 条第 1 項に規定する市町村介護保険事業計画と一体のものとして作成されなければならない。

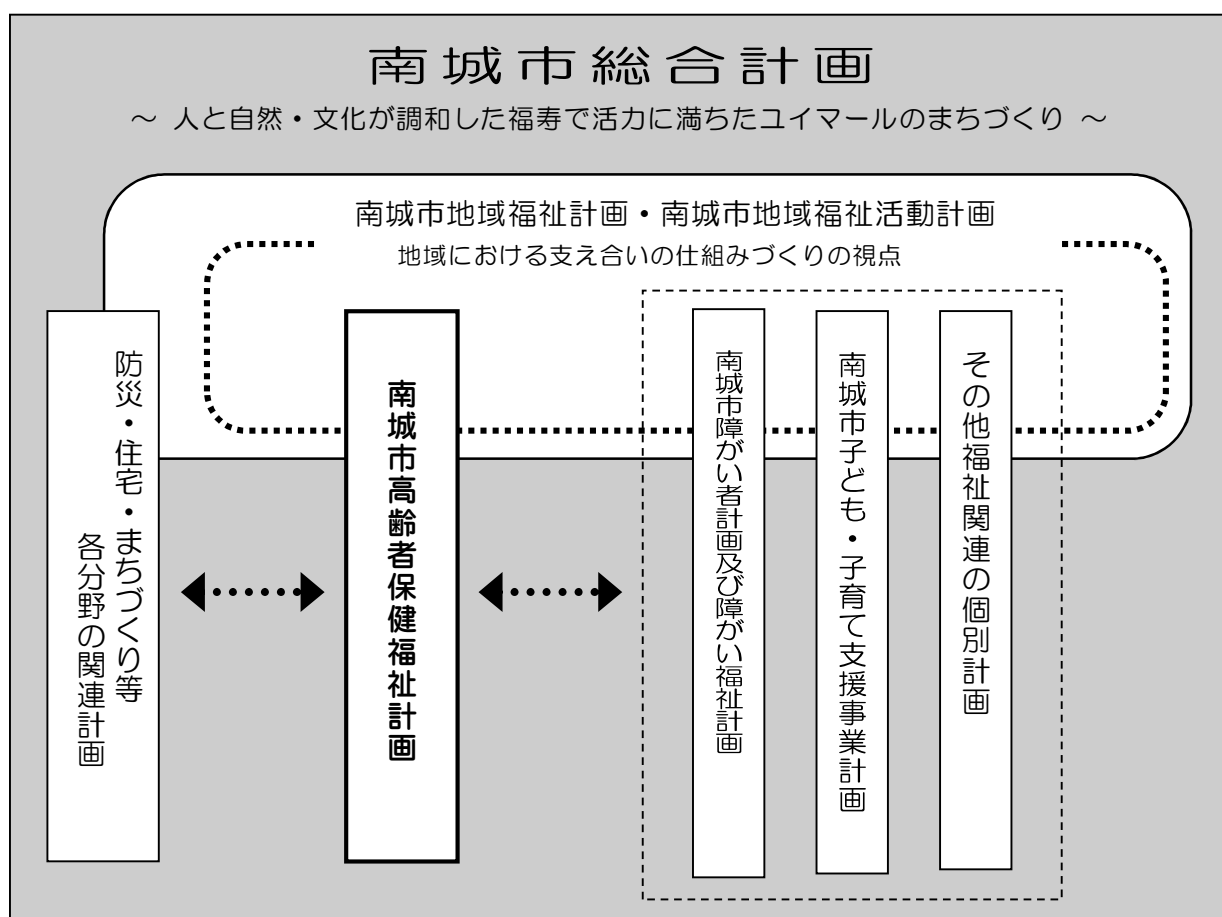
3. 計画の策定方針

- 本計画は、これまで「高齢者保健福祉計画」として策定され、保健・福祉の施策を掲げる内容となっていました。
- 平成 20 年度からは老人保健法が廃止され、老人保健事業は「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づく特定健診・特定保健指導と、健康増進法に基づく健康増進事業(がん検診、65 歳未満への保健施策)へと移行したほか、75 歳以上の保健事業は後期高齢者医療広域連合で実施されるようになりました。このため、本計画からも「老人保健計画」が除かれ、「老人福祉計画」(高齢者福祉計画)のみの策定を行っています。
- 国においては、このような制度変更が行われましたが、健康保健、とりわけ若い世代からの健康づくりは将来の生き生きとした生活へとつながるものであり、策定委員会や事務局の検討会においても、健康保健の取り組みは介護予防の観点から重要であるという議論がなされました。このため、市では、保健分野と福祉分野が連携を保ち、施策を推進することを計画で掲げていることから、本計画の名称を「南城市高齢者保健福祉計画」として策定しています。

4. 計画の位置づけ

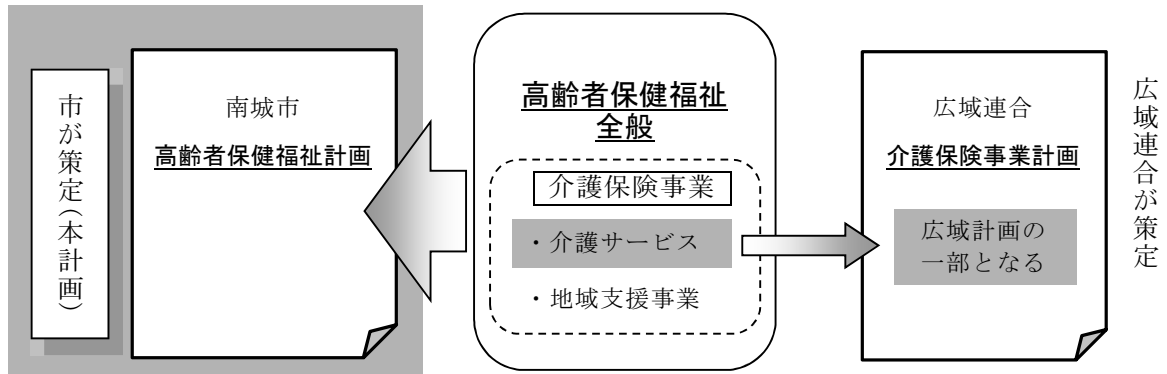
(1) 他計画との関係

- 本計画は、平成24年3月策定の「南城市高齢者保健福祉計画」の見直しを行い、本市の今後の高齢者福祉施策について総合的に掲げる計画です。また、県の「沖縄県高齢者福祉計画」や沖縄県介護保険広域連合(以下、広域連合と言う)策定の「介護保険事業計画」との整合性を図って策定しています。
- 市の計画との関係では、まちづくりの羅針盤である市の総合計画や、地域福祉計画と社協の地域福祉活動計画を一体的に策定した「いきいき南城しあわせプラン」との整合性を図るほか、福祉分野の計画と横断的な施策の展開を行うように策定しています。

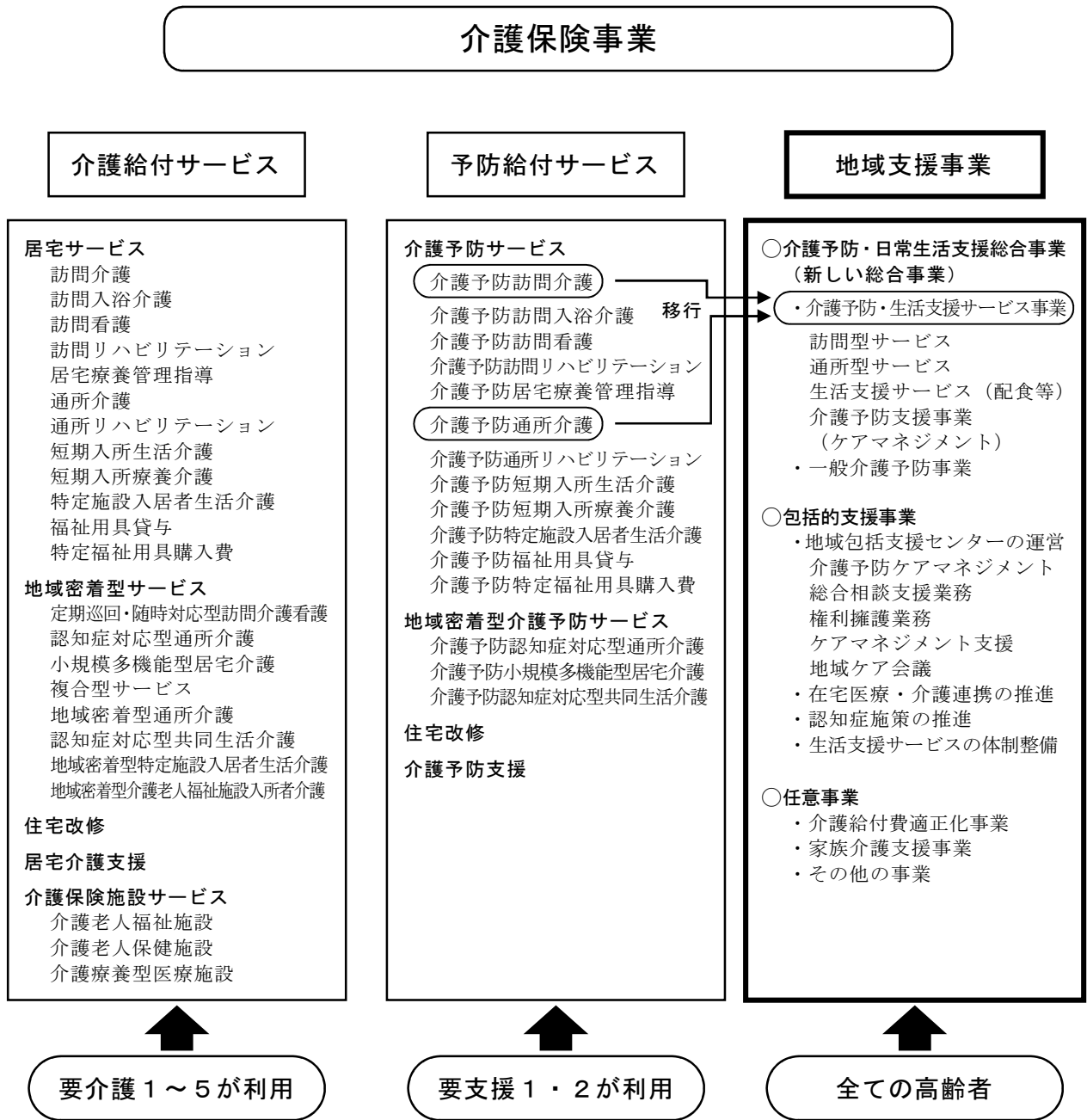


(2) 介護保険事業計画との関係

- 高齢者保健福祉計画のうち、介護に関する部分を詳しく述べたものが介護保険事業計画です。
- 介護サービスは高齢者の福祉の中でも非常に重要であり、より細かく事業展開を図る必要があるため、事業計画を策定します。本市は沖縄県介護保険広域連合に加入しているので、介護保険事業計画は広域連合が策定します。



<参考：介護保険事業における地域支援事業の位置づけ(イメージ)>

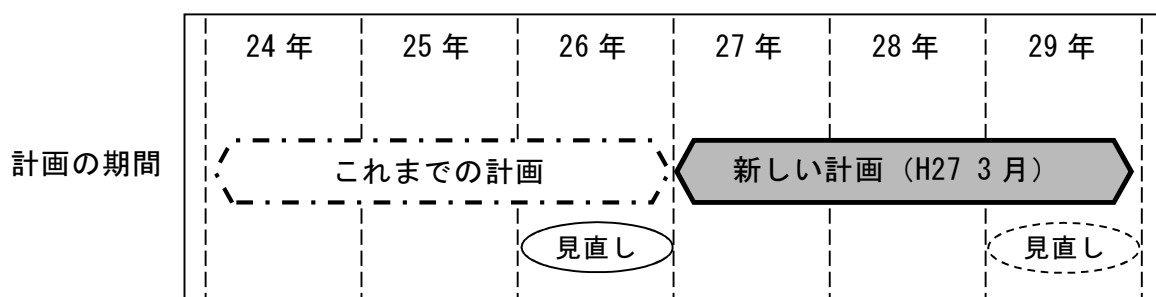


5. 計画の策定体制

- 本計画の策定にあたっては、生きがい推進課(事務局)を中心に、庁内の各課が連携し、現状資料の収集から前回計画の点検と課題の把握、今後の対策の検討と調整を行いました。
- また、「南城市高齢者保健福祉計画策定委員会」を設置し、高齢者福祉や介護保険サービス、地域への関わりをもっている関係者の方々の意見を聴取し、計画の策定を行いました。

6. 計画の期間

- 計画策定は3年を1期とするものとされており、下図のように平成27年度から平成29年度までの計画として策定します。



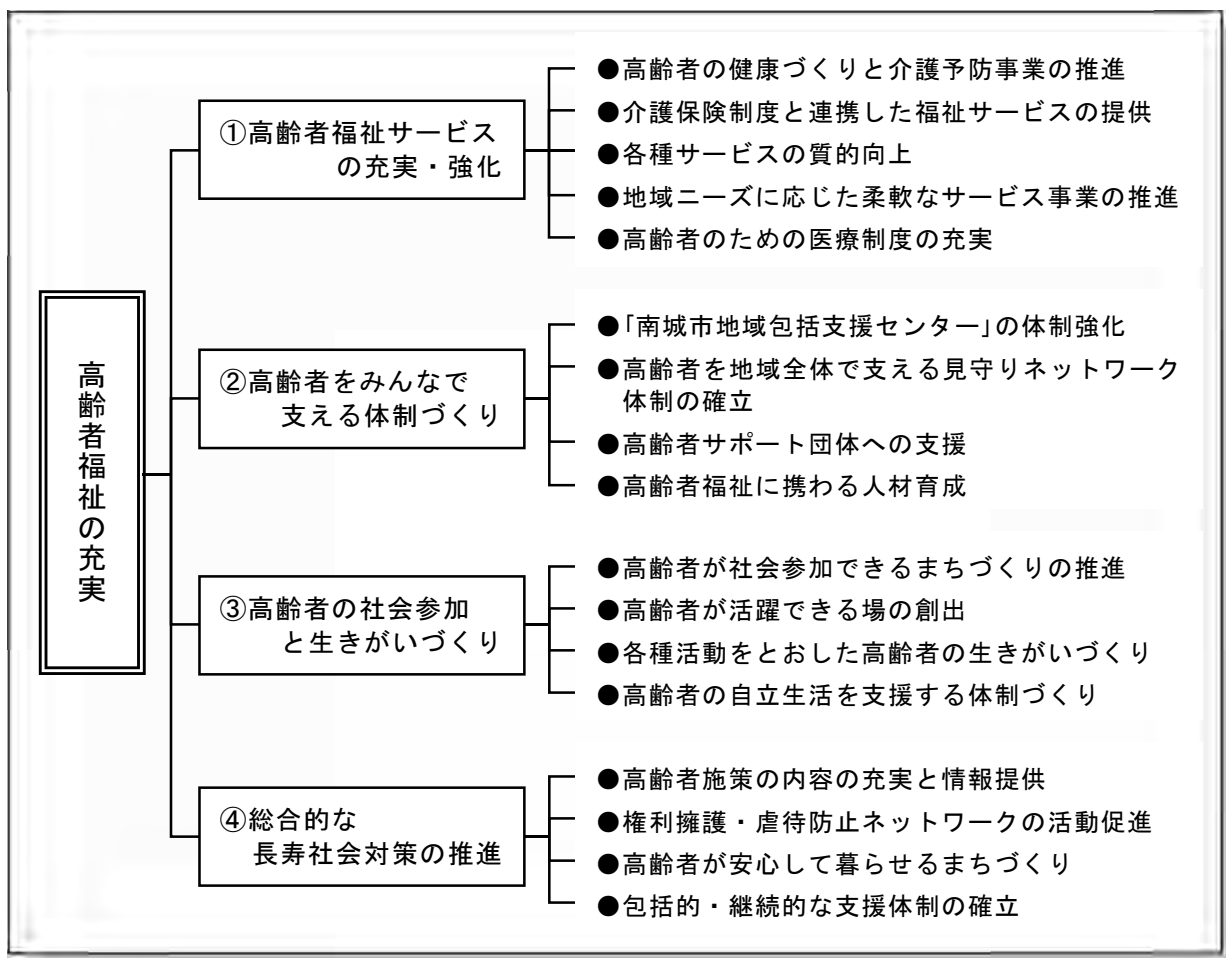
1. 計画の基本理念

基本理念

「福寿^{さと}の郷・南城 元気いっぱいの高齢期を過ごすために」

- 市の総合計画では「温もりあふれる福寿(健康・福祉)のまちづくり」の中で高齢者福祉の充実を掲げています。
- 総合計画より时期的に先行して策定された現在の高齢者保健福祉計画の方向性が盛り込まれており、特に「福寿」という言葉は総合計画でも使用されています。
- 計画の見直しにあたっては、前計画の基本理念を継承して掲げ、高齢期を元気に過ごしていけるような高齢者福祉の展開を進めていきます。

【参考：総合計画より(健康福祉部門：高齢者福祉の充実)】



2. 施策の体系 ※施策の詳細は「第5章 今後の施策」89ページから掲載しています。

第1節 健康な高齢期を迎えるために（～生活習慣病予防との連携）

1. 生活習慣病予防の取り組みとの連携
2. 高齢者の健康保持・増進

第2節 元気な毎日を送るために（～「介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)」の推進）

1. 介護予防・生活支援サービス事業の推進
 - (1) 訪問型サービスの推進
 - (2) 通所型サービスの推進
 - (3) その他の生活支援サービス
 - (4) 介護予防ケアマネジメント
2. 一般介護予防事業の推進
 - (1) 介護予防把握事業
 - (2) 介護予防普及啓発事業
 - (3) 地域介護予防活動支援事業

第3節 自立生活を支えるために（～地域の高齢者の生活支援の充実）

1. 包括的支援事業の推進
 - (1) 地域包括支援センターの運営充実
 - (2) 在宅医療・介護連携の推進
 - (3) 認知症施策の推進
 - (4) 生活支援サービスの体制整備
2. 任意事業の充実
 - (1) 家族介護用品支給事業
 - (2) 家族介護慰労金支給事業
 - (3) 食の自立支援サービス事業
 - (4) 成年後見制度利用支援事業
 - (5) 夜間・休日の虐待等相談事業
 - (6) 緊急通報システム事業
3. 市の単独事業の充実
 - (1) 外出支援サービス事業
 - (2) ショートステイ事業
4. 市社会福祉協議会による事業の紹介と支援
5. 地域密着型サービスの充実

第4節 支え合いの地域づくり（～見守り、ボランティア、福祉教育の推進）

1. 地域支え合い支援事業の推進
2. ボランティア活動の推進
 - (1) ボランティアの育成支援
 - (2) ボランティア活動の推進
 - (3) 高齢者のボランティア活動参加促進
 - (4) 社会福祉関係機関・団体との連携
3. 福祉教育の推進
 - (1) 福祉体験学習や講演会等による福祉教育の推進
 - (2) ボランティア活動推進校の指定

第5節 認知症への対応を強化するために（～認知症対策の推進）

1. 認知症予防対策の推進
2. 認知症の早期診断・早期対応に向けた支援体制の構築
3. 認知症支援のネットワークづくり
4. 認知症家族介護者への支援
5. 認知症の方とその家族の居場所づくり
6. 認知症サポーターの養成
7. 認知症高齢者のための介護サービスの整備充実

第6節 生きがいのある生活のために（～生きがい活動への支援や拡充）

1. スポーツ、文化・生涯学習活動の充実
 - (1) スポーツ活動の機会の充実
 - (2) 高齢者の生きがい健康づくり事業
 - (3) 文化活動、生涯学習機会の充実
 - (4) 生きがい活動についての情報提供の充実
2. ふれあい、交流等の推進
 - (1) 地域の交流の機会の拡充
 - (2) 世代間交流の機会の拡充
 - (3) 老人クラブの活動支援の充実
 - (4) 敬老会の実施
3. 就労の支援推進
4. その他の生きがいづくりの推進

第7節 安心と安全の生活環境のために（～防犯防災と福祉のまちづくり推進）

1. 防犯・防災対策の充実
 - (1) 連携による防犯対策の推進
 - (2) 自主防犯活動の推進
 - (3) 防犯灯の設置促進
 - (4) 災害時の要援護高齢者等に対する支援体制の強化
 - (5) 自主防災組織発足や活動の支援
 - (6) 災害発生後の支援の充実
 - (7) 犯罪や災害に関する知識の普及
2. 建物や道路、住宅等の環境整備の推進
 - (1) 建物や道路環境の福祉のまちづくりの推進
 - (2) 危険箇所点検・地域安全マップの作成
 - (3) 交通安全対策

第8節 横のつながりを大切にするために（～各種連携の推進）

1. 庁内の連携体制の強化
2. 地域の関係組織、団体との連携
3. 沖縄県介護保険広域連合との連携

図1 総人口と高齢者数の推移

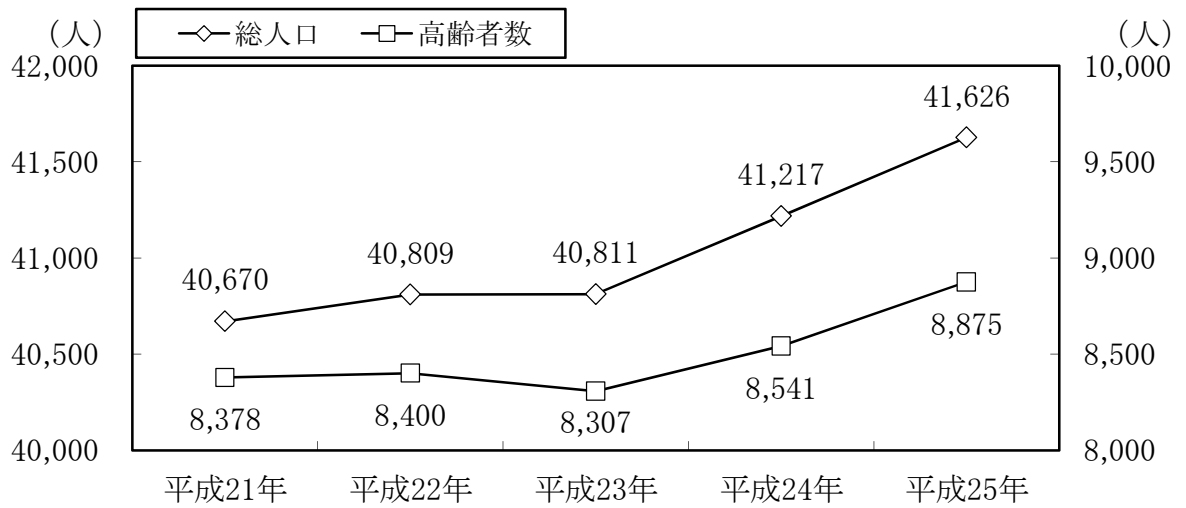
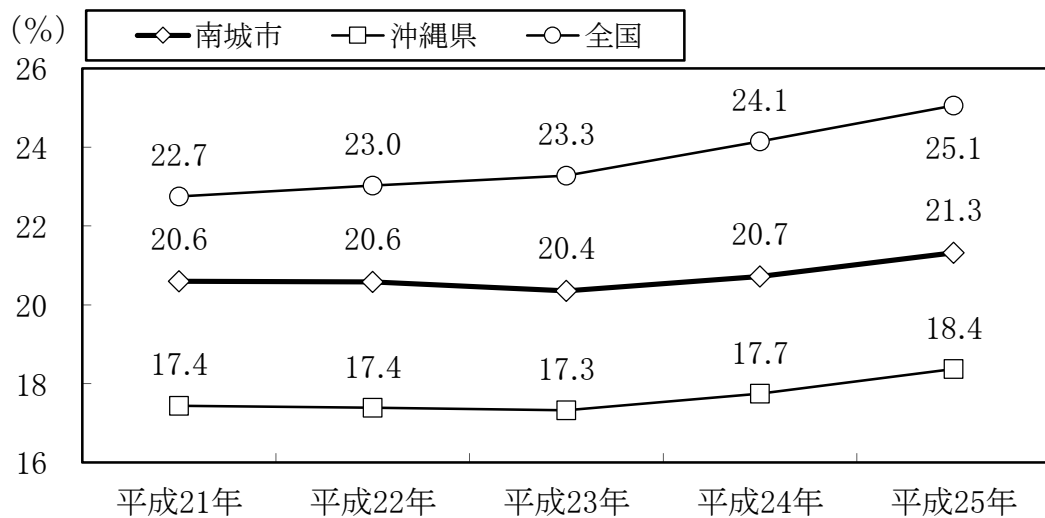


図2 高齢化率の比較



2. 推計人口

推計によると、総人口は今後も増加を続けると見込まれており、本計画最終年の平成29年には43,323人、平成37年には45,951人に昇ると予測されます。

高齢者人口は今後、毎年増加すると推計されており、計画最終年の平成29年には10,331人と1万人を超えると予測されています。齟齬の平成32年には11,458人、37年には12,432人になると推計されています。

高齢化率は、第6期計画期間は22～24%の間で上昇し、その後平成37年には27.0%と3割近くになると予測されます。

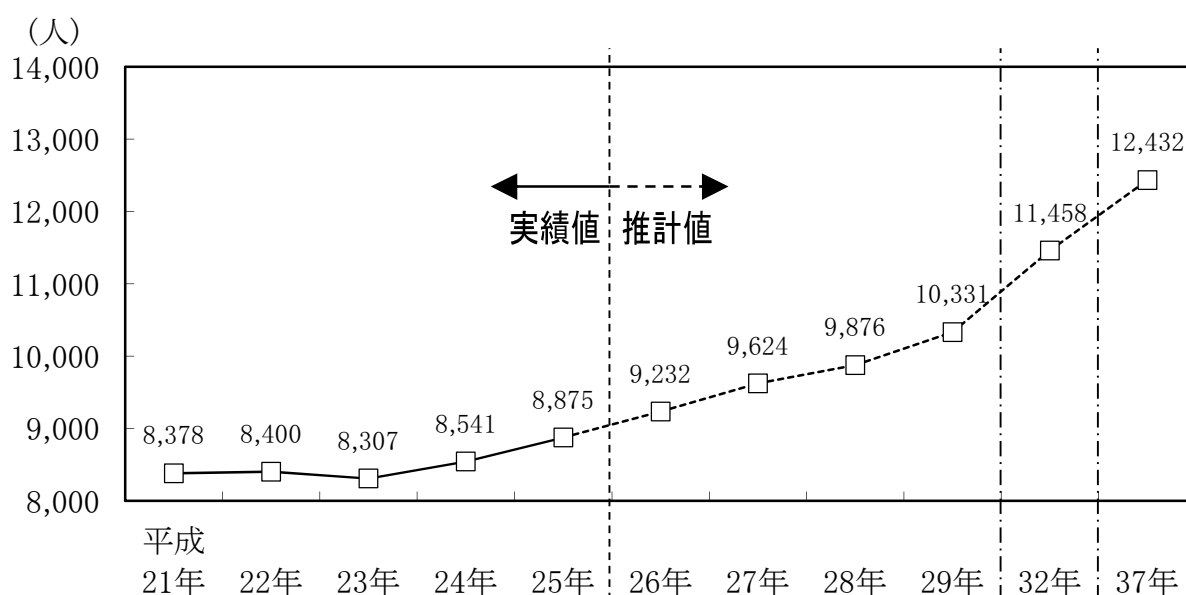
表2 推計人口

単位：人、%

	実績値 (再掲)	推計値						
	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成32年	平成37年	
総人口	41,626	42,082	42,493	42,820	43,323	44,512	45,951	
年少人口	6,843	6,929	7,049	7,166	7,290	7,679	7,887	
生産年齢人口	25,908	25,921	25,820	25,778	25,702	25,375	25,632	
老年人口	8,875	9,232	9,624	9,876	10,331	11,458	12,432	
構成比	年少人口	16.4	16.5	16.6	16.7	16.8	17.3	17.2
	生産年齢人口	62.2	61.6	60.8	60.2	59.3	57.0	55.8
	老年人口	21.3	21.9	22.6	23.1	23.9	25.7	27.0

資料：住民基本台帳よりコーホート変化率法により推計（使用変化率H24年～H25年平均）

図3 推計老年人口



3. 前期・後期高齢者人口の推移

高齢者を前期高齢者と後期高齢者に分けてみると、平成25年では前期高齢者が4,102人、後期高齢者が4,773人であり、前期高齢者は23年まで減少後増加に転じ、後期高齢者は一貫した増加で推移しています。

構成比をみると平成25年では、前期高齢者は46.2%、後期高齢者は53.8%と後期高齢者の方が高くなっています。

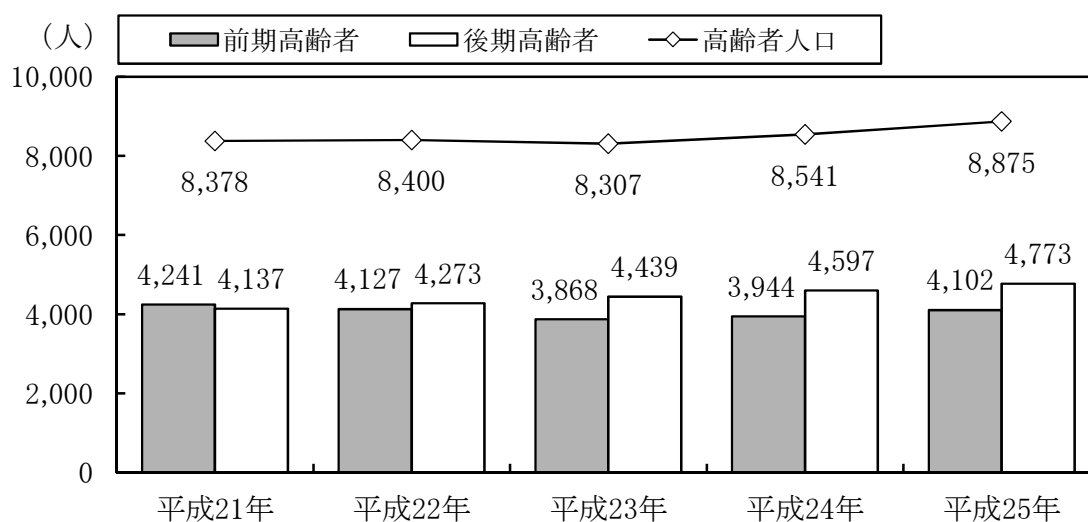
表3 前期高齢者人口と後期高齢者人口の推移

単位：人、%

		平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
高齢者人口		8,378	8,400	8,307	8,541	8,875
	前期高齢者 (65～74歳)	4,241	4,127	3,868	3,944	4,102
	後期高齢者 (75歳以上)	4,137	4,273	4,439	4,597	4,773
構成比	前期高齢者	50.6	49.1	46.6	46.2	46.2
	後期高齢者	49.4	50.9	53.4	53.8	53.8

資料：住民基本台帳

図4 前期高齢者人口と後期高齢者人口の推移



4. 推計前期・後期高齢者人口

推計によると、計画期間においては前期高齢者、後期高齢者ともに増加傾向で推移すると見込まれ、計画最終年の平成29年には、前期高齢者が4,975人、後期高齢者が5,356人となっています。その後、32年には前期高齢者が急増し後期高齢者を上回り、37年には後期高齢者が大きく伸びて前期高齢者数に近づくものと推計されています。

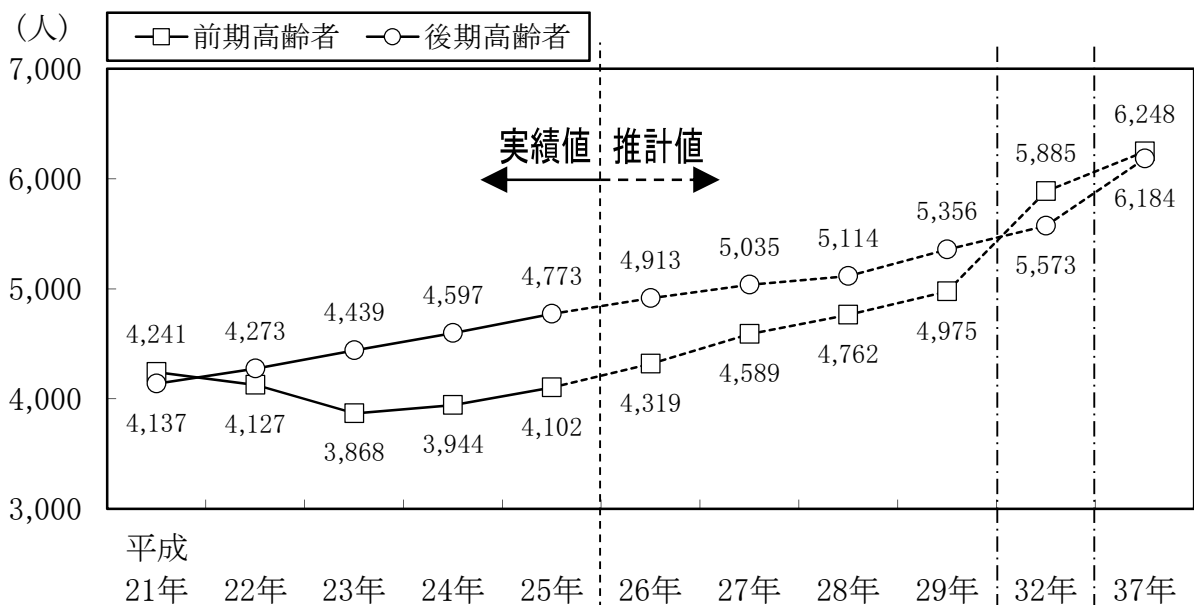
表4 推計高齢者人口（前期・後期別）

単位：人、%

	実績値 (再掲)	推計値					
		平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成32年
高齢者人口	8,875	9,232	9,624	9,876	10,331	11,458	12,432
前期高齢者	4,102	4,319	4,589	4,762	4,975	5,885	6,248
後期高齢者	4,773	4,913	5,035	5,114	5,356	5,573	6,184
構成比							
前期高齢者	46.2	46.8	47.7	48.2	48.2	51.4	50.3
後期高齢者	53.8	53.2	52.3	51.8	51.8	48.6	49.7

資料：住民基本台帳よりコーホート変化率法により推計（使用変化率H24年～H25年平均）

図5 推計高齢者人口（前期・後期別）



5. 人口動態

(1) 自然動態

出生数と死亡数による自然動態をみると、各年度とも死亡数が出生数を上回っています。その差は20～30人程度で推移していましたが、平成25年度には13人程度と小さくなっています。出生数は平成23年度の375人がもっとも多く、25年度は366人となっています。死亡数は平成23年度がもっとも多く390人であり、25年度は379人となっています。

(2) 社会動態

転入数と転出数による社会動態をみると、各年度とも転入数が転出を上回っています。特に、平成24年度は転入の増加、25年度はそれに加えて転出の減少により、社会動態は大きな増加となっています。転入数は平成23年以降、年々上昇しており、24、25年度は2,000人を超えています。

表5 人口動態

単位：人

	人口動態						
	自然動態			社会動態			増減
	出生数	死亡数	増減	転入数	転出数	増減	
平成21年	357	379	▲22	1,869	1,715	154	132
平成22年	356	386	▲30	1,780	1,684	96	66
平成23年	375	390	▲15	1,908	1,694	214	199
平成24年	360	385	▲25	2,028	1,709	319	294
平成25年	366	379	▲13	2,093	1,617	476	463

資料：沖縄県 企画部 統計課

図6 自然動態の推移

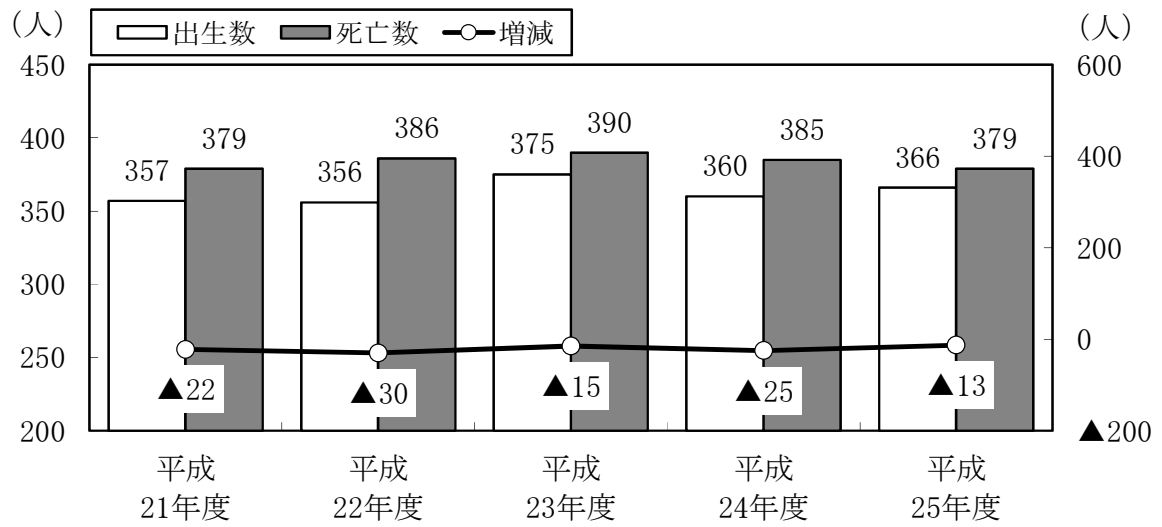
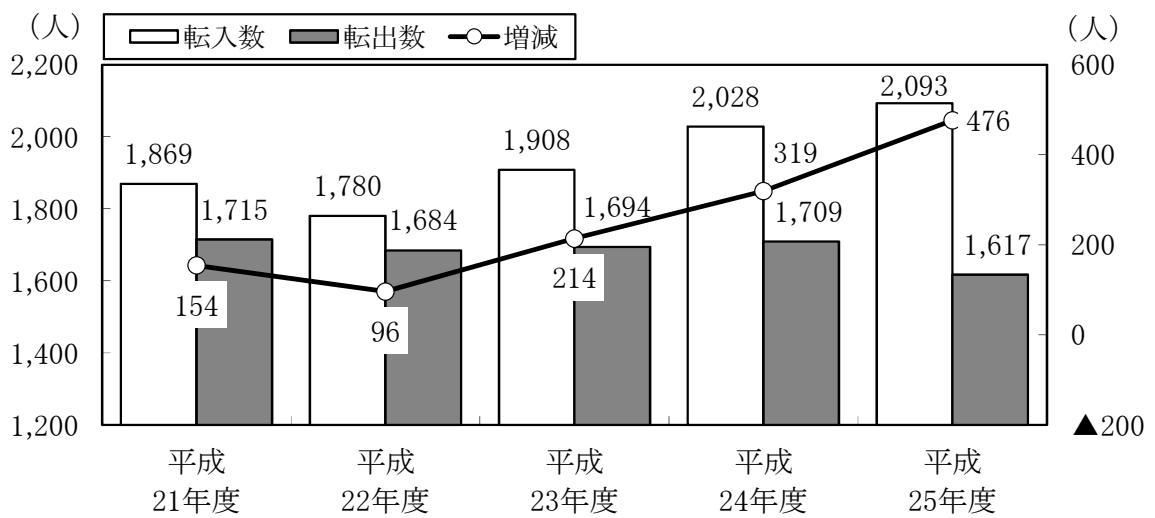


図7 社会動態の推移



第2節 世帯の状況

平成25年では、総世帯の38.3%が高齢者のいる世帯となっており、県の30.8%を上回っています。

高齢者のいる世帯のうち、多世代同居等で暮らしている割合は20.6%で、県全体より高く、二世帯、三世帯での同居が比較的多いことがわかります。また、高齢者のみの世帯は8.5%で県全体(6.5%)を上回っており、反対に高齢者単身世帯は9.2%で、県全体(10.5%)を下回っています。

表6 高齢者世帯の推移

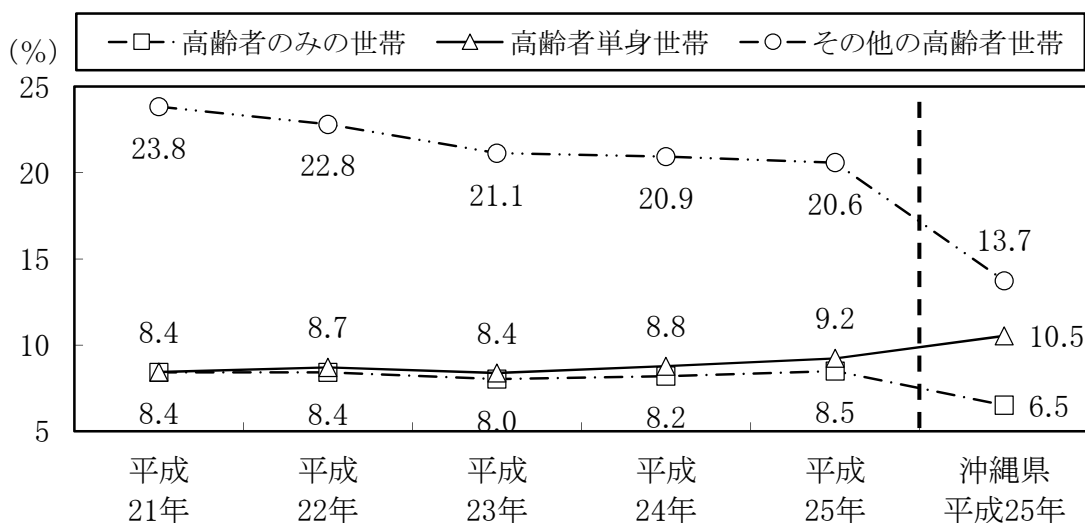
単位：世帯、%

	南城市					沖縄県
	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成25年
高齢者のいる世帯	5,456	5,466	5,439	5,634	5,830	183,844
高齢者のみの世帯	1,130	1,152	1,162	1,218	1,291	38,887
高齢者単身世帯	1,131	1,191	1,214	1,304	1,404	62,977
その他(多世代同居等)	3,195	3,123	3,063	3,112	3,135	81,980
総世帯	13,413	13,697	14,502	14,867	15,222	597,248
構成比						
高齢者のいる世帯	40.6	39.9	37.5	37.9	38.3	30.7
高齢者のみの世帯	8.4	8.4	8.0	8.2	8.5	6.5
高齢者単身世帯	8.4	8.7	8.4	8.8	9.2	10.5
その他(多世代同居等)	23.8	22.8	21.1	20.9	20.6	13.7

資料：県資料（老人福祉関係基礎資料）

※構成比はすべて総世帯数に対する比率

図8 高齢者世帯の推移



第3節 就労の状況

就労している高齢者数は平成22年で1,370人、市の高齢者全体の16.3%にあたり、県全体(15.2%)を若干上回っています。しかし、就労している高齢者の割合は減少傾向となっています。

労働者全体(15歳以上で就労している人)に占める高齢者の割合は8.0%と、これも県をやや上回っています。

表7 高齢者の就労状況の推移

単位：人、%

	平成12年	平成17年	平成22年	沖縄県
				平成22年
総労働者数	17,014	17,180	17,225	/
高齢者人口	6,343	7,626	8,415	
就労している高齢者数	1,126	1,405	1,370	
65歳～74歳	917	1,144	1,053	
75歳以上	209	261	317	
就労している高齢者の割合	17.8	18.4	16.3	15.2
労働者全体に占める高齢者の割合	6.6	8.2	8.0	6.3

資料：国勢調査

※「就労している高齢者の割合」＝就労している高齢者数÷高齢者人口

※「労働者全体に占める高齢者の割合」＝就労している高齢者数÷総労働者数

高齢者の就労状況を産業別にみると、農業の従事者が圧倒的に多く、働いている高齢者の48.6%を占めています。県や国では第一次産業従事者は20～30%程度であり、県、国と比べても農業に携わっている高齢者が非常に多いことがわかります。

表8 高齢者の産業別就業者の状況

単位：人、%

	平成 12 年		平成 17 年		平成 22 年		平成 22 年	
		構成比		構成比		構成比	県	国
総数	1,126	—	1,405	—	1,370	—	—	—
第一次産業	732	65.0	885	63.0	684	49.9	26.4	18.3
農業	713	63.3	853	60.7	666	48.6	/	/
林業	0	0.0	0	0.0	0	0.0		
漁業	19	1.7	32	2.3	18	1.3		
第二次産業	64	5.7	72	5.1	110	8.0	9.3	17.7
鉱業	1	0.1	0	0.0	1	0.1	/	/
建設業	38	3.4	31	2.2	56	4.1		
製造業	25	2.2	41	2.9	53	3.9		
第三次産業	330	29.3	441	31.4	553	40.4	54.3	56.2
電気・ガス・熱供給・水道	0	0.0	0	0.0	0	0.0	/	/
運輸・通信業	33	2.9	64	4.6	101	7.4		
卸売・小売・飲食業	149	13.2	182	13.0	175	12.8		
金融・保険業	3	0.3	6	0.4	5	0.4		
不動産業	3	0.3	6	0.4	15	1.1		
サービス業	128	11.4	150	10.7	237	17.3		
公務(他に分類されないもの)	14	1.2	33	2.3	20	1.5		
分類不能	0	0.0	7	0.5	23	1.7	9.9	7.7

資料：国勢調査

※項目は平成12年の分類。平成17年、平成22年は分類が変更されていますが、以下のように合算いたしました。

平成17年

1. 「情報通信業」「運輸業」→【運輸・通信業】
2. 「卸売・小売業」「飲食店・宿泊業」→【卸売・小売・飲食業】
3. 「医療・福祉」「教育・学習支援業」「複合サービス事業」「サービス業(他に分類されないもの)」→【サービス業】

平成22年

1. 「情報通信業」「運輸業、郵便業」→【運輸・通信業】
2. 「卸売業、小売業」「宿泊業、飲食サービス業」→【卸売・小売・飲食業】
3. 「学術研究、専門・技術サービス業」「生活関連サービス業、娯楽業」「教育、学習支援業」「医療・福祉」「複合サービス事業」「サービス業(他に分類されないもの)」→【サービス業】

第4節 介護保険の利用状況

1. 要介護認定者

- 認定者数は増加傾向で推移しており、平成25年には1,727人となっています。内訳は、第1号被保険者が1,648人、第2号被保険者が79人です。
- 第1号被保険者を前期高齢者と後期高齢者の構成比で見ると、後期高齢者の占める割合が圧倒的に高く、平成25年では前期が11.5%、後期が88.5%となっています。
- 認定率は平成23年以降18%台となり、25年は18.9%と、沖縄県の平均とほぼ同率となっています。
- 前期高齢者、後期高齢者別の認定率をみると、前期は4.6%と非常に低いのに対し、後期では31.3%と3割弱を占めています。75歳以上になると介護を必要となる割合が急増することがわかります。

表9 要介護認定者数の推移

単位：人、%

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
認定者数	1,385	1,499	1,543	1,657	1,727
第1号被保険者	1,341	1,440	1,476	1,584	1,648
前期高齢者	150	164	169	172	189
後期高齢者	1,191	1,276	1,307	1,412	1,459
第2号被保険者	44	59	67	73	79
構成比					
前期高齢者	11.2	11.4	11.4	10.9	11.5
後期高齢者	88.8	88.6	88.6	89.1	88.5
認定率(第1号被保険者)	16.3	17.5	18.1	18.8	18.9
前期高齢者	3.6	4.0	4.4	4.4	4.6
後期高齢者	29.7	30.7	30.5	31.5	31.3

資料：「介護保険事業状況報告」より 各年10月

※認定率は、第1号被保険者の認定率として記載（第1号被保険者の認定者数÷第1号被保険者）

※前期高齢者の認定率＝前期高齢者の認定者数÷第1号被保険者のうち前期高齢者数

※後期高齢者の認定率＝後期高齢者の認定者数÷第1号被保険者のうち後期高齢者数

図9 認定者数の推移

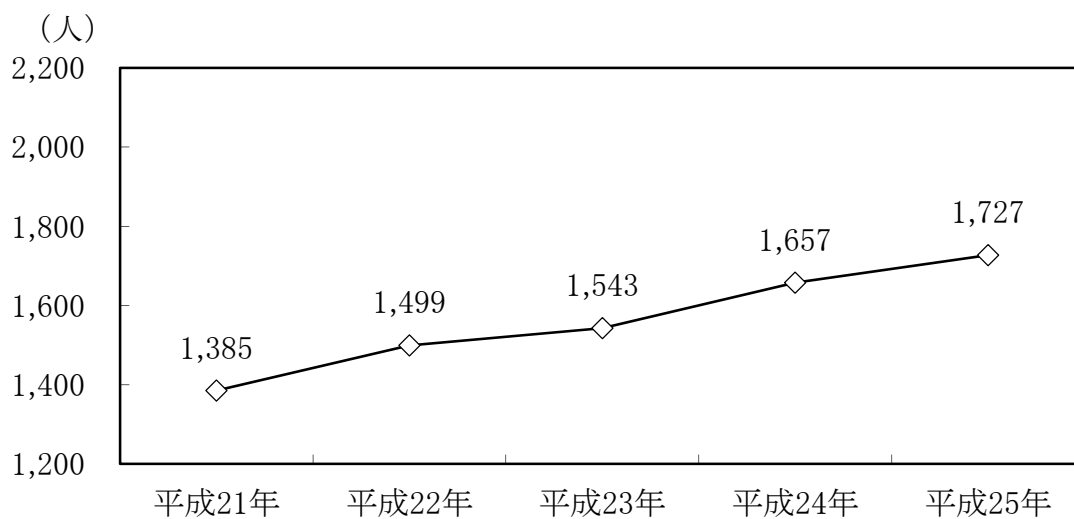
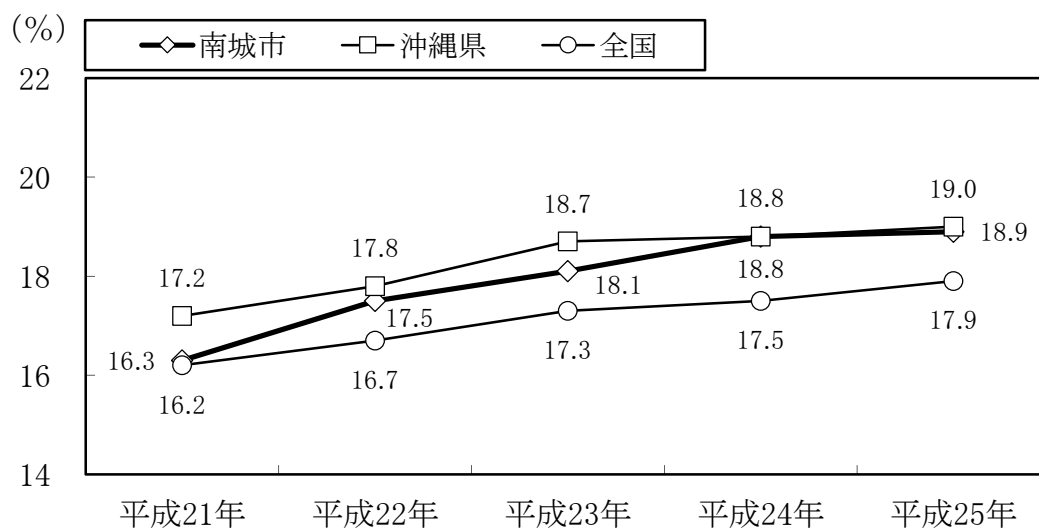


図10 認定率



2. 要介護度別の認定者数

- 要介護度別の認定者数について、構成比をみると、平成25年では要介護4が18.3%、要介護2が17.4%で、他の介護度よりやや高くなっています。また、要介護4と要介護5を合わせた重度者は31.6%と3割を超えるほか、要介護3～5は47.0%となり、認定者の半数近くが要介護3より重い介護度となっています。
- 要介護3～5の比率は沖縄県では44.0%、全国では36.1%であり、件や全国と比べても重度者の比率が高くなっています。

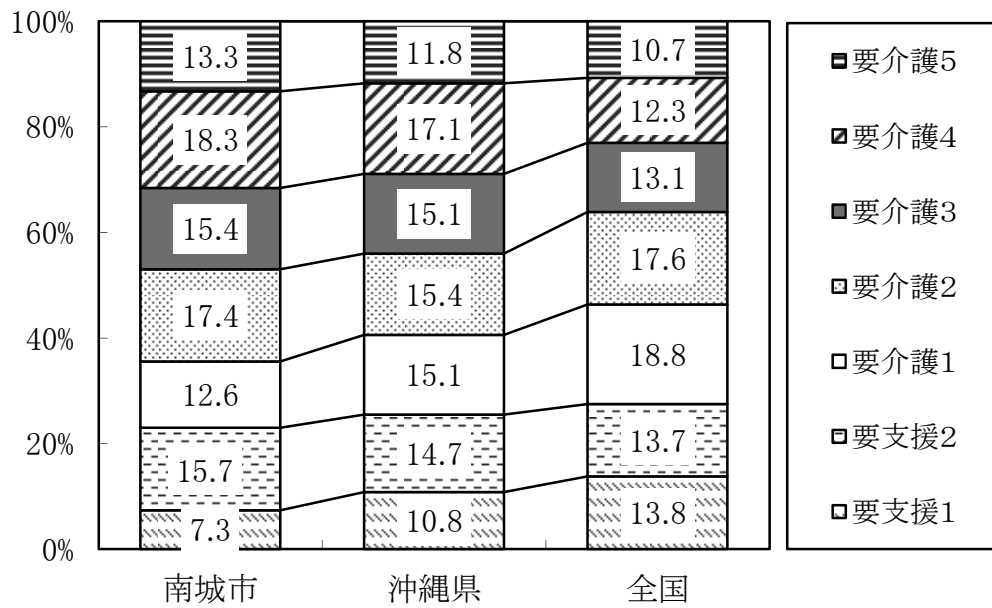
表10 要介護度別認定者数

単位：人、%

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
認定者数(再)	1,385	1,499	1,543	1,657	1,727
要支援1	136	145	133	120	126
要支援2	138	192	244	240	271
要支援(小計)	274	337	377	360	397
要介護1	223	207	193	206	218
要介護2	242	240	242	283	301
要介護3	251	245	241	289	266
要介護4	211	284	288	289	315
要介護5	184	186	202	230	230
構成比					
要支援1	9.8	9.7	8.6	7.3	7.3
要支援2	10.0	12.8	15.8	14.5	15.7
要支援(小計)	19.8	22.5	24.4	21.8	23.0
要介護1	16.1	13.8	12.5	12.4	12.6
要介護2	17.5	16.0	15.7	17.1	17.4
要介護3	18.1	16.3	15.6	17.4	15.4
要介護4	15.2	19.0	18.7	17.4	18.3
要介護5	13.3	12.4	13.1	13.9	13.3

資料：「介護保険事業状況報告」より 各年10月

図11 要介護度別認定者の状況（平成25年10月）



3. 介護保険サービスの受給者数の推移

- サービス類型別に介護サービスの受給者数をみると、居宅サービスは年々受給者が増加しており、地域密着型サービスや施設サービスは概ね横ばいで推移しています。
- 平成25年では居宅サービスが1,074人、地域密着型サービスが62人、施設サービスが365人となっています。受給者の約7割が居宅サービスを利用しています。

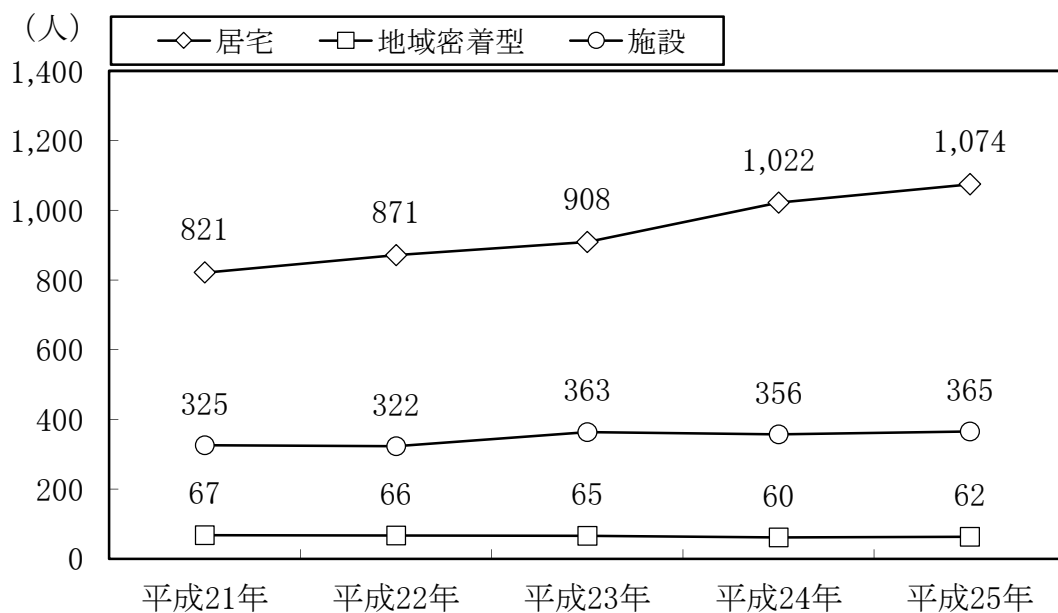
表11 居宅、地域密着型、施設サービス別受給者数

単位：人、%

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	
						構成比
受給者数	1,213	1,259	1,336	1,438	1,501	
居宅	821	871	908	1,022	1,074	71.6
地域密着型	67	66	65	60	62	4.1
施設	325	322	363	356	365	24.3

資料：「介護保険事業状況報告」より 各年10月

図12 介護サービスの受給者数の推移



4. 居宅サービス別利用状況

- 1ヶ月あたりの利用人数をみると、居宅サービスでは、通所介護の利用者が圧倒的に多く、平成25年では701人が利用しています。これに次いで多いのは福祉用具貸与の433人、通所リハビリテーションの283人、訪問介護の166人です。
- 構成比をみると、通所介護が39.3%と4割を占め非常に高いほか、福祉用具貸与は24.3%、通所リハビリテーションは15.9%で、これ以外のサービスは10%未満となっています。

表12 居宅サービス別の利用件数

単位：件

	平成23年	平成24年	平成25年
訪問介護	141	155	166
訪問入浴介護	2	3	5
訪問看護	25	28	28
訪問リハビリテーション	18	21	8
居宅療養管理指導	35	49	49
通所介護	565	666	701
通所リハビリテーション	238	269	283
短期入所生活介護	72	78	72
短期入所療養介護	6	6	11
福祉用具貸与	322	393	433
福祉用具購入費	5	18	9
住宅改修費	7	11	14
特定施設入所者生活介護	6	7	6
居宅サービスの利用件数	1,442	1,704	1,785

資料：「介護保険事業状況報告」より 各年10月

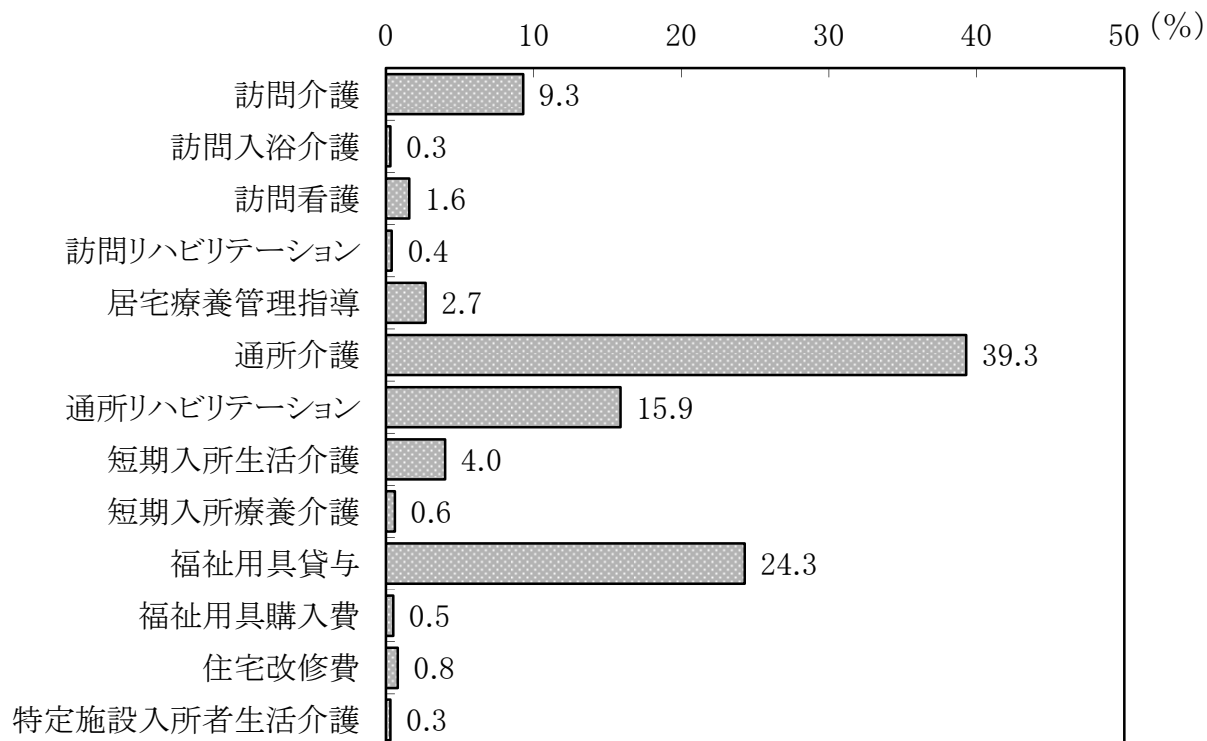
表13 居宅サービス利用の構成比

単位：％

	平成23年	平成24年	平成25年
訪問介護	9.8	9.1	9.3
訪問入浴介護	0.1	0.2	0.3
訪問看護	1.7	1.6	1.6
訪問リハビリテーション	1.2	1.2	0.4
居宅療養管理指導	2.4	2.9	2.7
通所介護	39.2	39.1	39.3
通所リハビリテーション	16.5	15.8	15.9
短期入所生活介護	5.0	4.6	4.0
短期入所療養介護	0.4	0.4	0.6
福祉用具貸与	22.3	23.1	24.3
福祉用具購入費	0.3	1.1	0.5
住宅改修費	0.5	0.6	0.8
特定施設入所者生活介護	0.4	0.4	0.3

資料：「介護保険事業状況報告」より 各年10月

図13 居宅サービス利用の構成比（平成25年）



5. 地域密着型サービスの利用状況

○地域密着型サービスは、基本的には日常生活圏域内の方に限って利用できるサービスで、沖縄県介護保険広域連合に属する本市は市全体が一つの日常生活圏域となっています。市内には認知症対応型共同生活介護(グループホーム)、認知症対応型通所介護(認知症対応型デイサービス)、小規模多機能型居宅介護が整備されています。

表14 地域密着型サービスの利用状況

単位：件

	平成23年	平成24年	平成25年
認知症対応型共同生活介護	31	33	33
認知症対応型通所介護	32	27	17
小規模多機能型居宅介護	0	0	12

資料：「介護保険事業状況報告」より 各年10月

6. 施設サービス別の利用状況

○施設サービスでは介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)の利用者がもっとも多く、平成25年には213人の利用があります。施設サービス利用者の約6割が介護老人福祉施設を利用しています。介護老人保健施設は151人、介護療養型医療施設は3人となっています。施設利用者は平成25年では前年より増加しています。

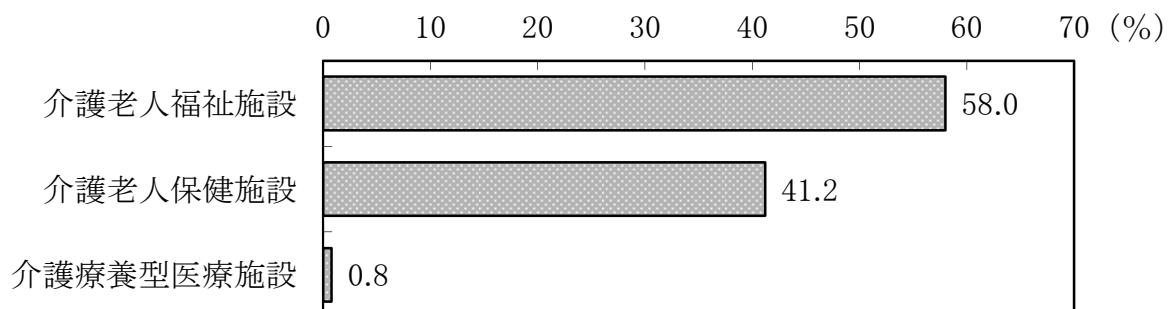
表15 施設サービスの利用件数

単位：件、%

	平成23年	平成24年	平成25年
施設利用件数	363	357	367
介護老人福祉施設	191	201	213
介護老人保健施設	166	153	151
介護療養型医療施設	6	3	3
構成比			
介護老人福祉施設	52.6	56.3	58.0
介護老人保健施設	45.7	42.9	41.2
介護療養型医療施設	1.7	0.8	0.8

資料：「介護保険事業状況報告」より 各年10月

図14 施設サービスの利用状況

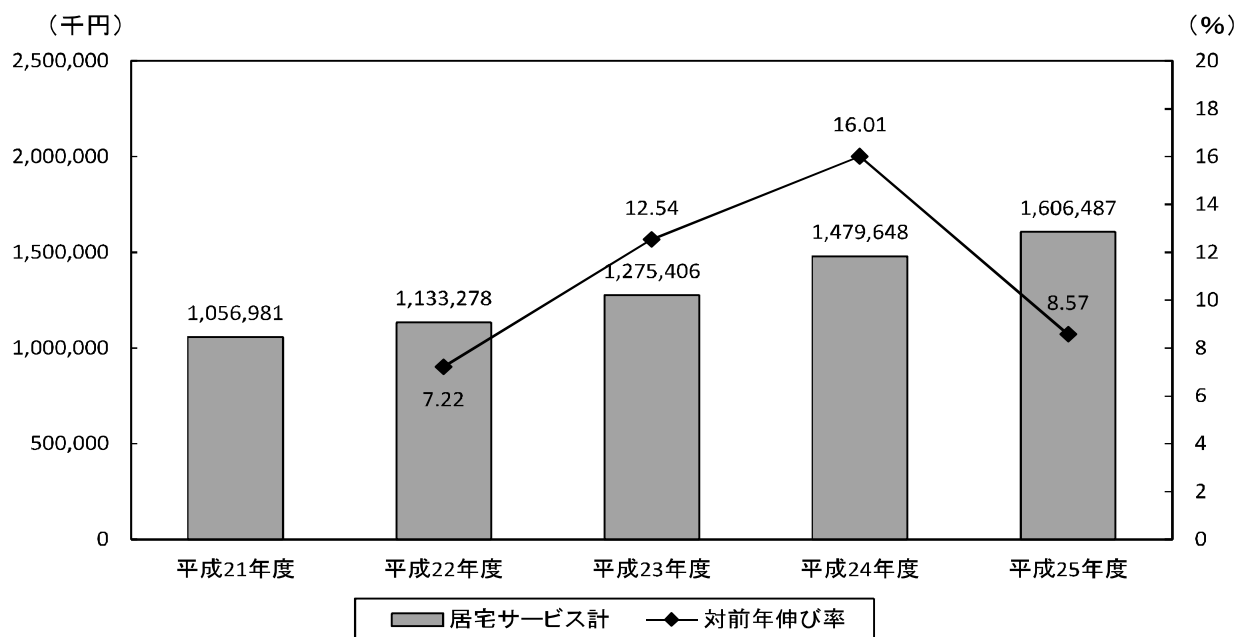


7. 給付費の推移

①居宅サービス・地域密着型サービス・施設サービスの給付費

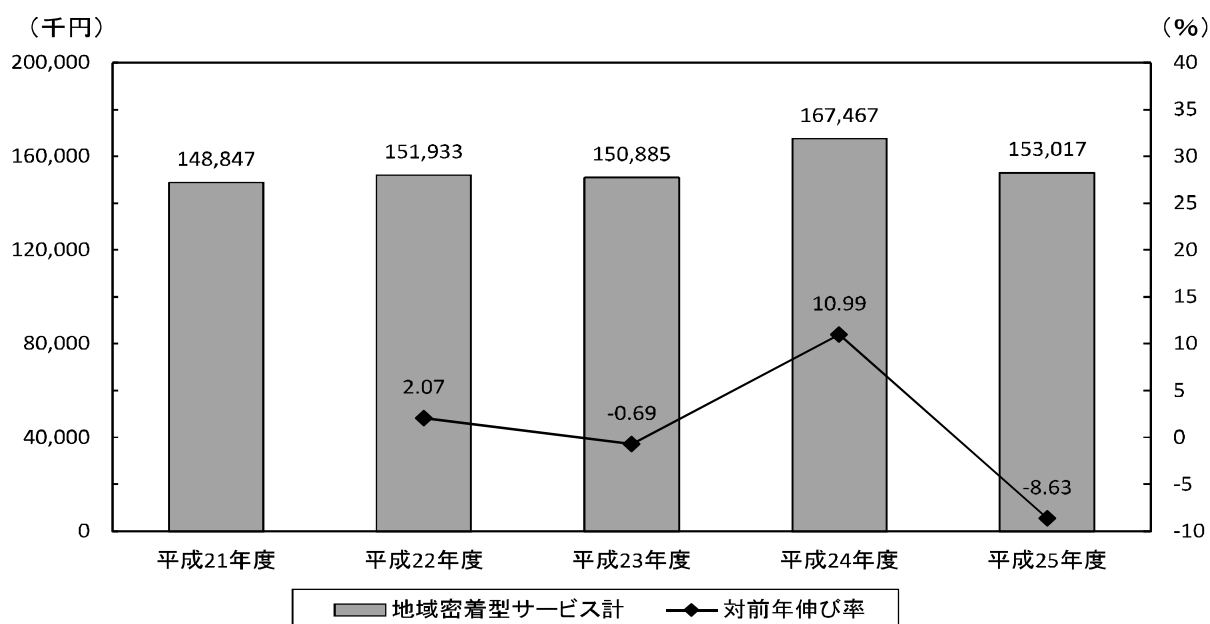
○居宅サービスの給付費は年々増加しており、平成25年度には16億を超えています。平成23、24年度は対前年度比の伸び率が10%を超えていましたが、25年度は8.57%に下がり、増加は幾分緩やかになっています。

図15 居宅サービス給付費および対前年伸び率



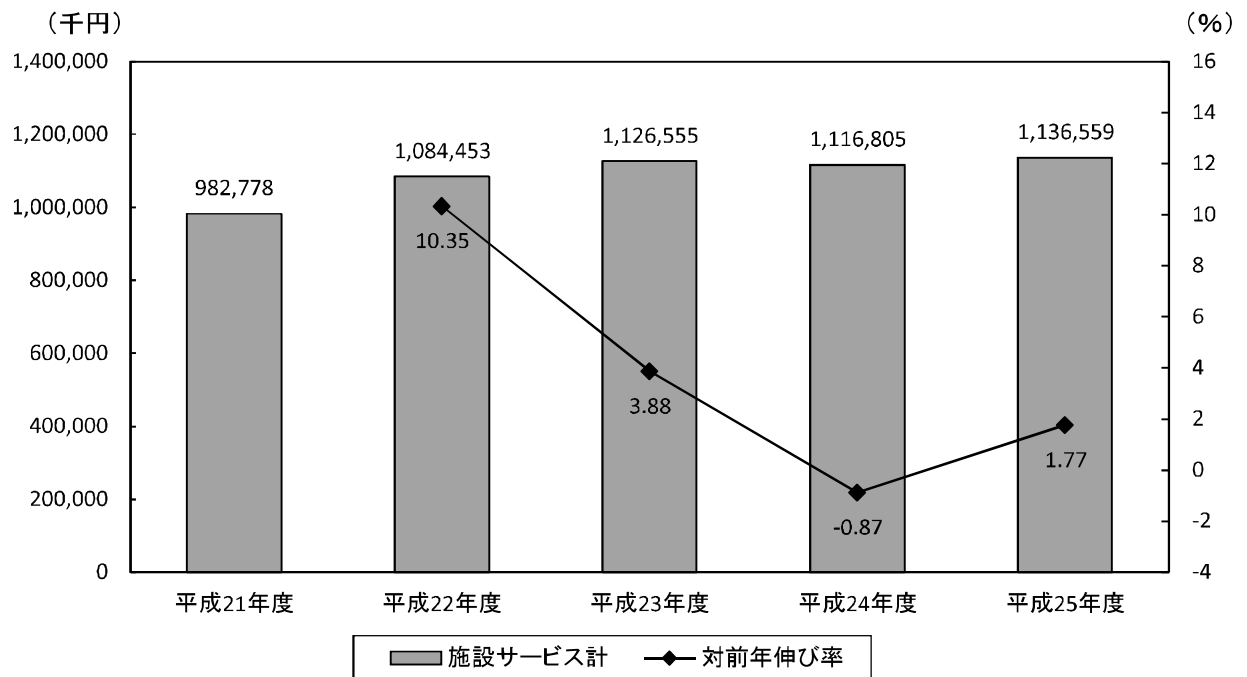
○地域密着型サービスの給付費は平成24年度で他の年度よりやや高くなっていますが、概ね横ばいで推移しています。25年度は約1億5,300万円です。

図16 地域密着型サービス給付費および対前年伸び率



○施設サービスの給付費は平成 23 年度以降、概ね横ばいで推移しています。25 年度では約 11 億 3,000 万円です前年度より 1.77%の伸び率となっています。

図17 施設サービス給付費および対前年伸び率



②居宅サービスの内訳

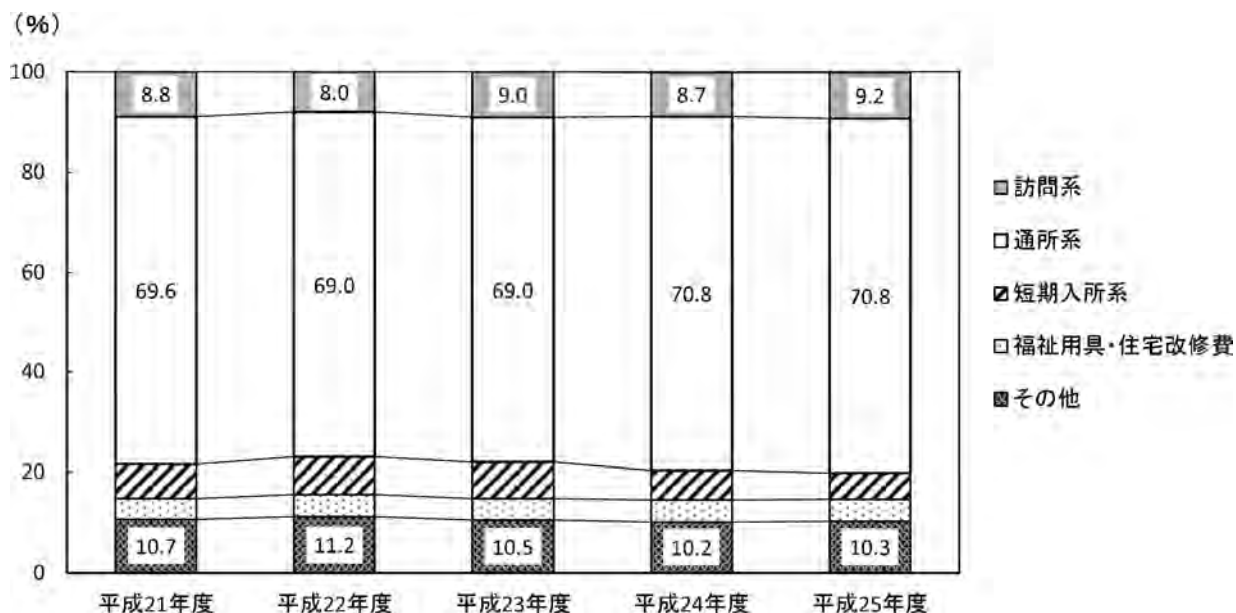
○居宅サービスでは、通所系の給付費がもっとも高く、平成25年度では11億円と、居宅サービス給付費の70.8%を占めています。

表16 居宅サービス給付費

単位：千円

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
訪問系	93,302	90,541	114,947	129,030	148,404
通所系	735,993	782,408	879,859	1,047,996	1,137,913
短期入所系	72,106	84,297	92,280	86,432	82,923
福祉用具・住宅改修費	42,889	49,631	54,638	65,460	71,457
その他	112,691	126,401	133,682	150,731	165,790
居宅サービス計	1,056,981	1,133,278	1,275,406	1,479,648	1,606,487
伸び率(対前年度)	—	7.22	12.54	16.01	8.57

図18 居宅サービス給付費の構成比



○訪問系サービスの給付費を要介護度別にみると、重度者である要介護4が比較的多くなっています。また平成25年度では要介護2、平成24、25年度は要介護4および要介護5で給付費が伸びています。

表17 訪問系サービス給付費

単位：千円

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
要支援1	2,912	2,306	2,339	2,100	1,772
要支援2	6,792	8,262	8,998	7,585	9,071
要介護1	10,852	11,263	11,809	14,951	12,981
要介護2	21,786	17,755	23,084	20,226	30,424
要介護3	16,499	19,870	24,661	22,039	20,114
要介護4	17,665	18,050	26,097	34,822	45,686
要介護5	16,796	13,034	17,959	27,306	28,357
計	93,302	90,541	114,947	129,030	148,404

図19 訪問系サービス給付費推移

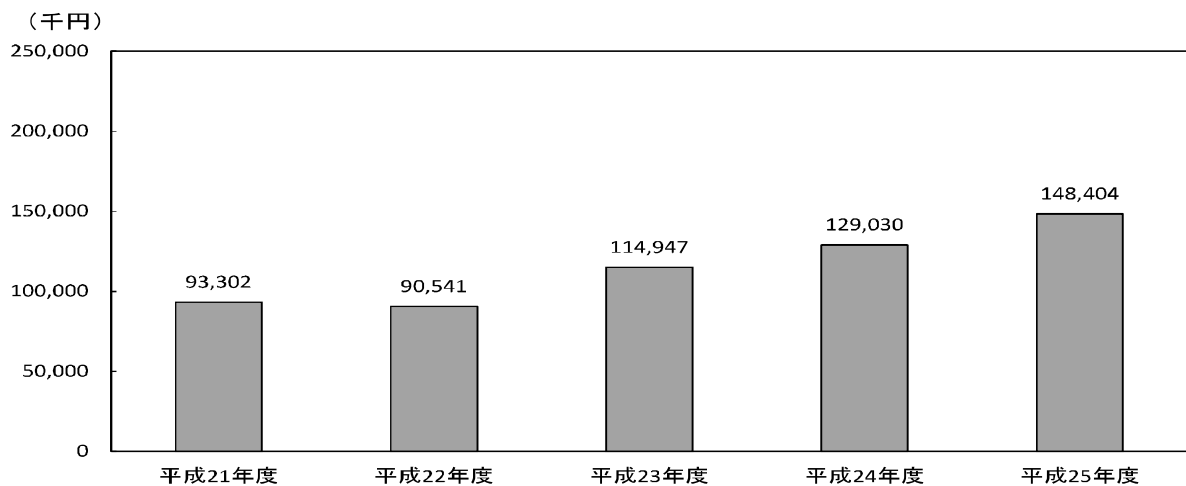
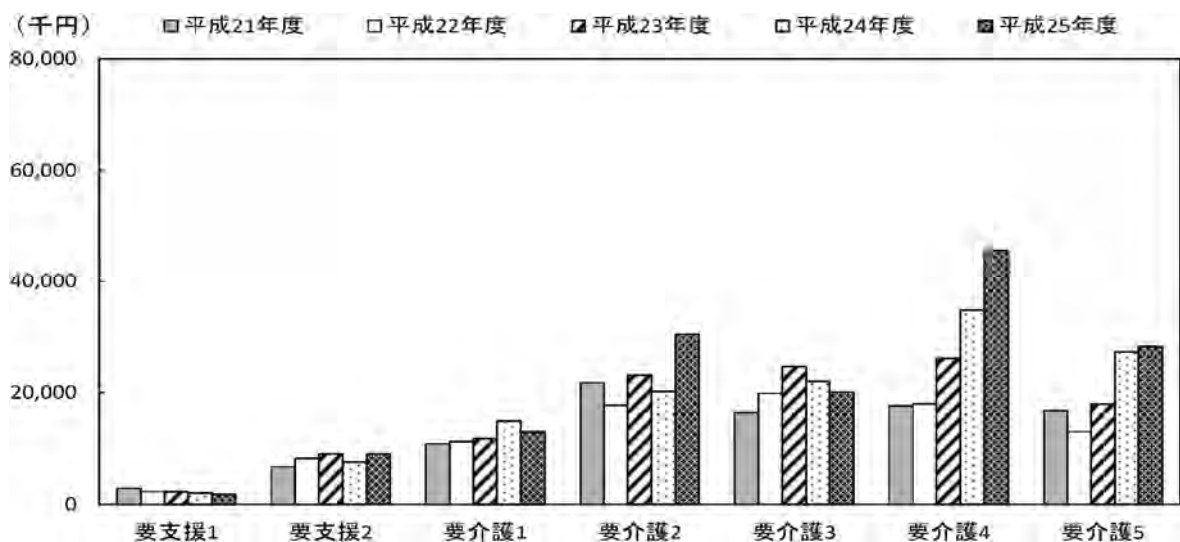


図20 訪問系サービス給付費推移（介護度別）



○通所系サービスの給付費を要介護度別にみると、平成25では要介護2、3が多くなっています。平成24、25年度については要介護3の給付の伸びが非常に大きいほか、要介護2、4、5でも23年と比べて大きく伸びています。

表18 通所系サービス給付費

単位：千円

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
要支援1	22,524	20,730	19,590	16,415	19,536
要支援2	53,034	62,379	79,925	82,103	92,489
要介護1	154,485	145,349	130,438	137,665	151,153
要介護2	184,063	185,353	216,945	244,676	271,481
要介護3	177,522	175,236	168,692	226,533	260,571
要介護4	105,521	136,392	154,928	185,303	198,708
要介護5	38,845	56,968	109,342	155,302	143,975
計	735,993	782,408	879,859	1,047,996	1,137,913

図21 通所系サービス給付費推移

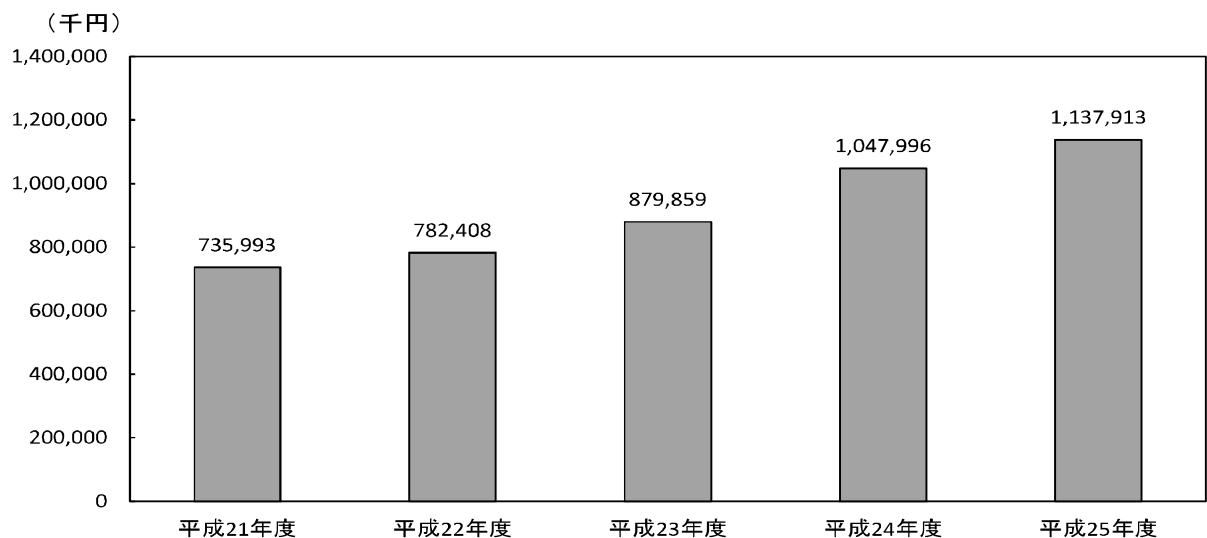
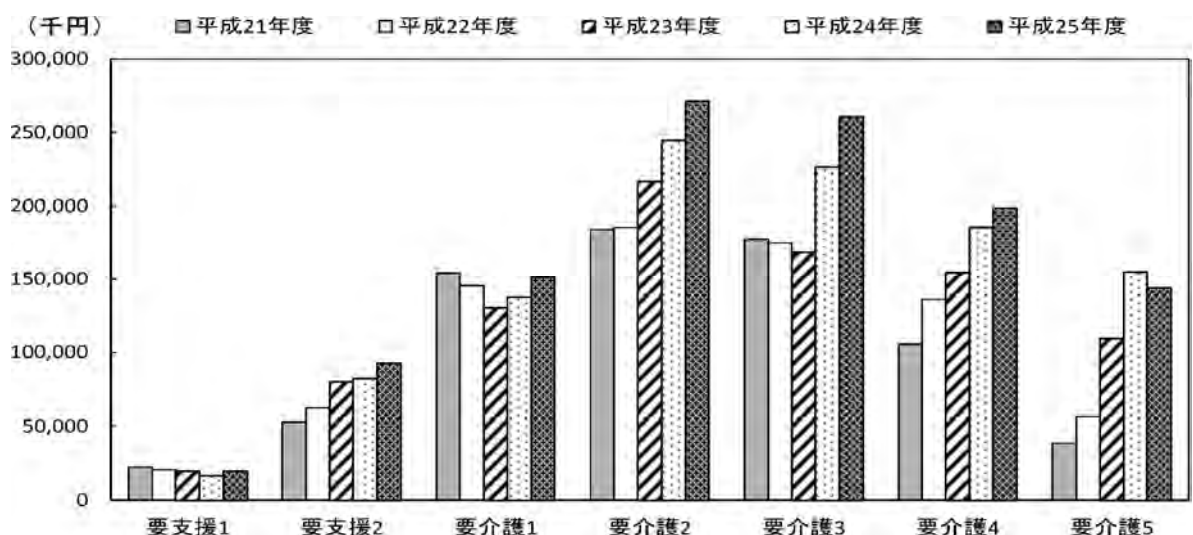


図22 通所系サービス給付費推移（介護度別）



第5節 日常生活圏域ニーズ調査結果（抜粋）

1. 調査の概要

（1）調査の目的

この調査は、これからの高齢者福祉をよりよいものにしていくために、地域にお住まいの65歳以上の方々にご意見やご要望をお伺いし、そのニーズをよりの確に把握し、高齢者が在住する市町村や沖縄県介護保険広域連合で地域の福祉向上に活用することを目的として行いました。

（2）実施主体

沖縄県介護保険広域連合

（3）調査の概要

①調査対象と配布件数

市内在住の65歳以上の高齢者 配布件数は853件

②調査の方法

郵送による配布・回収

③調査期間

調査期間：平成26年1月

④回収状況

	配布数	有効回答数	有効回答率
回収率	853	465件	54.5%

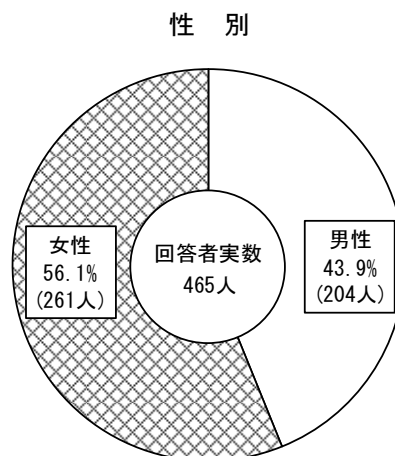
2. 調査結果より

(1) 回答者の属性

性別・年齢構成

調査回答者の性別をみると、「男性」が43.9%、「女性」が56.1%であり、女性の方が多くなっています。また、男女別の年齢について前期高齢者(65歳～74歳)、後期高齢者(75歳以上)に分けてみると、男女とも後期高齢者の比率の方が高く、男性で53.9%、女性では65.1%となっています。

年齢構成			
	前期高齢者	後期高齢者	総数
男性	94 46.1%	110 53.9%	204 43.9%
女性	91 34.9%	170 65.1%	261 56.1%
総数	185 39.8%	280 60.2%	465 100.0%



(2) 調査結果より全体的な状況（抜粋）

①疾病の状況（複数回答）

疾病の状況をみると、「高血圧」の割合がどの身体状況でももっとも高く、4割～5割程度を占めています。一般高齢者でも48.8%となっています。

二次予防対象者では「目の病気」や「心臓病」が2割前後となるほか、「筋骨格の病気」、「糖尿病」が15%前後となります。

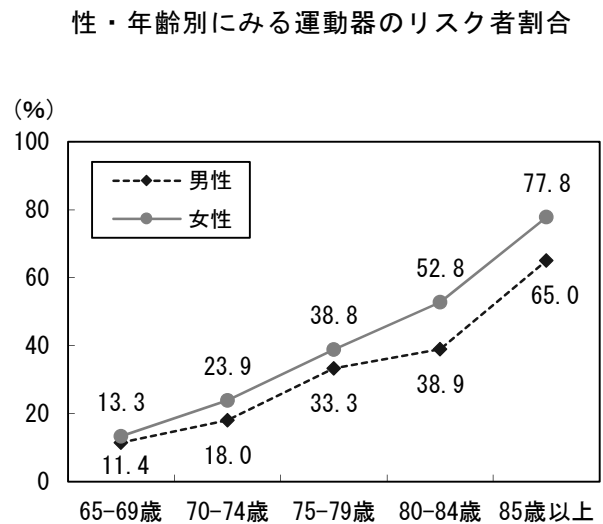
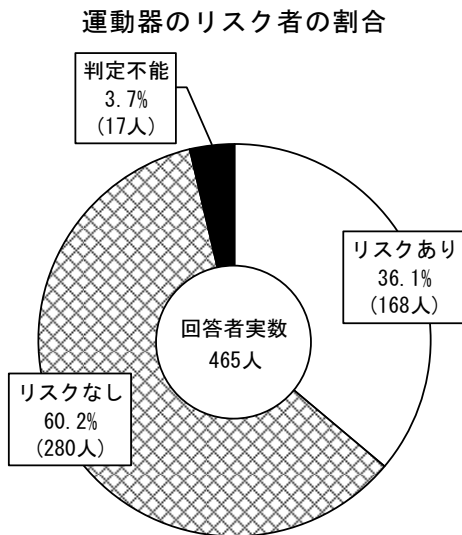
要支援では「目の病気」、「筋骨格の病気」が比較的高く、要介護では他の身体状況ではほとんど見られない「認知症」や「脳卒中」が3割程度となっています。

疾病の状況					
	一般 (258人)	二次予防 (125人)	要支援 (18人)	要介護 (64人)	総数 (465人)
高血圧	48.8	53.6	44.4	35.9	48.2
脳卒中（脳出血・脳梗塞等）	1.9	8.0	5.6	29.7	7.5
心臓病	7.0	19.2	11.1	10.9	11.0
糖尿病	11.2	14.4	5.6	15.6	12.5
高脂血症（脂質異常）	8.1	5.6		7.8	7.1
呼吸器の病気 （肺炎や気管支炎等）	3.5	6.4	5.6	14.1	5.8
胃腸・肝臓・胆のうの病気	3.9	8.0		4.7	4.9
腎臓・前立線の病気	5.0	7.2	11.1	9.4	6.5
筋骨格の病気 （骨粗しょう症、関節症等）	9.3	16.0	22.2	18.8	12.9
外傷（転倒・骨折等）		8.8	11.1	14.1	4.7
がん（悪性新生物）	1.2	0.8	5.6	1.6	1.3
血液・免疫の病気	0.8	5.6	5.6	3.1	2.6
うつ病	0.4	1.6		4.7	1.3
認知症（アルツハイマー病等）	0.8	4.8		31.3	6.0
パーキンソン病	0.4	2.4	5.6	1.6	1.3
目の病気	20.9	24.8	33.3	17.2	21.9
耳の病気	6.2	12.8	5.6	10.9	8.6
その他	5.8	10.4	22.2	4.7	7.5
ない	14.7	1.6		3.1	9.0
無回答	8.9	7.2	16.7	7.8	8.6

単位：%

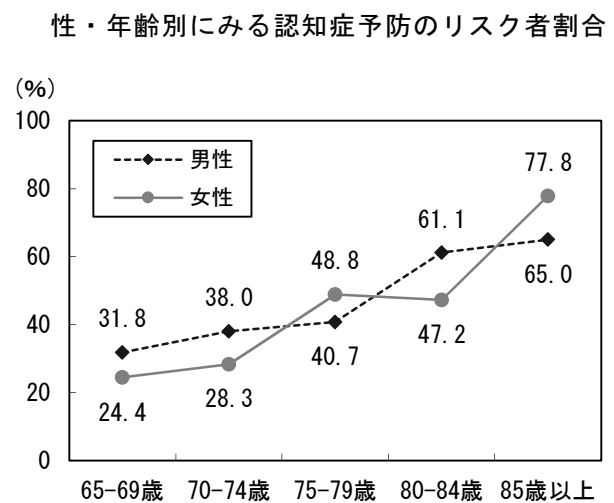
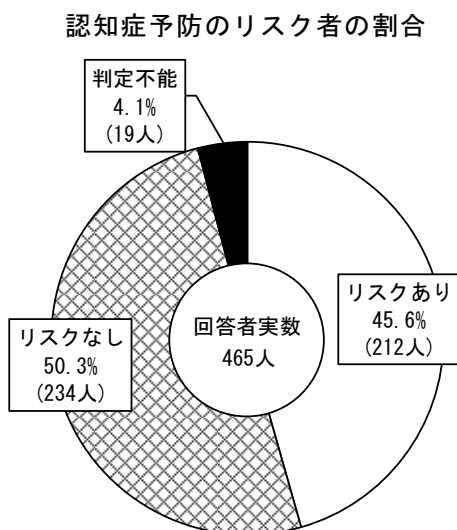
②運動器

「運動器」のリスク者は36.1%となっています。性別にみると、男性よりも女性の方でリスク者割合が高く、特に75歳以上では約4割を超え、85歳以上では約8割に昇ります。



③認知

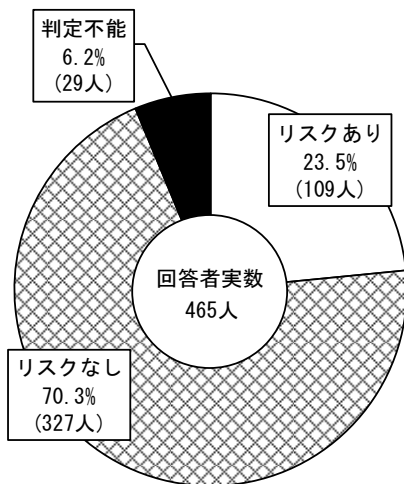
認知症のリスク者は45.6%と約半数を占めています。性別にみると、概ね男性の方でリスク者割合が高いが、75-79歳と85歳以上では女性の方が上回っています。リスク者割合は年齢とともに上昇する傾向となっています。



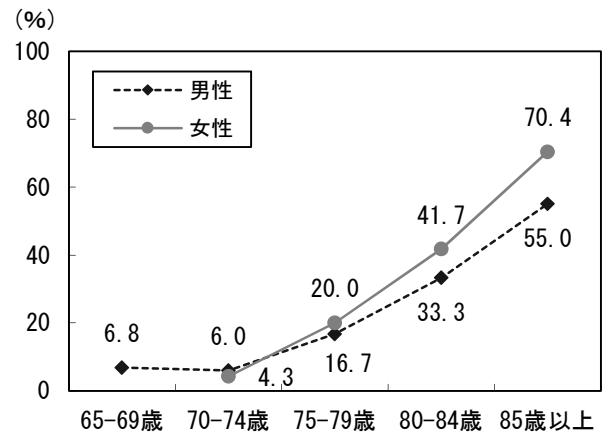
④虚弱

虚弱のリスク者は 23.5%と 2 割程度です。性別年齢別で見ると、男女とも 80 歳未満では 2 割以下となっていますが、80 歳以上になると 3 割を超え、85 歳以上では男性で 55.0%、女性では 70.4%に昇ります。

虚弱のリスク者の割合



性・年齢別にみる虚弱のリスク者割合

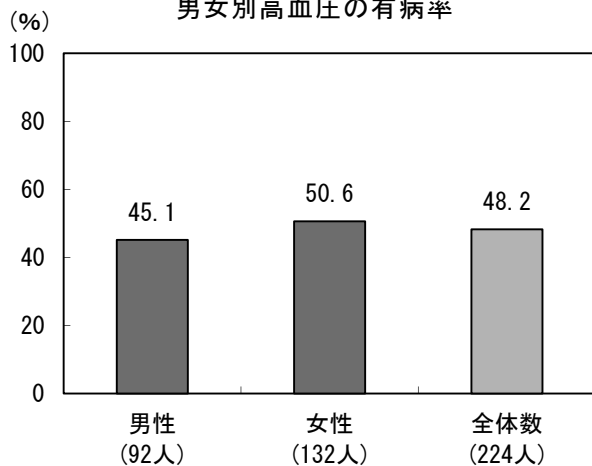


⑤疾病

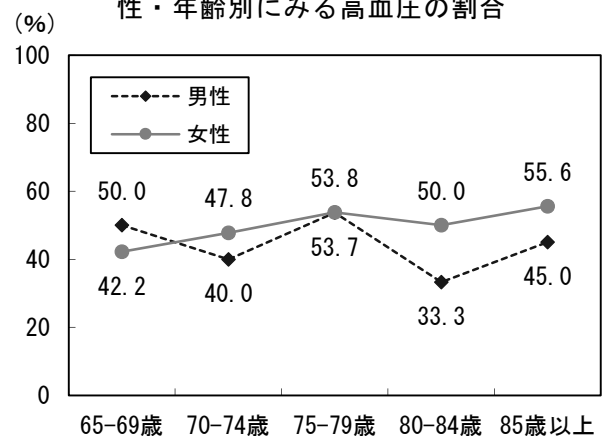
7) 高血圧

高血圧は高齢者全般で有病率が高く、男性が 45.1%、女性が 50.6%を占めています。年齢別で見ても、どの年齢層も男性は概ね 4 割前後、女性は大向け 5 割前後となっています。

男女別高血圧の有病率



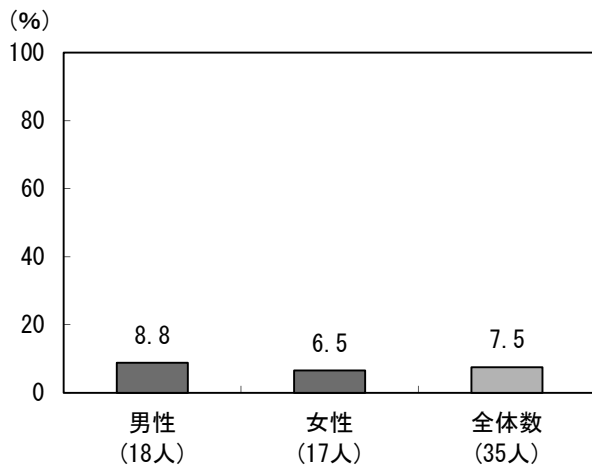
性・年齢別にみる高血圧の割合



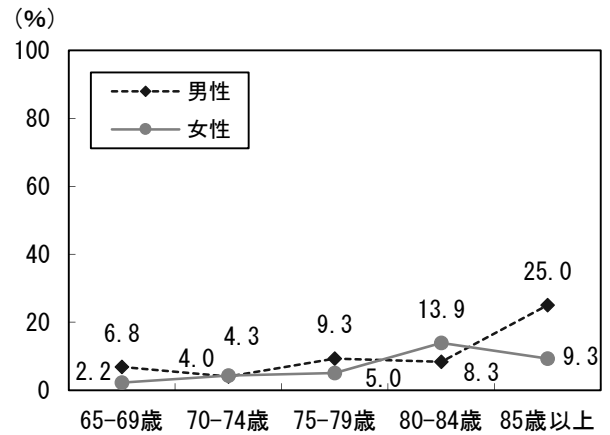
イ) 脳卒中

脳卒中の有病率は全体で7.5%。男女別では男性8.8%、女性6.5%で、僅かではありますが男性の方が高いです。年齢別でも各年齢層とも概ね10%未満で推移していますが、女性の80-84歳は13.9%、男性の85歳以上は25.0%と上昇しています。

男女別脳卒中の有病率



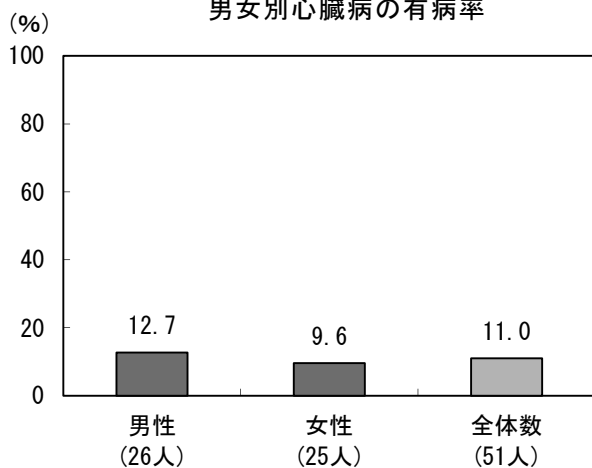
性・年齢別にみる脳卒中の割合



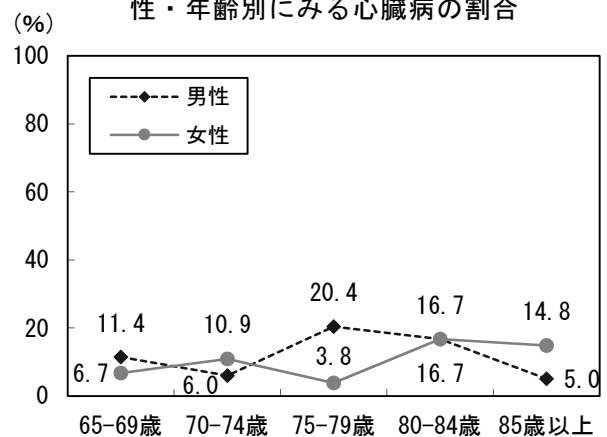
ウ) 心臓病

心臓病の有病率は全体で11.0%。男性が12.7%、女性が9.6%で、男性の方がやや高くなっています。年齢別で見ると、各年代とも男女差はあまり見られませんが、75-79歳の男性は20.4%と2割を占めています。

男女別心臓病の有病率

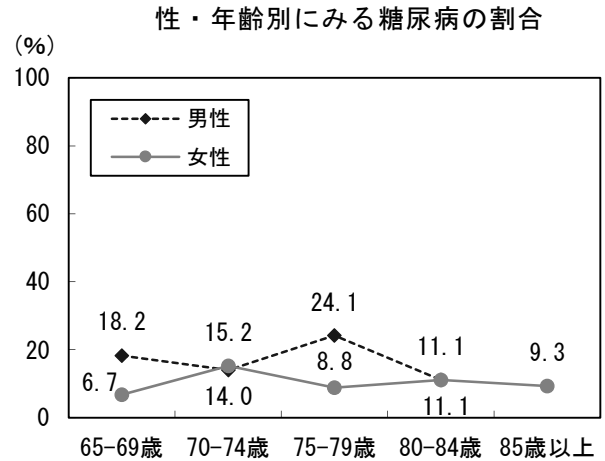
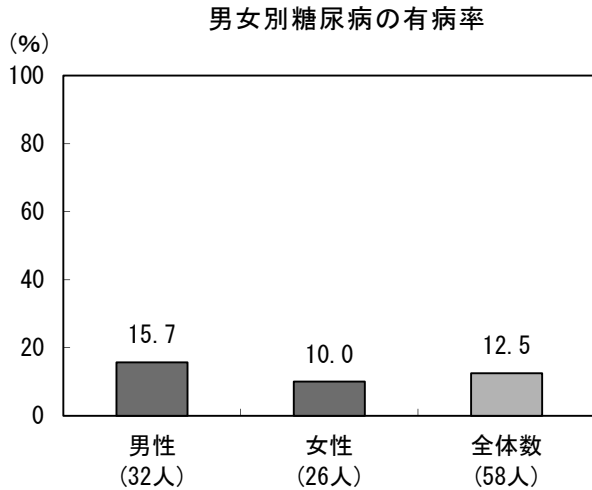


性・年齢別にみる心臓病の割合



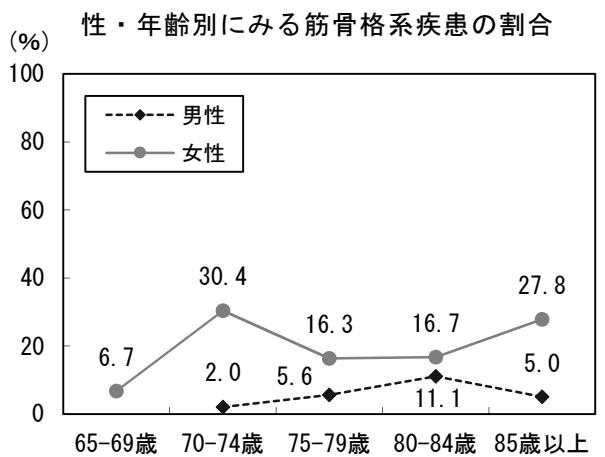
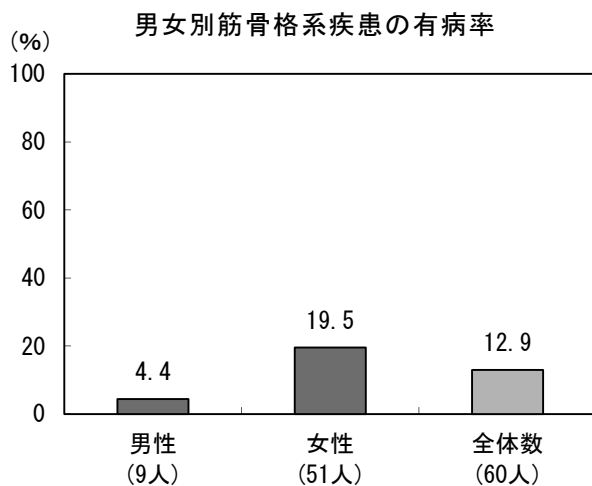
1) 糖尿病

糖尿病の有病率は全体で 12.5%。男性が 15.7%、女性が 10.0%で、男性の方がやや高くなっています。各年齢層での男女差はあまり見られませんが、65-69 歳と 75-79 歳では男性が 2 割程度となっています。



2) 筋骨格系疾患

関節リュウマチを含む筋骨格系疾患の有病率は、全体で 12.9%。男性が 4.4%、女性が 19.5%であり、女性の方が高くなっています。年齢別でみると、各年代とも女性の方が高く、特に 70-74 歳では 30.4%と 3 割を占めています。



⑥要介護になった原因疾患（複数回答）

要介護者に対し、要介護になった原因疾患を尋ねました。

「高齢による衰弱」、「骨折・転倒」が27.6%であるほか、「認知症」、「脳卒中」も20%台となっています。

性別にみると、男性では「脳卒中」がもっとも多く32.5%と3割を超えています。次いで「その他」が20.0%となっていますが、3番目には「関節の病気（リウマチ等）」と「糖尿病」の15.0%があげられています。

女性では「高齢による衰弱」が35.5%を占めています。そのほか、「認知症」、「骨折・転倒」が26%であり、3割近くを占めています。

要介護の原因疾患（それぞれ比率の高い順）					
全体数		男性		女性	
高齢による衰弱	27.6	脳卒中(脳出血・脳梗塞等)	32.5	高齢による衰弱	35.5
脳卒中(脳出血・脳梗塞等)	22.4	その他	20.0	認知症(アルツハイマー病等)	26.3
骨折・転倒	21.6	関節の病気(リウマチ等)	15.0	骨折・転倒	26.3
認知症(アルツハイマー病等)	19.8	糖尿病	15.0	脳卒中(脳出血・脳梗塞等)	17.1
その他	18.1	骨折・転倒	12.5	その他	17.1
関節の病気(リウマチ等)	12.1	高齢による衰弱	12.5	関節の病気(リウマチ等)	10.5
糖尿病	11.2	心臓病	10.0	視覚・聴覚障害	10.5
心臓病	9.5	呼吸器の病気(肺気腫・肺炎等)	7.5	心臓病	9.2
視覚・聴覚障害	9.5	認知症(アルツハイマー病等)	7.5	糖尿病	9.2
呼吸器の病気(肺気腫・肺炎等)	6.9	視覚・聴覚障害	7.5	呼吸器の病気(肺気腫・肺炎等)	6.6
脊椎損傷	6.0	脊椎損傷	5.0	脊椎損傷	6.6
がん（悪性新生物）	3.4	がん（悪性新生物）	2.5	がん（悪性新生物）	3.9
パーキンソン病	1.7	パーキンソン病	2.5	パーキンソン病	1.3
不明	0.9	不明	2.5	不明	0.0
無回答	8.6	無回答	7.5	無回答	9.2

単位：%

(3) 世帯別の状況

①地域活動への参加

地域活動への参加に、年数回以上活動に参加している比率をみると、「祭り・行事」は各世帯構成とも3割を超えており、特に「3人以上同居」の世帯は35.0%となっています。また「老人クラブ」も各世帯構成とも3割程度を占めていますが、特に「配偶者以外と二人暮らし」で36.0%となっています。

「ボランティア活動」は10%程度であり、その中で「配偶者と二人暮らし」が14.6%と若干高めになっています。

また、「参加していない」という回答が3割以上みられます。

	一人暮らし	配偶者と二人暮らし	配偶者以外と二人暮らし	3人以上同居	市全体
祭り・行事（参加）	29.7%	30.0%	32.0%	35.0%	29.9%
老人クラブ（参加）	29.7%	29.2%	36.0%	29.9%	28.6%
地域活動に参加していない	29.7%	29.2%	36.0%	29.9%	28.6%

②運動機能、閉じこもり

運動機能、閉じこもり、転倒のリスクについてみると、「運動機能」では、「配偶者と二人暮らし」以外は3割を超えるリスク者割合となっており、特に「一人暮らし」は39.1%と約4割を占めています。

「閉じこもり」、「転倒」は「配偶者以外と二人暮らし」がもっともリスク者割合が高くなっており、特に「転倒」では40%を占めています。

	一人暮らし	配偶者と二人暮らし	配偶者以外と二人暮らし	3人以上同居	市全体
運動機能リスク者	39.1%	22.3%	36.0%	36.2%	36.1%
閉じこもりリスク者	12.5%	10.0%	20.0%	15.8%	19.4%
転倒リスク者	35.9%	17.7%	40.0%	37.3%	30.1%

③認知機能、うつ

物忘れ、うつのリスク者についてみると、「物忘れ」では、「3人以上同居」で52.5%と半数以上を占めています。

「うつ」のリスク者では、「一人暮らし」が4割半ば高くなっています。

	一人暮らし	配偶者と二人暮らし	配偶者以外と二人暮らし	3人以上同居	市全体
認知症予防(物忘れ)リスク者	39.1%	34.6%	36.0%	52.5%	45.6%
うつ予防リスク者	45.3%	17.7%	24.0%	28.2%	26.7%

④世帯別集計のまとめ

世帯構成では、「一人暮らし」の見守りや支援が必要ですが、この結果からは「配偶者以外と二人暮らし」でもリスク者の割合が高いことがわかります。生活改善や介護予防の指導などは一人暮らしとともに「配偶者以外と二人暮らし」の世帯も重視する必要があります。

「配偶者以外と二人暮らし」は後期高齢者の女性で多くなっており、同居者は「子」の場合が多いです。

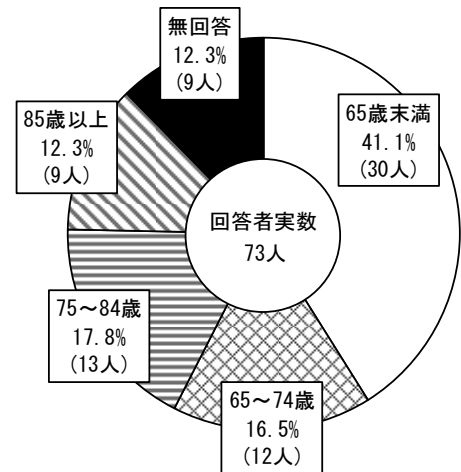
(4) 介護者(介助者)について

①介護や介助を行っている方の年齢

介護者の約4割は65歳未満となっていますが、反対に65歳以上が46.6%を占めています。また、30.1%は75歳以上の後期高齢者となっています。

介護や介助を行っている方の年齢		
65歳未満	30	(41.1)
65～74歳	12	(16.5)
75～84歳	13	(17.8)
85歳以上	9	(12.3)
無回答	9	(12.3)
回答者実数	73	(100.0)

介護や介助を行っている方の年齢

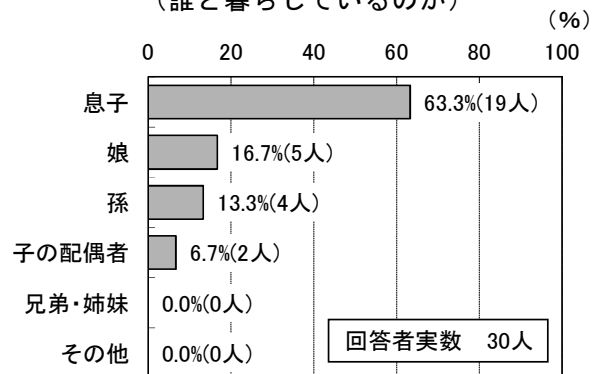


(5) 配偶者以外と二人暮らしの方 (誰と暮らしているのか)

配偶者以外と二人暮らしの方では、息子と暮らしている人が約6割でした。次いで多いのは娘ですが、その割合は1割半ばであり、息子が圧倒的に多いことがわかります。

配偶者以外と二人暮らしの方 (誰と暮らしているのか)		
息子	19	(63.3)
娘	5	(16.7)
孫	4	(13.3)
子の配偶者	2	(6.7)
兄弟・姉妹	0	(0.0)
その他	0	(0.0)
回答者実数	30	(100.0)

配偶者以外と二人暮らしの方
(誰と暮らしているのか)



>>点検 1-2 高齢者の健康保持・増進

5期計画策定時
2. 高齢者の健康保持・増進

2. 高齢者の健康保持・増進【担当課：生きがい推進課】

<内容>

高齢者筋力向上トレーニング事業「がんじゅう教室」での運動指導、地域ふれあいミニデイサービス事業での健康チェック、健康相談、介護予防教室での低栄養改善・認知症等の研修

<現状>

筋力の維持向上、健康に対する意識改革、社会的孤立感の解消、自立生活の助長が図れました。

>>取り組み状況

- ・がんじゅう教室参加者（※利用延人数）
 平成 24 年度 18,351 人 25 年度 19,874 人
- ・地域ふれあいミニデイサービス事業（※利用延人数）
 平成 24 年度 17,878 人 25 年度 17,801 人
- ・介護予防教室（※利用延人数）
 平成 24 年度 1,787 人 25 年度 1,506 人

<課題>

内容を固定化せずに、参加者の状況にあったプログラム作りが必要です。

点検・2 元気な毎日を送るために（～介護予防事業の推進）

>>点検 2-1 二次予防高齢者への介護予防の推進

5期計画策定時
1. 二次予防高齢者への介護予防の推進 (1) 二次予防高齢者把握事業 (2) 複合プログラム事業 (3) 運動機能向上事業

(1) 二次予防高齢者把握事業【担当課：生きがい推進課】

<内容>

地域支援事業への申込みの際や訪問等で基本チェックリストを用い調査を実施。生活機能検査は必要に応じて行います。

<現状>

生活機能が低下し要支援・要介護状態になるおそれのある高齢者を早期に把握でき、介護予防への効果的な取組みにつなげることができました。

>>取り組み状況

・基本チェックリスト調査数	平成 24 年度	464 人	平成 25 年度	339 人
	・生活機能検査実施数			
	平成 24 年度	0 人	平成 25 年度	0 人

<課題>

高齢者全体を把握できていません。

(2) 複合プログラム事業【担当課：生きがい推進課】

<内容>

要支援、要介護に移行するおそれのある高齢者に対し、介護予防プログラム(運動機能、栄養改善、口腔ケア、認知症等)の研修を行いました。

<現状>

機能改善や介護予防に対する意欲の向上により、要支援要介護の発生を防いでいます。

>>取り組み状況

利用延人数	平成 24 年度	10 人	平成 25 年度	17 人
-------	----------	------	----------	------

<課題>

2次予防対象者の把握がうまくできていません。

(3) 運動機能向上事業【担当課：生きがい推進課】

<内容>

個別に計画を立て、介護予防機器を利用した運動や軽体操を実施し、心身の機能回復、健康増進を図っています。

<現状>

個別計画で実施されるため、効果的に運動能力が向上し、介護予防が図られています。また受講者も体調の変化に気づき、健康・運動への意識が高まっています。

>>取り組み状況

┌ 利用実人数	平成 24 年度	4 人	平成 25 年度	12 人

<課題>

事業終了後も健康づくりができる仕組みづくり。

>>点検 2-2 一般高齢者への介護予防の推進

5期計画策定時
<p>2. 一般高齢者への介護予防の推進</p> <p>(1) 地域ふれあいミニデイサービス事業</p> <p>(2) 高齢者筋力向上トレーニング事業（がんじゅう教室）</p> <p>(3) 健康づくり教室事業</p> <p>(4) 介護予防教室事業</p> <p>(5) 介護支援ボランティアポイント制度</p> <p>(6) 訪問リハビリ</p> <p>(7) 生活管理指導員派遣事業</p>

(1) 地域ふれあいミニデイサービス事業【担当課：生きがい推進課】

<内容>

各自治会公民館等で各種サービスを提供し、高齢者の社会参加を促し、仲間づくりを行っています。

<現状>

高齢者の社会的孤立感の解消および自立生活の助長、介護予防を図られています。

>>取り組み状況

{	利用実人数		
	平成 24 年度	1,687 人	平成 25 年度 1,331 人

<課題>

民生委員やボランティアの協力が不可欠であるため全地区での開催にいたっていません。また、内容も固定化しています。

(2) 高齢者筋力向上トレーニング事業（がんじゅう教室）【担当課：生きがい推進課】

<内容>

比較的元気な高齢者を対象に、心身の機能回復、健康増進を図るため、介護予防機器の活用ならびに軽体操の指導を実施しています。

<現状>

健康に対する意識の向上、運動の必要性の理解が図られ、日頃より運動に励む人が増えてきています。

>>取り組み状況

{	利用実人数		
	平成 24 年度	485 人	平成 25 年度 493 人

<課題>

参加者（特に男性参加者）の拡充

（３）健康づくり教室事業【担当課：生きがい推進課】

（※平成 26 年度から実施せず）

（４）介護予防教室事業【担当課：生きがい推進課】

<内容>

地域ふれあいミニデイサービスにおいて、健康づくり（運動）、口腔ケア、低栄養改善、認知症予防等の介護予防について研修を実施しています。

<現状>

介護予防に関する知識の向上が図られています。

>>取り組み状況

{	利用延人数		
	平成 24 年度	1,787 人	平成 25 年度 1,506 人

<課題>

参加者の拡充

（５）介護支援ボランティアポイント制度【担当課：生きがい推進課】

<内容>

地域ふれあいミニデイサービスにおけるボランティア活動その他の社会的活動に参加することを支援する制度で、活動実績に基づき、介護支援ボランティア評価ポイントを付与し、申出により評価ポイントに応じた商品券と交換しています。

<現状>

自分達で何が出来るか考え、自主的に行動することで、高齢者の生きがいづくりや社会的役割の構築が図られています。

>>取り組み状況

{	利用延人数		
	平成 24 年度	5,051 人	平成 25 年度 4,304 人

<課題>

ミニデイ以外でのボランティアの拡充

(6) 訪問リハビリ【担当課：生きがい推進課】

＜内容＞

介護予防事業への参加できない高齢者で心身の機能上困っている方に対し、理学療法士が訪問し、在宅でのリハビリや運動の指導、介護者への指導、助言を行っています。

＜現状＞

介護サービス提供施設がない久高島では、専門的なサービスを受けることができず、支援が必要な高齢者が支援を受けるのが難しい状況です。そこで、訪問リハビリを実施し、筋力機能の向上を図ることはもちろんのこと、介護に関する正しい情報を提供することで、在宅生活の支援を行っています。

>>取り組み状況

〔利用実人数	平成 24 年度	6 人	平成 25 年度	5 人

＜課題＞

利用者が少ない

(7) 生活管理指導員派遣事業【担当課：生きがい推進課】

＜内容＞

社会適応が困難な高齢者または日常生活を営むのに支障がある高齢者に対し、生活管理指導員が日常生活に関する支援および指導を行い、在宅での自立した生活の継続を図ります。

＜現状＞

高齢者の在宅生活継続の支援が図られています。

>>取り組み状況

〔利用実人数	平成 24 年度	5 人	平成 25 年度	3 人

＜課題＞

自立に向けての支援だが、生活管理指導員にまかせっきりの方がいます。

点検・3 自立生活を支えるために（～地域の高齢者の生活支援の充実）

>>点検 3-1 地域包括支援センターの周知徹底、体制の強化

5 期計画策定時
1. 地域包括支援センターの周知徹底、体制の強化 (1) 地域包括支援センターの周知徹底 (2) 地域包括支援センターの体制の強化

(1) 地域包括支援センターの周知徹底【担当課：生きがい推進課】

<内容>

地域ふれあいミニデイサービスでの説明やチラシの配付、また、各福祉センター等へポスターの掲示を行いました。

また、地域実態把握による訪問時にチラシを配付しました。

さらに、11月11日の介護の日に合わせて、庁舎内でイベントを開催し、地域包括支援センターの周知活動を行いました。

<現状>

住民の方から「地域包括支援センター」に直接来庁して頂くことが多くなってきました。また、民生委員・児童委員や自治会との連携が行いやすくなりました。

<課題>

広報やポスター、チラシ等で周知活動を行っていますが、まだ不十分です。

(2) 地域包括支援センターの体制の強化【担当課：生きがい推進課】

<内容>

社会福祉士、主任介護支援専門員、保健師(看護師)の設置を行い、連携体制を強化し、日常的な相談から権利擁護といった相談支援を単独の専門職で活動するのではなく、地域包括支援センターが一つになって支援を行います。

<現状>

社会福祉士を日常生活圏域(大里地区・佐敷地区・玉城地区・知念地区)に配置し、市社会福祉協議会の地域コーディネーターと協働で支援を行っています。

主任介護支援専門員を配置し、住民からの相談や居宅介護支援事業所からの相談を受け、課題解決に向けて支援を行っています。

保健師(看護師)を配置し、二次予防対象者の把握や医療的な支援を行っています。

日常生活圏域に社会福祉士を配置することで、社協の地域コーディネーターや民生委員・児童委員の方との情報交換や実態把握を行う際に、顔の見える連携が行うことができました。

<課題>

民生委員・児童委員や地域の方からの情報提供にばらつきがあるため、関わりが少ない地域に対しての実態把握が不十分です。

>>点検 3-2 包括的支援事業の推進

5期計画策定時
2. 包括的支援事業の推進 (1) 介護予防ケアマネジメント事業の充実 (2) 相談と情報提供の充実 (3) 権利擁護の推進 (4) 高齢者の実態把握の実施 (5) 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

(1) 介護予防ケアマネジメント事業の充実【担当課：生きがい推進課】

<内容>

ふれあいミニデイサービスの場や訪問などで調査を実施し、民生委員・児童委員など関係機関との連携により支援が必要な高齢者の情報収集に努めています。

<現状>

介護予防プランについては必要な場合のみ実施しています。事業の実施前後に事業実施担当者と対象者の支援など情報共有することでケアプラン作成に変えることができます。

プラン作成実績：0件

<課題>

(特になし)

(2) 相談と情報提供の充実

①相談体制の充実【担当課：生きがい推進課】

②情報提供の充実【担当課：生きがい推進課】

※①、②あわせての状況

<内容>

市の窓口のほか、市の広報紙や社協だより、市のホームページを活用した高齢者福祉に関する情報の提供を行っています。また、区長・自治会長など地域の人材の協力により、各種情報パンフレットや介護予防事業、介護保険、各種サービスや制度に関する情報を伝えてもらっています。

<現状>

市の窓口のほか、市の広報紙や社協だより、市のホームページを活用した高齢者福祉に関する情報の提供を行いました。また、民生委員・児童委員の総会の中で、包括支援センターの役割の周知を行いました。個別訪問の中で、支援策の情報を提供すると共に、必要とされる支援の繋ぎを行っています。

>>取り組み状況

- ・11月の介護の日に合わせ、地域包括支援センター専門職員三職種(主任介護支援専門員、社会福祉士、看護師等)により、高齢者福祉に関する情報や健康相談、介護相談等を実施
- ・介護周知懸垂幕の設置をしました。
- ・グリーンタウン自治会で、認知症サポーター養成講座を実施

<課題>

地域包括支援センターの役割の周知は概ねできたが、潜在的な要介護者への周知が課題です。

(3) 権利擁護の推進**① 権利擁護の相談の充実【担当課：生きがい推進課】**

<内容>

高齢者虐待の未然防止や対応、成年後見制度等の権利擁護に関する制度の周知を行い、虐待の未然防止、早期発見及び権利擁護事業の利用促進を行います。

<現状>

各地区担当と地域コーディネーターが連携し、生活課題を抱えた方の連携を行い、権利擁護事業や介護サービスに結びました。

権利擁護事業を利用することで、金銭管理等が難しい方への相談支援ができ、各種サービスの利用につながり、本人の自立生活の支援を行うことが出来ました。

<課題>

権利擁護に関する相談が入った場合に対応解決を行いますが、社会資源が不足しており、支援が長期化する傾向があります。

② 「日常生活自立支援事業(旧地域福祉権利擁護事業)」、「成年後見制度」の周知と利用促進【担当課：生きがい推進課】

<内容>

広報やホームページ、介護の日のイベント等を通して周知活動と利用促進を行います。
必要な市民に申請や申立等の相談支援を行い、利用促進を行います。

<現状>

広報やホームページを活用し、周知を行いました。

平成26年度は、11月11日に開催したイベントにおいて、終活を含めた内容を取り入れ、市民への理解を促すことが出来ました。

制度の説明等を行い、申立の支援が必要な方には、手続きの支援等を行いました。

広報やホームページに加えて、イベントを行うことで、成年後見制度や終活に対しての意識啓発を行うことが出来ました。

<課題>

イベントの広報等が不足して情報発信が不十分でした。

興味のある方や普段から意識している方が多く参加していたので、普段から考えられるきっかけ作りを行う必要があります。

③高齢者虐待の防止と早期発見の推進【担当課：生きがい推進課】

<内容>

民生委員・児童委員、地域コーディネーターと連携し、高齢者の自宅訪問を行い、未然防止を図ります。
高齢者虐待防止ネットワーク協議会を開催し、南城市の現状を含めた報告・協議を行い、虐待対応の体制の見直し検討を行いました。

<現状>

生活課題を抱えた方への訪問を地域コーディネーターや民生委員・児童委員と行い、虐待になる前の生活課題解決へ取り組みました。

高齢者虐待防止ネットワーク協議会を開催し、虐待発生した時の対応方法などを確認し、体制の見直し検討を行いました。

虐待対応を中心に行う社会福祉士が研修等に参加し、資質向上を行いました。

地域包括支援センターのみで解決するのではなく、地域コーディネーターや民生委員・児童委員と連携協力して対応を行うことが出来ました。

<課題>

虐待は、家庭の中で発生しており、早期に発見することが難しいケースがあります。

(4) 高齢者の実態把握の実施【担当課：生きがい推進課】

<内容>

地域ふれあいミニデイサービス事業等の各地域支援事業へ訪問し、地域住民のニーズ把握の確認を行い、事業計画の見直し、検討を行いました。

<現状>

各地域支援事業の利用者に実態把握を行い、計画の見直し、検討を行いました。

市民のニーズを直接聞くことで、次年度の事業の見直し等を行うことが出来ました。

<課題>

ニーズ確認や実態把握を行うが、全ての方に確認ができていません。

(5) 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業【担当課：生きがい推進課】

<内容>

地域の高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができるよう、主治医と介護支援専門員との連携のほか、様々な職種との多職種協働や地域の関係機関との連携を図るとともに、介護予防ケアマネジメント、指定介護予防支援及び介護給付におけるケアマネジメントとの相互の連携を図ることにより、個々の高齢者の状況に応じた包括的・継続的なケアマネジメントを実現するため、介護支援専門員に対する後方支援を行います。

<現状>

>>取り組み状況

- ・南城市介護支援専門員連絡会と共催し研修会の開催
- ・介護支援専門員に対する日常的、個別指導・相談、支援困難事などへの助言・指導
- ・要支援者に対しての介護予防サービス計画作成における助言・指導
- ・南部地区医療連携ネットワーク会議への参加による連携の構築

南城市介護支援専門員連絡会と連携し研修会や交流会が行なえ連携が行えています。
主任ケアマネジャーがいることにより、日常的な助言が行なえる体勢ができました。

<課題>

医療連携、ネットワーク作りについて

>>点検 3-3 任意事業の充実

5 期計画策定時
3. 任意事業の充実 (1) 家族介護用品支給事業 (2) 家族介護慰労金支給事業 (3) 食の自立支援サービス事業 (4) 成年後見制度利用支援事業 (5) 夜間・休日の虐待等相談事業

(1) 家族介護用品支給事業【担当課：生きがい推進課】

<内容>

要介護 4 又は 5 に相当する在宅の高齢者であって、市民税非課税世帯に属する者を介護している家族に対し、紙おむつ等の介護用品の給付券を発行し、要介護高齢者の在宅生活を支援しています。

<現状>

在宅介護をしている家族の経済的負担の軽減、要介護高齢者の在宅生活の支援を行いました。

>>取り組み状況

〔 利用実人数	平成 24 年度	27 人	平成 25 年度	24 人

<課題>

(特になし)

(2) 家族介護慰労金支給事業【担当課：生きがい推進課】

<内容>

要介護 4 又は 5 に相当する高齢者で、過去 1 年間以上介護保険によるサービスを利用せず在宅で介護している市民税非課税世帯の家族に対し、年額 10 万円の慰労金の支給します。

<現状>

在宅介護をしている家族の経済的負担の軽減、要介護高齢者の在宅生活の継続および生活の充実が図られました。

>>取り組み状況

〔 利用実人数	平成 24 年度	1 人	平成 25 年度	3 人

<課題>

新規該当者の把握

(3) 食の自立支援サービス事業【担当課：生きがい推進課】

＜内容＞

ひとり暮らし高齢者および高齢者のみの世帯であって調理が困難な者へ食事を配達し、栄養面を充実させるとともに併せて安否確認を行うことで在宅支援を図ります。

＜現状＞

食事の栄養改善が図られ、また高齢者の異変を察知することができています。

>>取り組み状況

利用実人数		
平成 24 年度	114 人	平成 25 年度 137 人

＜課題＞

一度配食が決定すると、継続的に配食が実施され、その人の状況の変化(体が元気になる食事ができるようになった等)に対応できていません。

(4) 成年後見制度利用支援事業【担当課：生きがい推進課】

＜内容＞

地域実態把握を通して、成年後見制度の必要な方がいた場合に、必要時に制度利用ができるように体制を整えます。

成年後見制度や権利擁護に関する研修や勉強会を通して、資質向上を図ります。

広報やホームページ等で制度の周知を行い、相談支援体制を整えていけるようにします。

＜現状＞

家族や地域からの相談により、金銭管理等で困っている住民の相談支援を行い、親族申し立の相談支援や市長申し立の支援を行い、本人が地域で安全・安心して生活ができるように支援を行いました。

必要な方に対して、制度の説明や相談支援を行うことで、成年後見制度につなげることが出来ました。

＜課題＞

成年後見制度内容が難しく、市民に浸透できてなく、利用が必要と考えられますが、利用していない方や制度の理解が難しく利用を拒否している方がいます。

（５）夜間・休日の虐待等相談事業【担当課：生きがい推進課】

<内容>

夜間や休日でも虐待や日常生活での不安等の相談ができるように、社会福祉法人へ委託し実施。

<現状>

地域コーディネーター及び民生委員・児童委員等と連携をとり、事前に相談がありそうなケースについて、夜間・休日相談窓口へ連絡を行いました。

事前に相談があったケースについては、相談窓口より訪問や連絡を行い、見守りにつなげました。

不安等がある住民に対して、夜間・休日の相談窓口を事前に伝えておくことで、安心して生活ができました。

<課題>

相談件数が少なく、事業の周知が不十分だと考えられます。

>>点検 3-4 市の単独事業の充実

5期計画策定時
4. 市の単独事業の充実 (1) 外出支援サービス事業 (2) 久高島外出支援事業（久高島閉じこもり予防支援事業） (3) 緊急通報システム事業 (4) ショートステイ事業

（１）外出支援サービス事業【担当課：生きがい推進課】

<内容>

老衰、心身の障がい、疾病等の理由により一般の交通機関を利用する事が困難な要介護高齢者の通院時に、居宅と医療機関との間を送迎することにより在宅生活を支援します。

<現状>

在宅介護をしている家族の経済的負担の軽減、要介護高齢者の在宅生活の継続が図られました。

>>取り組み状況

┌	利用実人数		
	平成 24 年度	22 人	平成 25 年度 31 人

<課題>

(特になし)

(2) 久高島外出支援事業（久高島閉じこもり予防支援事業）【担当課：生きがい推進課】

廃止事業（他部署で同事業実施のため、未実施）

(3) 緊急通報システム事業【担当課：生きがい推進課】

<内容>

身体上慢性疾患がある等、日常生活を営む上で常時注意を要する状態にあるものの緊急時に迅速な救助ができるよう緊急通報システム機器を対象者宅へ設置し、通報センターや消防、協力員等が連携し日常生活上の安全確保を図ります。

<現状>

高齢者の緊急時に、迅速にそして的確な対応ができます。

>>取り組み状況

〔利用実人数
平成24年度 46人 平成25年度 42人〕

<課題>

登録者の状況確認と協力員の状況確認ができていません。

(4) ショートステイ事業【担当課：生きがい推進課】

<内容>

入所施設がある高齢者施設に事業委託し、在宅生活が困難となった場合に、一時的に入所ができる体制を整備。

入所の該当は、虐待や家族の病気、災害等による在宅生活が困難となった方

<現状>

特別養護老人ホームを中心に4箇所の施設に委託

虐待による一時保護が9割を占めています。

緊急時に委託先の施設と連携し、入所につなげる事ができ、高齢者の安全安心の生活環境を整えることが出来ました。

<課題>

虐待による一時保護の場合、養護者の生活課題解決の対応が難しくなっており、一時保護の期間が長期化する傾向にあります。

>>点検 3-5 市社会福祉協議会による事業の紹介と支援

5期計画策定時
5. 市社会福祉協議会による事業の紹介と支援

5. 市社会福祉協議会による事業の紹介と支援【担当課：生きがい推進課】

<内容>

窓口での相談者に対する支援の紹介や、社会福祉士、主任介護支援専門員、看護師等が要支援高齢者への訪問の中で、直接、福祉用具貸出事業等の紹介を行っています。

<現状>

要支援者へ、福祉用具貸出事業の繋がりができました。

<課題>

(特になし)

(1) 福祉用具の貸出状況【担当課：社会福祉協議会】

<内容>

福祉用具を貸与することで、在宅での日常生活が安全・円滑に行えるように支援します。

- ①社協の会員世帯に属する者で緊急に福祉用具の利用が必要になりました。
- ②利用者の在宅生活をより支援する目的で、地域の民生委員・児童委員や地域包括支援センター等に利用情報を提供することに承諾いただける者
- ③その他、南城市社協会長が必要と認めた者

<現状>

- ・利用者の在宅生活が安心してできるようになりました。
- ・介護保険申請中等、お試し期間として実際の購入時に参考になりました。
- ・総合学習での活用で、学習支援ができました。

>>取り組み状況

福祉用具貸出物品
 車イス、シャワーチェア、歩行器、杖、ポータブルトイレ、電動ベッド
 貸出期間：最長半年間を限度とする。(更新可能)
 利用料：無料 ※社協会員や赤い羽根共同募金へ協力している人優先

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
貸出状況	148 人	119 人	230 人
総合学習	6 校	7 校	17 校
その他	3 件	8 件	3 件

<課題>

- ・新しい福祉用具の購入や修理、維持管理に対して予算が少ないです。
- ・用具の保管方法や保管場所の確保が難しいです。

>>点検 3-6 地域密着型サービスの充実

5 期計画策定時
6. 地域密着型サービスの充実

6. 地域密着型サービスの充実【担当課：生きがい推進課】

<内容>

身近な日常生活圏域に、サービス事業所を展開することにより、高齢者に安心して住み慣れた地域での生活を継続していただきます。

<現状>

- ・サービスを必要とする方が、住み慣れた地域で安心してサービスを受けられ、地域密着型サービスの目的、効果が見えました。
- ・休止していた小規模多機能型居宅介護のニーズに応え、新たに事業所が指定を受け、サービスを展開することになりました。

>>取り組み状況

- ①認知症対応型通所介護（デイサービス）
利用者数(延人数)：24年度 330人 25年度 197人
- ②認知症対応型共同生活介護（グループホーム）
利用者数(延人数)：24年度 388人 25年度 397人
- ③小規模多機能型居宅介護
利用者数(延人数)：24年度 64人 25年度 132人

<課題>

認知症対応型通所介護(デイサービス)の閉鎖

- ・認知症対応型通所介護(デイサービス)が閉鎖となりました。このことは、認知症に対する市民の理解不足、サービス料金の割高感があり、利用者が遠のいたと思います。

点検・4 支え合いの地域づくり（～見守り、ボランティア、福祉教育の推進）

>>点検 4-1 地域支え合い支援事業の推進

5 期計画策定時

1. 地域支え合い支援事業の推進

1. 地域支え合い支援事業の推進

【担当課：社会福祉協議会】

<内容>

近隣住民の助け合いにより、日常生活及び災害時における要援護者の支援体制を確立し、住民が住みなれた地域で支え合いにより安全で安心して生活できる環境を整備するとともに、地域の相互扶助、見守りネットワーク体制の確立を図ります。

<現状>

支援者として身近な事業所の登録や協力も出てきています。

>>取り組み状況

年度	自治会数	登録者数	支援員数	延べ訪問数
23 年度	22	78 人	114 人	10,132 回
24 年度	22	63 人	86 人	7,546 回
25 年度	19	52 人	73 人	7,449 回
26 年度	17	43 人	58 人	5,100 回

<課題>

支援員が行う見守り活動や訪問活動の頻度に大きくバラツキがあります。
事業周知や取り組みについて関係機関団体との連携強化。

【担当課：生きがい推進課】

<内容>

社協や民生委員・児童委員、地域包括支援センターにて必要な住民やその家族に対して事業の説明等を行い、利用に繋げていきました。

見守りについては、協力員を中心に実施し、必要時に民生委員・児童委員、社協と協力し、協力員と同行訪問を実施しました。

<現状>

>>取り組み状況

平成 24 年度	22 自治会	60 人登録
平成 25 年度	19 自治会	52 人登録

協力員による定期的な見守り活動を実施し、必要時に民生委員や社協と連携し、同行訪問を行い、生活課題の解決対応が行えました。

<課題>

事業の説明等を実施しているが、利用者の施設入所等により、利用者数が減少傾向にあります。

>>点検 4-2 ボランティア活動の推進

5期計画策定時
2. ボランティア活動の推進 (1) ボランティアの育成支援 (2) ボランティア活動の推進 (3) 高齢者のボランティア活動参加促進 (4) 認知症サポーターの養成

(1) ボランティアの育成支援【担当課：社会福祉協議会】

<内容>

「介護入門講座」

在宅介護やボランティアにかかわる方々などに、市内の高齢者の推移や介護保険認定者等の現状を伝え、今後の活動に役立つ知識・技術を学んでもらうことを目的に講座を実施します。明日から使える介護術として、少人数で実施(実践方式)講師は市内の福祉関係施設から(全5回)

<現状>

昨年に引き続き参加者を16名に限定した結果、参加者には満足いただけただけです。

講師についても市内の施設関係機関へ依頼したところ、快く引き受けて頂いた上に、複数の職員を派遣した施設もあり、大変良かったです。市内のマンプワーを活用できました。

講演形式の回には一般の聴衆も認めより多くの方に学ぶ機会を広げることができました。

>>取り組み状況

平成23年度	5回シリーズ	(延べ130人 受講)	
平成24年度	5回シリーズ×2回実施	1回目(延べ82人受講)	2回目(43人受講)
平成25年度	5回シリーズ×2回実施	1回目(延べ88人受講)	2回目(64人受講)

<課題>

1回目の開催には、介護に興味のある学生が参加できるように8月に開催を予定して、知念高校、南風原高校、向陽高校の生徒へ呼びかけるように学校側へ依頼しましたが、あいにく参加が見られませんでした。もう少し早い時期の呼びかけが良かったのか、検討が必要です。

参加者のアンケートより、時間帯の工夫、有職者が参加できるように夜間開催の要望有。

(2) ボランティア活動の推進【担当課：社会福祉協議会】

＜内容＞

- ・ボランティアコーディネーターを配置し、人材の掘り起こしや支援を行います。
- ・ボランティア育成に向けた研修会の開催や講師派遣等の技術的支援。
- ・学校・自治会・関係機関と連携し、福祉体験や学習機会の提供。
- ・助成金申請等の活用推進。
- ・ボランティア活動に対する情報提供。

＜現状＞

ボランティアセンターへの個人登録者が増えてきたことで、相談件数に対してのマッチングが安定しています。

≫取り組み状況

年度	23年度	24年度	25年度
相談件数	37件	31件	40件
紹介件数	423件	44件	44件
派遣人員	423人	173人	178人
ボランティア登録人数	699人	746人	709人
ボランティア保険加入	453人	635人	581人
ボランティア行事保険	2,514人	3,485人	3,550人
民間助成金支援	3件申請(3件決定)	3件申請(2件決定)	2件申請(2件決定)
お掃除ボランティア	年末6団体(101人)	旧盆前6団体(76人) 年末8団体(68人)	旧盆前5団体(46人) 年末5団体(56人)

＜課題＞

- ボランティアセンターのPR不足（存在がまだまだ浸透していない）
- 若い世代のボランティアを増やします。
- ボランティアの活動の場を広げていきます。

(3) 高齢者のボランティア活動参加促進【担当課：社会福祉協議会】

＜内容＞

- ミニデイボランティア研修会（各地域ごと）
- レクリエーション(踊り、ゲーム)講習会を中心に実施
- 介護支援ボランティアポイント制度による登録推進、研修会の実施
- 高齢者自身の社会参加活動を通じた介護予防の推進を図り、生き生きとした地域社会をつくることを目的とします。

＜現状＞

- ボランティア研修会はこれまで女性の参加者が多かったが、男性の参加者も多少増えてきました。
- 現在ミニデイに関わってもらっているボランティアの負担軽減、またはボランティア活動に対する還元を行い、ボランティア活動を奨励し、ボランティア活動未経験者がボランティア活動を始めるキッカケとなり、地域ミニデイサービス事業の利用者が地域ボランティアに気兼ねすることなくミニデイに参加しやすくなりました。

>>取り組み状況

ミニデイボランティア研修会

- 平成 23 年度 各字別にグループを組み開催（計 10 回） 178 人参加
内容：ストレッチ体操、脳トレ、室内ゲーム、食前体操、ゲーム等
- 平成 24 年度 各字別にグループを組み開催（計 8 回） 189 人参加
内容：民舞 3 曲・脳トレ・その他
- 平成 25 年度 各字別にグループを組み開催（計 8 回） 177 人参加
内容：レクリエーションダンス 4 曲・その他

介護支援ボランティアポイント制度

- 平成 24 年度 登録者数 432 人 ポイント数 (15,920 ポイント)
- 平成 25 年度 登録者数 457 人 ポイント数 (24,068 ポイント)

<課題>

- ・男性の参加者を増やす為の工夫（ゲームの指導者等の役割を与える）
- ・ボランティアポイント制度のポイント付与の対象活動について明確な基準がなく、また、お米券に交換なのでポイントの切上・切捨が発生しポイント通りに変換できません。新規登録者が増えません。ポイントありきのボランティア活動であってはならない。

（４）認知症サポーターの養成【担当課：社会福祉協議会】

<内容>

「介護入門講座」にて認知症に対する正しい理解を促します。

地域支援事業「ミニデイサービス事業」「高齢者筋力向上トレーニング事業」において、「介護予防教室」の中で認知症の予防等についての講話及び予防体操の実施

<現状>

介護予防事業において、体操(脳トレ)等による予防は実践できています。専門的な講師による講話で、認知症を正しく理解することができました。

>>取り組み状況

	23 年度	24 年度	25 年度
介護入門講座	1 回	2 回	2 回
地域ミニデイ（講話）		25 回（411 人）	25 回（395 人）
地域ミニデイ（体操）	1,270 回	1,348 回	1,367 回
がんじゅう教室（講話）		4 回（NGP65）	6 回（NGP65）
がんじゅう教室（体操）	692 回	611 回	600 回

<課題>

まだまだ、学習する機会が少ないです。

【担当課：生きがい推進課】

<内容>

キャラバン・メイトの方と連携し、養成講座の講師や場所の提供等を行い、認知症に対する理解を促しました。

<現状>

全職員(特に窓口対応職員)へのサポーター養成講座の推進を中心に実施。
グリーントウン自治会でのサポーター養成講座を開催し、地域住民への理解の促しを実施
職員が認知症に対する理解を深めることができ、窓口対応時に気づける視点が出来ました。
地域で養成講座を開催することで、認知症の方が安心して住む地域づくりのきっかけづくりになりました。

<課題>

認知症に対する理解がまだ十分とはいえません。

>>点検 4-3 福祉教育の推進

5期計画策定時

3. 福祉教育の推進

- (1) 福祉体験学習や講演会等による福祉教育の推進
- (2) ボランティア活動推進校の指定

【(1) 福祉体験学習や講演会等による福祉教育の推進】**【担当課：教育指導課】**

<内容>

- 福祉体験学習(アイマスク・車いす)や講演会
- 職業講話及び職場体験、福祉施設(老人ホーム)の訪問
- 地域行事でのボランティア、街頭募金の実施

<現状>

- 南城市社会福祉協議会の職員及びびを障害者を各学校で招聘し、福祉に関する講話や福祉体験学習(車椅子体験やアイマスク体験)を実施。車椅子やアイマスク体験を行うことで、障害をもった方への理解が深まりました。
- 福祉施設職員や福祉に携わる産業の方を講師に、講演会を実施。職業講話を聞くことで、福祉やそれに関連した産業への理解と関心が高まり、将来の職業選択に向けて考える機会となりました。
- 地域の福祉施設を訪問し入所者との交流やボランティア活動等、福祉体験学習を通して相互扶助の心を学ぶ事ができました。
- 児童と高齢者の交流により思いやりの心が育ちました。

<課題>

- 離島校は、外部との時間や日程調整等に難しい面がみられます。
- 職場体験を行う事業所探しや事業所との調整を円滑に行える工夫が必要です。
- 交流の時間と人数の確保。

【担当課：社会福祉協議会】

<内容>

福祉体験学習や講演会等による福祉教育の推進

<現状>

- ・福祉体験学習や講演会等による福祉教育の推進
- ・座学での知識とフィールドワークや体験をすることで、それぞれの場面ごとで気づきが多く出てきました。それらを今後どうしたらよいか、自分にできることは何かということを考えるきっかけになりました。
- ・ボランティア活動推進校の報告を受け、学校で行われているボランティア活動や福祉教育を市民に知らせることができます。
- ・市内で活動する地域団体や自治会の取り組みを報告してもらうことで、各地域や団体の今後の活動の参考になります。

>>取り組み状況

	23年度	24年度	25年度
車イスやアイマスク体験など	7校	9校	8校
福祉講話	2校	5校	3校
ふれあいタオル寄贈事業の協力	2校(177枚)		
ミニデイサービス等での交流会	(各字)	(各字)	(各字)
街頭募金活動への参加(中学生)	5回(74人)	6回(89人)	7回(102人)
鯉のぼりプロジェクトへの協力		4中学校	5中学校

<課題>

- ・研修会は児童・生徒や先生方を対象にしているため、夏休みなどの日程でしか開催できず申し込み状況が変動します。
- ・内容によっては、教育委員会や包括支援センターとの連携をしていく必要があります。
- ・実践報告会は、場所・時間帯等も今後は工夫する必要があるかもしれません(駐車場確保や市民が来やすい時間帯等も考慮します)

(2) ボランティア活動推進校の指定【担当課：社会福祉協議会】

<内容>

- ・各学校(所・園)へ文書にて事業の周知。各学校の希望により、3・5・7万円からコースを選択し実施計画書を提出します。各コースには必須事業があり、それらが実施計画書に盛り込まれているかなどを担当職員が確認してコースを決定し、指定書交付を「校長会」などで行っています。年2回担当者連絡会を実施し、事業の確認・事務連絡等を行っています(5月・11月頃)。
- また、学校から要望があれば、福祉教育講話や体験学習などの支援を行っています。

<現状>

- ・助成金を活用し、ボランティア活動や学習、福祉体験等の機会が広がりました。体験学習等をとおして、児童・生徒らが高齢者・障がい者等への理解を深めていくきっかけとなりました。
- ・当事者講師等を活用し、児童・生徒らと障がい者や福祉関係者とが交流できる機会が増えました。

>>取り組み状況

ボランティア活動推進校指定事業

	23年度	24年度	25年度
中学校	5校	5校	4校
小学校	8校	8校	8校
公立保育所	3所	2所	2所
認可保育園	6園	6園	6園
認可外保育園	1園	1園	1園
計	23校(所・園)	22校(所・園)	21校(所・園)

<課題>

- ・ボランティア活動推進校指定事業は、実施計画書が前年度の実施計画書と同じまま提出している学校があります。(助言が必要)
- ・教育委員会や学校支援地域本部事業との関わりが弱いです。
担当教諭からは社協事務局へ提出する報告書等が多すぎとの意見があります。

点検・5 認知症への対応を強化するために（～認知症対策の推進）

>>点検 5-1 認知症予防対策の推進

5 期計画策定時
1. 認知症予防対策の推進

1. 認知症予防対策の推進【担当課：生きがい推進課】

<内容>

地域ふれあいミニデイサービスでの介護予防教室にて認知症の理解についても説明し、介護予防が認知症予防にもつながることを理解してもらいます。

<現状>

各地域で実施している地域ふれあいミニデイサービスで実施。

地域ふれあいミニデイサービスの利用者をはじめ、地域住民の参加もあり、認知症に対する関心が高いことが分かりました。

<課題>

キャラバン・メイトが少なく、地域ふれあいミニデイサービスの全てにキャラバン・メイトが実施することが出来ませんでした。

>>点検 5-2 認知症高齢者のための介護サービスの整備充実

5期計画策定時
2. 認知症高齢者のための介護サービスの整備充実

2. 認知症高齢者のための介護サービスの整備充実【担当課：生きがい推進課】

<内容>

認知症になっても、できる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らしたいという思いを実現するために、地域密着型サービス(介護保険サービス)を提供しています。

認知症高齢者のケアと家族への支援を行う体制が整ってきています。

<現状>

○認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症の高齢者が家庭的な環境の中で、専門スタッフの介護を受けながら共同生活をする住宅です。

>>取り組み状況

- ・グループホーム美ら里さしき（1ユニット、9名）
- ・グループホームしらゆり（1ユニット、9名）
- ・東雲の丘グループホーム（2ユニット、18名）

○認知症対応型通所介護（デイサービス）

認知症の高齢者を対象に、入浴・食事等の日常生活のお世話や機能訓練等、少人数制でより専門的なケアを提供することができる通所介護です。

>>取り組み状況

- ・しらゆりの園デイサービス小規模（10名／日）

<課題>

（特になし）

点検・6 生きがいのある生活のために（～生きがい活動への支援や拡充）

>>点検 6-1 スポーツ、文化・生涯学習活動の充実

5期計画策定時
1. スポーツ、文化・生涯学習活動の充実 (1) スポーツ活動の機会の充実 (2) 高齢者の生きがい健康づくり事業 (3) 文化活動、生涯学習機会の充実 (4) 生きがい活動についての情報提供の充実

(1) スポーツ活動の機会の充実【担当課：教育総務課】

<内容>

チャレンジデーは、毎年5月の最終水曜日に人口規模がほぼ同じ自治体同士が、午前0時から午後9時までの間に、15分以上続けて運動やスポーツに参加した住民の参加率を競う、住民参加型のスポーツイベントです。

<現状>

市内すべての社会体育施設を無料開放した結果、多くの方に利用していただき参加率の向上につながりました。また、県内プロスポーツチームによるスポーツ教室を開催し、市内外から多くの方が来場し参加率の向上につながりました。

>>取り組み状況

平成 23 年度	参加者数 17,232 人	参加率 42.2%
平成 24 年度	参加者数 20,283 人	参加率 49.5%
平成 25 年度	参加者数 21,632 人	参加率 52.4%
平成 26 年度	参加者数 19,536 人	参加率 46.8%

<課題>

市内各自治会へ協力依頼をしていますが、平日であり、自治会によって取り組みに差があります。

(2) 高齢者の生きがい健康づくり事業【担当課：生きがい推進課】

<内容>

「南城市生きがい健康まつり」老人クラブでの日頃のサークル活動の成果を発表し合い、交流の輪を広げることを目的として実施しています。

「南城市老連三世代交流パークゴルフ大会」パークゴルフ大会を通じて三世代間の交流を図り、併せて健康増進・生きがいを高めることを目的として実施しています。

事業実施にあたりましては、南城市老人クラブ連合会に委託して行っています。

<現状>

>>取り組み状況

平成 23 年度 参加者数 17,232 人 参加率 42.2%

「南城市生きがい健康まつり」参加人数

平成 25 年度：350 人

平成 26 年度：400 人

「南城市老連三世代交流パークゴルフ大会」参加人数

平成 25 年度：300 人

平成 26 年度：150 人

<課題>

(特になし)

(3) 文化活動、生涯学習機会の充実【担当課：教育指導課】

<内容>

中央公民館では市民向けに公民館講座、教育委員会では新春囲碁大会を実施しており、多くの高齢者が参加。

また、中央公民館や大里農村環境改善センター、文化センター・シュガーホールにおいては、サークルへ活動場所を提供。

<現状>

多くの高齢者に学ぶ場を提供することで、生活していく中で身に付けておくべきことや興味関心のある分野について、知識や技術を学ぶきっかけを提供することができました。

>>取り組み状況

名称	回数	参加者数
つり教室	1回	10人
陶芸教室	1回	18人
島くとうば講座	1回	16人
ランの植え替え教室	1回	19人
デジカメ教室	1回	14人
子育て支援（講話）	1回	9人
久高島史跡めぐり	1回	41人
ヨガ講座	1回	27人
ボウリング教室	1回	10人
自然観察	1回	22人
ストレッチ教室	1回	48人

名称	回数	参加者数
男性料理教室	1回	15人
親子ものづくり教室	1回	24人
親子料理教室	1回	16人
親子パークゴルフ教室	1回	17人
かりゆし学級	7回	21人
なんじょう学級	3回	15人
パソコン講座 入門編	3回×3	42人
パソコン講座 ワード	3回×3	42人
パソコン講座 エクセル	3回×3	42人
パソコン講座 ブログ	3回×3	36人
新春囲碁大会	1回	50人

※60歳以上の参加者の割合は、約50% サークルについては、平成25年度末で66サークルが活動中。

<課題>

定員に達しなかった講座があることや一部の講座については参加者が固定化しています。

(4) 生きがい活動についての情報提供の充実【担当課：教育指導課】

<内容>

公民館講座や新春囲碁大会、サークル一覧の情報を提供。

<現状>

公民館講座・新春囲碁大会については、市内公共施設での掲示や広報紙・HPへの掲載、放送システムにて周知を行いました。公民館講座では、応募率が増加し、参加者数が増えました。また、初めて参加する方もおり、周知の効果が見受けられました。

サークル活動については、中央公民館、大里農村環境改善センター、文化センター・シュガーホールにおいてサークル一覧を掲示しました。問合せが多くあり、会員数が増加したサークルがありました。

<課題>

事業を実施する担当課がそれぞれ情報を発信しており、それを集約・把握する担当・システムの未統一。

>>点検 6-2 ふれあい、交流等の推進

5期計画策定時
2. ふれあい、交流等の推進 (1) 地域の交流の機会の拡充 (2) 世代間交流の機会の拡充 (3) 老人クラブの活動支援の充実 (4) 敬老会の実施

(1) 地域の交流の機会の拡充【担当課：生きがい推進課】

<内容>

各自治会公民館等で各種サービスを提供し、高齢者の社会参加を促し、仲間づくりを行っています。

<現状>

高齢者の社会的孤立感の解消および自立生活の助長、介護予防を図られています。

>>取り組み状況

利用実人数	
平成 24 年度	1,687 人
平成 25 年度	1,331 人

<課題>

民生委員・児童委員やボランティアの協力が不可欠であるため全地区での開催にいたっていません。また、内容も固定化しています。

(2) 世代間交流の機会の拡充**【担当課：生きがい推進課】**

<内容>

75 歳以上の高齢者の長寿を祝い、市敬老会を開催し幼稚園児の余興で敬老会を盛り上げます。

<現状>

9月の敬老の日の月に行っています。可愛らしく元気いっばいの園児が、一生懸命余興を演じている姿をご覧になった高齢者の方に心からの喜びの笑顔が表れました。

>>取り組み状況

参加実績	
・平成 24 年度	1,087 人
・平成 25 年度	1,000 人
・平成 26 年度	970 人

<課題>

(特になし)

【担当課：教育指導課】

<内容>

各自治会が主催する敬老会へ一部地域の子供達が舞台にて余興出演します。

<現状>

各自治会が主催する敬老会へ一部地域の子供達が舞台に出演する等、高齢者とのふれあいがみられました。

<課題>

南城市子ども会育成連絡協議会と各単子ども会との連携。

【担当課：児童家庭課】

<内容>

- ・ 保育園児童と老人ホームの交流会
- ・ 保育園児と地域の高齢者との交流会
- ・ 保育園における敬老会の開催
- ・ ムーチ作り

<現状>

- ・ 児童の愛らしい姿に多くの高齢者が笑顔をこぼし、児童とのふれあいの中で自発性や生きがいをみいだした様に感じられました。
- ・ 他者とのコミュニケーションが苦手な高齢者であっても小さな子どもに対しては優しく接し、子どもたちとの交流を楽しんでいる様でした。

>>取り組み状況

{	・ 保育園児童と老人ホームの交流会	高齢者の参加人数	364名 (H25)
	・ 保育園児と地域の高齢者との交流会	高齢者の参加人数	130名 (H25)
	・ 保育園における敬老会の開催	高齢者の参加人数	870名 (H25)
	・ ムーチ作り	高齢者の参加人数	31名 (H25)

<課題>

- ・ 園に高齢者を招いての敬老会では、自分の孫だけに目がいきがちであり、他の児童との交流が薄れがちでした。
- ・ 地域文化の継承も世代間交流の1つと考えているが取り組みが弱いです。

(3) 老人クラブの活動支援の充実【担当課：生きがい推進課】

<内容>

高齢者の生きがいづくりや健康づくりのために、様々な活動を通して社会参加を図り、老後を豊かなものにする活動を支援するため助成金を交付しています。

<現状>

>>取り組み状況

交付対象の老人クラブの状況

平成 24 年度

会員数：1,865 人 自治会数：43 ヲ所（うち適正クラブ数 30 ヲ所）

平成 25 年度

会員数：2,129 人 自治会数：41 ヲ所（うち適正クラブ数 38 ヲ所）

平成 26 年度

会員数：2,076 人 自治会数：40 ヲ所（うち適正クラブ数 37 ヲ所）

<課題>

補助金の適正化計画に基づき、老人クラブ連合会運営を目的とした補助金や、単位老人クラブ補助金等が年々減額している現状があります。

また、人数の減少や組織上の理由により、活動休止になる単位老人クラブがあります。

資金助成以外にも、単位老人クラブの活動を支援する方策がないか、南城市老人クラブ連合会とともに検討していく必要があります。

(4) 敬老会の実施【担当課：生きがい推進課】

<内容>

対象者 70 歳以上の方

式典及び園児や興行者による余興

<現状>

参加率が年々低くなっていますが、参加者からの評価は高いです。

>>取り組み状況

〔 24 年度 1,087 人 25 年度 1,000 人 26 年度 970 人

<課題>

参加率が年々低くなっています。

>>点検 6-3 就労の支援推進

5 期計画策定時
3. 就労の支援推進

3. 就労の支援推進【担当課：観光商工課】

<内容>

シルバー人材センターの運営においては、定年退職者等の高齢者の希望に応じた臨時的かつ短期的な就業又はその他軽易な業務に係る就業の機会を確保し、及びこれらの者に対して組織的に提供することなどにより、その能力を生かした就業その他の多様な社会参加活動を援助して、これらの者の生きがいの充実と福祉の増進を図るとともに、活力ある地域社会づくりに寄与することに努めています。

<現状>

毎月の入会説明会はもとより、パンフレット、チラシ、広報紙を通して積極的に広報活動を行いながらホームページを開設し、シルバー人材センターを広くアピールしています。

また、一人暮らし家庭への盆や暮れの清掃ボランティアや公共施設の清掃、デマンド交通運行関連など市から委託を受けながら、就業開拓業務活動も行っています。

>>取り組み状況

平成 25 年 3 月末 南城市人口 41,762 人 60 歳以上 12,368 人 (29.6%)

項目	平成 25 年度	平成 24 年度	増 減
会員数	261 人	237 人	24 人
入会率	2.1%	2.0%	0.1%
就業実人員	186 人	187 人	△1 人
就業率	69.4%	78.9%	△9.5%
就業延人員	18,999 人	15,428 人	3,571 人
受注件数	648 件	648 件	0 件

<課題>

南城市の高齢者率は依然として約 20%という状況にありながら、入会率向上に結びつけることが出来ない状況にあります。

>>点検 6-4 その他の生きがいつくりの推進

5期計画策定時
4. その他の生きがいつくりの推進

4. その他の生きがいつくりの推進【担当課：生きがい推進課】

<内容>

高齢者の長寿を祝い、多年にわたり社会に貢献してきた功績に感謝し、併せて敬老思想の高揚を図るため、高齢者に対し祝金を支給しています。

対象者は市内在住の高齢者で、トーチ(88歳)、カジマヤー(97歳)、満100歳、101歳以上の方々です。

<現状>

>>取り組み状況

平成24年度

トーチ：161名、カジマヤー：44名、新100歳：19名、101歳以上：34名

平成25年度

トーチ：169名、カジマヤー：70名、新100歳：20名、101歳以上：34名

平成26年度

トーチ：175名、カジマヤー：51名、新100歳：19名、101歳以上：33名

<課題>

(特になし)

点検・7 安心と安全の生活環境のために（～防犯防災と福祉のまちづくり推進）

>>点検 7-1 防犯・防災対策の充実

5 期計画策定時
1. 防犯・防災対策の充実 (1) 連携による防犯対策の推進 (2) 自主防犯活動の推進 (3) 防犯灯の設置促進 (4) 災害時の要援護高齢者等に対する支援体制の強化 (5) 自主防災組織発足や活動の支援 (6) 災害発生後の支援の充実 (7) 犯罪や災害に関する知識の普及

(1) 連携による防犯対策の推進【担当課：生活環境課】

<内容>

与那原警察署、与那原地区防犯協会と連携を図り、地域の防犯活動を積極的に行いました。また、ちゅらうちな一安全なまちづくり条例の広報等による周知も行っております。

そのほか、与那原地区防犯協会主催の全国地域安全運動出発式や、年末年始特別警戒、青色回転灯装着者防犯パトロール出発式へ参加しています。

<現状>

>>取り組み状況

- ・ 与那原地区防犯協会定期総会
- ・ ゆでたまご作戦にてちゅらさん運動の広報
- ・ 全国地域安全運動出発式
- ・ 年末年始特別警戒出発式
- ・ 青色回転灯装着者防犯パトロール出発式

出発式を通して地区防犯活動の連携を深めた。

また、ゆでたまご作戦にて市民にちゅらさん運動の広報を行い、市民の防犯意識の啓発、向上につながりました。

<課題>

市民意識の向上や青少年及び市民の安全確保のためにも自主防犯ボランティアの拡充が必要です。

(2) 自主防犯活動の推進【担当課：生活環境課】

＜内容＞

与那原地区防犯ボランティア団体の協力により、地域に防犯ボランティアを多く配置し、夜間等のパトロールで各種犯罪の未然防止に寄与しました。防犯ボランティア団体は現在は 43 団体あります。(うち市内 18 団体)

また必要に応じて各団体に、防犯帽子・ベストを無償提供します。

＜現状＞

>>取り組み状況

- ・与那原地区防犯協会定期総会
- ・ゆでたまご作戦にてちゅらさん運動の広報
- ・全国地域安全運動出発式
- ・年末年始特別警戒出発式
- ・青色回転灯装着者防犯パトロール出発式

市内の防犯ボランティア団体が平成 23 年度より 2 団体増加しました。

＜課題＞

従来どおりの取り組みを継続する必要があります。

(3) 防犯灯の設置促進【担当課：生活環境課】

＜内容＞

南城市防犯灯設置補助金交付規定に基づき、各区・自治会に防犯灯設置費用の半額(1 灯につき上限 30,000 円)を補助しています。

＜現状＞

>>取り組み状況

	23 年度	24 年度	25 年度
設置数	15 灯	28 団体	22 灯
団体数	10 団体	21 団体	17 団体

各地域に暗所がなくなり、防犯につながりました。

＜課題＞

従来どおりの取り組みを継続する必要があります。

(4) 災害時の要援護高齢者等に対する支援体制の強化【担当課：総務課】

<現状>

平成 21 年度(平成 22 年 3 月)に災害時要援護者避難支援計画を策定しました。

生きがい推進課と連携し、災害時の避難支援を行っています。災害時に避難支援を希望するものは、登録申請書に必要事項を記載の上、市長に提出しています。

また、生きがい推進課と連携し、広報、ホームページ等により市民への周知を行い要援護者支援計画の登録手続きの体制作りを行っています。

<課題>

生きがい推進課で行っている地域支え合い支援事業との整合性が図れるよう、連携を密に行っていく必要があります。

<現状>

各関係機関と連携し、一人暮らし高齢者及び要移送、要訪問援護者の実態把握を行い、高齢者災害時弱者台帳の整備及び支援マップ作成に努めています。

高齢者災害時弱者台帳の整備を行うことで、台風等の自然災害時及び不発弾処理避難、避難訓練等の要援護者の迅速抽出が可能になりました。

<課題>

弱者データベースのシステム整備と支援マップの作成により、さらに迅速かつ正確な要援護者抽出を行う必要があります。

(5) 自主防災組織発足や活動の支援【担当課：総務課】

<内容>

地域における防災活動について、自主防災組織の必要性について啓発を行うとともに、自主防災組織の発足や活動の支援をしています。

(6) 災害発生後の支援の充実【担当課：総務課】

<内容>

災害の未然防止だけではなく、家庭における災害発生後の被害への対応(後かたづけ等)について、市社協の協力も得ながら対応し、被害者支援を行っています。

(7) 犯罪や災害に関する知識の普及【担当課：生活環境課】

<内容>

高齢者を狙った振り込め詐欺や巧妙化する詐欺的金融トラブルに対してチラシ配布や広報誌での情報提供を行っています。

また、消費者相談室で、訪問販売、架空請求、多重債務などの相談に応じています。

<現状>

チラシ配布、ポスター掲示、広報誌への掲載、FMなんじょうのラジオでの情報提供を行いました。

近隣市で起きた振り込め詐欺未遂事件のチラシ配布で被害防止や「沖縄県警捜査2課ですが、〇〇さんいらっしゃいますか」と不審な電話などの相談により高齢者を狙ったトラブルの情報提供ができました。

<課題>

特殊詐欺や消費者トラブルの未然防止に向け、知識の普及に取り組んでいきたいです。

>>点検 7-2 建物や道路、住宅等の環境整備の推進

5期計画策定時

2. 建物や道路、住宅等の環境整備の推進

- (1) 建物や道路環境の福祉のまちづくりの推進
- (2) 危険箇所点検・地域安全マップの作成
- (3) 交通安全対策

(1) 建物や道路環境の福祉のまちづくりの推進【担当課：都市建設課】

<内容>

道路や公園整備の際にバリアフリー化を考慮した設計をしています。

<現状>

*道路改良事業において、歩道をフラット型(車道と段差を付けない)で施工しています。

(現在、実施している道路は全部)

*公園整備においても、トイレ及び遠路のバリアフリー化を実施しています。

(大里城趾公園のトイレ、園路)

<課題>

公園利用者及び歩道歩行者からの好評が伝わってこないなので、効果の評価ができません。

歩道が設置されていない道路が多くあり、道路改良事業(補助事業導入)が必要で、短期間でバリアフリー化の実施は厳しい状況です。

(2) 危険箇所点検・地域安全マップの作成【担当課：教育指導課】

<内容>

各小中学校区において「防災安心安全マップ」を作成するとともに、マップを活用して交通安全のほか、防犯、防災上の危険箇所の把握と地域への情報提供に努めます。

<現状>

学校区毎に防災安心安全マップの作成（人にやさしい情報マップ作成事業：H24 沖縄振興特別推進交付金活用）

- ・各小中学校において、防災安心安全マップを活用し安全指導を実施することで、児童・生徒及びその保護者へ対し注意喚起を促すことが出来ました。
- ・防災安心安全マップに各小中学校の地震・津波等災害時の避難経路が図示されているため、災害時の際に迷うことなく対応が可能となりました。
- ・児童・生徒の安全確保に向けた取組を実施

>>取り組み状況

- 〔市内全小・中学校へ防災安心安全マップパネルの配布（9小学校、4中学校）
- 〔市内全小・中学校の全児童・生徒へ防災安心安全マップの配布（4,300部）

<課題>

災害時の避難経路及び通学路の安全を確保するため、市内小中学校の当該区域を継続的に関係機関と合同点検を実施することで、改善・充実を図ります。

(3) 交通安全対策【担当課：生活環境課】

<内容>

各区・自治会からの要請書をもとに、交通安全施設整備が必要な個所を検討し、与那原署等と連携を図りながら施設整備を進めています。

<現状>

>>取り組み状況

- 〔交通安全交付金事業
 - カーブミラー 平成25年度実績 43基
 - 信号機・横断歩道・停止線等
 市から警察署へ要請したものから、本部にて選定対応になります。

カーブミラーを設置することにより見通しの悪い道路の改善が図れました。
信号機(大里駐在所前)が設置されたことにより、安全に道路を横断できるようになりました。

<課題>

各区・自治会からの設置要請が多く又、台風による倒壊、破損も数多くあります。
信号機や横断歩道、停止線の設置は交通規制となり、与那原署を通じて県警に要請しても、選定、設置に至らない場合もあります。

点検・8 横のつながりを大切にするために（～各種連携の推進）**>>点検 8-1 庁内の連携体制の強化****5期計画策定時****1. 庁内の連携体制の強化****1. 庁内の連携体制の強化【担当課：生きがい推進課】****<内容>**

庁内での連携

<現状>

- ・台風時の関係部署との連携により、避難誘導が滞りなく行われました。
 - ・不発弾撤去の際、特別養護老人ホームが避難範囲に入り、施設入居者、90 余名の避難行動が行われたが、関係部署との連携によりスムーズに行われました。
- 特別養護老人ホーム施設、高齢者 90 余名の避難行動は、他法人等の介護車輛、及び人材派遣等、経験のない実践となり、今後の避難行動計画の一助となりました。

<課題>

(特になし)

>>点検 8-2 地域の関係組織、団体との連携

5期計画策定時
2. 地域の関係組織、団体との連携

2. 地域の関係組織、団体との連携【担当課：生きがい推進課】

<内容>

地域の関係組織、団体、介護施設、南城市介護保険関係者研修会との連携

<現状>

高齢者支援の情報の交換や、介護予防事業を連携を図り推進することで、高齢者の支援や健康づくりができました。

>>取り組み状況

- ・南城市介護保険関係者研修会
平成 24 年度 1 回 平成 25 年度 1 回
- ・南城市介護支援専門連絡会
平成 24 年度 3 回 平成 25 年度 3 回
- ・社会福祉協議会
平成 24 年度 1 回／月 平成 25 年度 1 回／月
- ・民生委員・児童委員
平成 24 年度 4 回 平成 25 年度 4 回
- ・高齢者施設（地域密着型介護施設運営推進会議） 4 事業所
平成 24 年度 6 回／年 平成 25 年度 6 回／年
- ・南城市社会福祉関係機関・団体連絡会
平成 24 年度 7 回 平成 25 年度 11 回

<課題>

（特になし）

>>点検 8-3 沖縄県介護保険広域連合との連携

5期計画策定時
3. 沖縄県介護保険広域連合との連携

3. 沖縄県介護保険広域連合との連携【担当課：生きがい推進課】

<内容>

- ・地域密着型サービスの充実を図る。
- ・広域連合との協働体制
- ・地域支援事業

<現状>

- ・地域密着型サービスの充実を図ります。
地域密着型サービスの基盤整備において、①小規模多機能型居宅介護施設②認知症対応型共同生活介護施設③認知症対応型通所介護施設④地域密着型介護老人福祉施設の基盤整備が平成26年度中に完了。要支援、要介護状態となった南城市民のみが利用できる地域密着型サービスは、ニーズが高いことから、介護サービスの充実に期待が大きいです。
- ・介護広域連合が策定した計画を連携して行っています。
- ・介護申請に係る諸手続や、保険料、苦情、不服等について介護広域連合と連携して行っています。市民への情報提供、市の事業計画等において、広域との連携の効果は大きいです。
- ・地域密着型サービスの見込み量の算定を連携して行っています。
- ・地域支援事業の新規計画、実施については、広域連合と連携して行っています。

<課題>

介護保険法の一部改正する法律により地域支援事業の中に介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)が創設されました。

介護広域連合と連携を図り積極的に取り組むことが望まれます。

<今後の方向性>

介護広域連合と構成市町村との連携を図り、地域の実情に応じた、生活を支えるための総合的なサービスの提供が必要です。

第2節 元気な毎日を送るために（～「介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）」の推進）

1. 介護予防・生活支援サービス事業の推進

要支援者等の一人ひとりの状態にあった介護予防や生活支援のニーズに対応するため、介護予防訪問介護や介護予防通所介護のほか、住民主体の支援等も含め、多様なサービスを提供し総合的な支援を推進します。

（1）訪問型サービスの推進

日常生活において訪問型の支援を必要とする要支援者等を対象に、既存の介護予防訪問介護に加え、住民主体の支援等も含め、多様な支援を行い、介護状態の悪化防止を図ります。

①訪問介護【担当課：生きがい推進課】

市が指定した事業所による入浴、排泄等の身体介護を中心とした支援を行います。

②訪問型サービスA（緩和した基準によるサービス）【担当課：生きがい推進課】

市が指定した事業所による調理、掃除等の生活援助の支援を行います。

③訪問型サービスB（住民主体による支援）【担当課：生きがい推進課】

有償・無償のボランティア等による短時間で可能な調理、掃除等の生活援助の支援を行います。

④訪問型サービスC（短期集中型サービス）【担当課：生きがい推進課】

保健・医療の専門職により、生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善等を短期間（3～6ヶ月）で実施し、生活機能の向上が図られるよう支援を行います。

⑤訪問型サービスD（移動支援）【担当課：生きがい推進課】

通所サービス等で外出する場合の移動支援や生活支援を行います。

(2) 通所型サービスの推進

日常生活において通所型の支援を必要とする方を対象に、既存の介護予防通所介護に加え、住民主体の支援等も含め、多様な支援を行い、介護状態の悪化防止を図ります。

①通所介護【担当課：生きがい推進課】

市が指定した事業所(施設)に通い食事、入浴等の支援や生活機能の向上を図るための機能訓練等の支援を行います。

②通所型サービスA（緩和した基準によるサービス）【担当課：生きがい推進課】

市が指定した事業所の職員や補助ボランティアによる運動、レクリエーション、ミニデイサービス等の支援を行います。

③通所型サービスB（住民主体による支援）【担当課：生きがい推進課】

有償・無償のボランティア等により、体操や運動等の活動、自主的な通いの場を提供している団体へ助成を行います。

④通所型サービスC（短期集中型サービス）【担当課：生きがい推進課】

施設に通いながら保健・医療の専門職により、生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善等を短期間(3～6ヶ月)で支援を行います。

(3) その他の生活支援サービス【担当課：生きがい推進課】

調理が困難な一人暮らしの要支援者等を対象に、配食をするなど栄養改善による健康保持を図ります。また、本事業は見守りの観点からも効果が高いため、委託業者や地域の民生委員、地域相談センターとの情報共有及び連携を行い、見守り体制の強化を図ります。

(4) 介護予防ケアマネジメント【担当課：生きがい推進課】

介護予防が必要な対象にアセスメントを行い、その状態や置かれてる環境等に応じて、ケアプランを作成し、本人が自立した生活を送ることができるよう支援します。

2. 一般介護予防事業の推進

高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、地域デイサービス等の住民運営の通いの場を充実させ、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進するとともに、要介護状態になっても、生きがい・役割をもって生活をできる地域づくりを推進します。

(1) 介護予防把握事業【担当課：生きがい推進課】

閉じこもり等の何らかの支援を要する高齢者を把握し、介護予防へと繋げられるよう訪問指導を実施します。

(2) 介護予防普及啓発事業

①介護予防の知識の普及啓発【担当課：生きがい推進課】

地域ふれあいミニデイサービス等に出向いての啓発のほか、市の窓口、広報誌、ホームページを活用し、高齢者福祉や介護予防に関する情報提供を行い、介護予防の大切さや知識の普及に努めます。また、地域の自治会区長や民生委員・児童委員、女性会、青年会等の協力を得ながら、介護予防、介護保険制度、各種サービスに関する情報の提供にも努めます。

②高齢者筋力向上トレーニング事業（がんじゅう教室）【担当課：生きがい推進課】

定期的な体力測定により一人ひとりの体力状態を把握し、より効果がある介護予防機器による運動や、自宅でもできる健康体操の指導等を実施します。

本事業の利用促進のため、広報紙やそれ以外の周知活動を行います。

③介護予防教室【担当課：生きがい推進課】

高齢者の健康に対する知識を深め、自身の健康状態や運動能力を把握して、目標を持って健康づくりや介護予防に取り組むための教室を実施します。実施にあたっては、老人クラブやサークル等での事業実施も検討します。内容は、運動機能の向上や口腔ケア、栄養改善等の研修を行います。

(3) 地域介護予防活動支援事業

①地域ふれあいミニデイサービス事業【担当課：生きがい推進課】

本事業への参加呼びかけを強化するとともに、地域人材の協力を得て市内の全地区で事業実施できるように取り組みます。また、男性も参加しやすい内容など、工夫を行います。

事業内容の充実を図るとともに、参加する高齢者もいっしょに運営し、自分たちで実施し自分たちで参加する自主性も育むことができるように事業展開を行うように努めます。

本事業の支援者となるボランティアの確保に努めるとともに、研修会を開催し、ボランティアの資質向上も図ります。

②介護支援ボランティアポイント制度【担当課：生きがい推進課】

高齢者等が社会活動に参加し、生き生きとした生活が送れるよう、ボランティア活動の実績に基づき、介護支援ボランティア評価ポイントを付与する制度を推進します。

評価ポイントに応じて、「転換商品券」（介護支援ボランティア活動評価ポイント転換商品券）を受けることができます。

③訪問リハビリ【担当課：生きがい推進課】

介護予防事業への参加が困難な高齢者の自宅を訪問し、理学療法士等によるリハビリ指導を行います。利用促進や事業の周知を図るため、広報活動に努めます。また、地域に本事業による支援が必要な高齢者がいないか、区長、民生委員・児童委員等と連携し、把握に努めます。

④生活管理指導員派遣事業【担当課：生きがい推進課】

自立に向けて日常生活に関する支援や指導を行います。また、事業の周知を図ります。

第3節 自立生活を支えるために（～地域の高齢者の生活支援の充実）

1. 包括的支援事業の推進

（1）地域包括支援センターの運営充実

①地域包括支援センターの周知徹底【担当課：生きがい推進課】

地域包括支援センターの周知を高めるために、センターの機能、役割等について広報に努めます。

周知には広報紙や市のホームページを活用するほか、ポスターやチラシ、パンフレットを作成し広報活動を行います。

民生委員・児童委員や介護支援専門員連絡会等と連携し、公民館、医療機関や薬局など、高齢者がよく利用する施設等をとおしての周知を幅広く行っていきます。

②地域包括支援センターの体制の強化【担当課：生きがい推進課】

地域包括ケアシステムの構築を目指し、目的の共有及び地域連携を図るため、地域包括支援センターの機能強化に努めます。

関係機関との連携を強化し、困難ケースに対しての継続支援も充実させるように推進します。

総合相談支援について、より一層の充実を図るため、職員の資質向上を図ります。

③介護予防ケアマネジメント事業の充実【担当課：生きがい推進課】

介護予防事業に関するケアマネジメント業務と介護保険の要支援者に対するケアマネジメントについて、適切なマネジメントが行えるように資質向上に努めます。

介護保険サービスの活用だけでなく、地域、民間施設等で実施されているインフォーマルサービスの活用推進により、自立に向けた支援を図っていきます。

④相談と情報提供の充実

④-1 相談体制の充実【担当課：生きがい推進課】

地域の民生委員・児童委員やケアマネジャー、介護保険サービス事業所、市社協などとの連携を強化し、地域包括支援センターを中心とした相談体制の充実を目指します。

気軽な相談から専門的な相談まで対応できるように、各専門職員の専門性の向上を図り、相談体制の充実を行います。

介護保険に関する相談については、介護保険窓口と地域包括支援センター窓口で対応するほか、介護保険広域連合と連携し、対応を行います。

④-2 情報提供の充実【担当課：生きがい推進課】

市の窓口のほか、市の広報紙や社協だより、市のホームページを活用した高齢者福祉に関する情報の提供を行います。

区長・自治会長や民生委員・児童委員は地域住民に身近であることから、地域の人材の協力により、各種情報パンフレットや介護予防事業、介護保険、各種サービスや制度に関する情報を伝えてもらうように図ります。

介護保険制度や各種サービス提供などの情報提供について、単発的に発信するのではなく、継続的に提供できるように努めます。

情報提供の際には、住民にわかりやすい内容となるように努めます。

⑤ 権利擁護の推進

⑤-1 権利擁護の相談の充実【担当課：生きがい推進課】

社会福祉士の増員により充実が図られた権利擁護の相談について、今後も更なる充実のため資質向上に努めます。

また、関係機関と連携し、権利擁護に関する相談と支援体制の構築を図ります。

⑤-2 「日常生活自立支援事業」、「成年後見制度」の周知と利用促進【担当課：生きがい推進課】

認知症などで判断能力が不十分な高齢者に対しては、福祉サービスの利用手続きの援助や日常的な金銭管理など、在宅生活を支えるための「日常生活自立支援事業(旧地域福祉権利擁護事業)」について周知を図り、利用を支援します。

また、財産管理や契約などの法律行為を支援し、権利や利益を保護するため、ポスター掲示やチラシ配布による「成年後見制度」の周知を図り、また包括的支援事業で実施している「成年後見制度利用支援事業」の周知と利用を促します。

地域の民生委員・児童委員への勉強会等を開催し、事業・制度の周知と地域への普及を図ります。

⑤-3 高齢者虐待の防止と早期発見の推進【担当課：生きがい推進課】

地域包括支援センターを中心として、虐待に対する相談と支援を行います。

「南城市高齢者虐待防止ネットワーク」を構築し、高齢者虐待の相談支援や早期発見と予防の充実を進めます。

また、社会福祉士等の資質向上を図り、虐待についてより専門的な支援を行います。

⑥ ケアマネジメント支援事業【担当課：生きがい推進課】

包括的、継続的ケアマネジメント構築のため、関係機関との連携を図ります。

地域包括ケア推進協議会や地域ケア会議、介護支援専門員の資質向上を目指した研修会の開催、地域の保健、医療、福祉、介護等との連携強化を図ります。

⑦ 地域ケア会議の充実【担当課：生きがい推進課】

地域ケア会議において個別ケースの検討や地域課題の解決策を検討するなど、地域ケア会議を中心とした地域包括ケアシステムの構築を図ります。

(2) 在宅医療・介護連携の推進【担当課：生きがい推進課】

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で暮らしていけるよう、在宅医療と介護サービスを一体的に提供する体制の整備を図ります。

(3) 認知症施策の推進【担当課：生きがい推進課】

認知症の初期支援を包括的・集中的に行う「認知症初期集中支援チーム」の設置やコーディネーターとしての役割を担う「認知症地域支援推進員」を配置し、認知症の人や家族に関わり、自立生活のサポートを行う支援体制の構築を図ります。

(4) 生活支援サービスの体制整備【担当課：生きがい推進課】

生活支援サービス利用者と提供者(団体や NPO、ボランティア等)との利用調整を行うコーディネーターの配置、協議体の設置等により、生活支援サービスの体制整備を行います。

2. 任意事業の充実

(1) 家族介護用品支給事業【担当課：生きがい推進課】

要介護4、5の高齢者を在宅介護している家族の支援として、介護用品の支給券の発行を継続して実施します。

(2) 家族介護慰労金支給事業【担当課：生きがい推進課】

要介護4、5の高齢者を在宅介護している家族への支援として、慰労金を支給します。利用促進を図るため、窓口での事業の紹介やパンフレット配布、市の広報紙に事業内容を掲載するなど、情報発信するとともに、市社会福祉協議会や区長、民生委員・児童委員と連携し、本事業に該当する人の把握に努めます。

(3) 食の自立支援サービス事業【担当課：生きがい推進課】

配食サービスによる栄養面の充実及び安否確認等による在宅福祉の推進を図るとともに、定期的に利用者の自立の状況、事業の必要性などを確認し、適正なサービス提供となるように進めます。

(4) 成年後見制度利用支援事業【担当課：生きがい推進課】

配置されている専門職員の資質向上を図り、権利擁護や成年後見に関する相談の充実に努めます。

また、成年後見制度の周知を行い、必要な方が相談につながるように図ります。

(5) 夜間・休日の虐待等相談事業【担当課：生きがい推進課】

24時間体制で虐待等の相談に対応する本事業について、社会福祉法人へ委託により実施を継続するほか、委託先との連携を強化し、対応していきます。

また、地域住民や関係機関への周知広報に努めます。

(6) 緊急通報システム事業【担当課：生きがい推進課】

日常生活の安全を図るため、緊急通報システム機器を利用した本事業を継続して実施するとともに、定期的に利用者の状況を確認し、適正なサービス提供となるように進めます。

3. 市の単独事業の充実

(1) 外出支援サービス事業【担当課：生きがい推進課】

医療機関への移動手段に困っている要介護者に対するサービス提供を、継続して実施します。

(2) ショートステイ事業【担当課：生きがい推進課】

利用者の体調不良や家族の病気等、そのほか台風などといった災害時の対応のために、事業を継続して実施します。また、利用促進のため周知広報に努めます。

4. 市社会福祉協議会による事業の紹介と支援【担当課：生きがい推進課】

市社協が行っている事業については、市への相談の中でサービスを紹介するほか、市の広報紙でも紹介するなど、必要な方が利用できるように取り組みます。

5. 地域密着型サービスの充実【担当課：生きがい推進課】

現在整備されている「認知症対応型共同生活介護」、「小規模多機能型居宅介護」を推進するとともに、今後の地域ニーズを見極めながら、サービス提供量や質の確保・整備を検討します。

サービスの周知、広報も積極的に行い、必要な方がサービスを利用できるように推進します。

第4節 支え合いの地域づくり（～見守り、ボランティア、福祉教育の推進）

1. 地域支え合い支援事業の推進【担当課：社会福祉協議会】

地域の福祉力を高めていくために、地域で実施されている「南城市地域支え合い支援事業」をさらに推進するとともに、未実施地域における活動組織の立ち上げ支援に取り組みます。

社協、自治会、民生委員・児童委員、関係機関と連携し、「地域支え合いマップ」の作成などをおして、要支援者を地域で見守っていく本事業の推進及び強化を図ります。このため、市ではマップの作成に関する情報提供や共有化に対する仕組みづくりを検討します。

また、民生委員・児童委員連絡協議会と区長会、行政、社協による連絡会の定期開催を行い、情報共有に努めます。

2. ボランティア活動の推進

（1）ボランティアの育成支援【担当課：社会福祉協議会】

市社協のボランティアセンターと連携しながら、傾聴ボランティア、リーダー等の養成や研修など、市民の福祉ニーズに即したボランティアの育成支援を推進します。

市民の声や受講者の声を取り入れた研修内容の実施に努めます。

また、既存のボランティアサークル等の育成支援を推進するとともに、ボランティア活動に興味や関心のある市民に対し、さまざまな活動をホームページや広報紙等を活用して紹介します。

（2）ボランティア活動の推進【担当課：社会福祉協議会】

ホームページ等を活用したボランティアセンターの周知、PRに努めるとともに、ボランティアの募集を積極的に行っていきます。

また、安心してボランティア活動をしていただけるよう、ボランティア保険への加入を促進します。

（3）高齢者のボランティア活動参加促進【担当課：生きがい推進課】

ボランティアについて、できることから携わってもらえるような、気軽なボランティアの促進を図ります。

ボランティアポイント制度についても啓発・広報を行い、地域社会への貢献と支え合い、生きがいづくりの対策の一つとして推進します。

(4) 社会福祉関係機関・団体との連携【担当課：社会福祉協議会】

市内にある社会福祉関係機関・団体等が相互に情報を交換し、業種の異なる施設間の連携を深めるとともに、市民の多様なニーズに対し効果的な支援を推進します。

また、所属機関や団体の活動のみならず、地域福祉活動への積極的な取り組みを推進します。

3. 福祉教育の推進

(1) 福祉体験学習や講演会等による福祉教育の推進【担当課：教育指導課、社会福祉協議会】

本市の将来を担う児童・生徒に対し、発達段階に応じて「福祉の心」を育むために、お年寄りとのふれあい、福祉講話、及び障がい者疑似体験等の「福祉体験学習」等の福祉教育を今後も推進し、福祉に対する理解と関心を高め、自発的に地域へ貢献できるように図ります。実施にあたっては、年間を見通した日程調整を図るほか、事業事例の情報を収集し、学校や地域の実態にあった取組みを行います。

(2) ボランティア活動推進校の指定【担当課：社会福祉協議会】

市社協の事業で市内の保育所(園)、幼稚園、小・中学校を「ボランティア活動推進校」として指定し、一貫した福祉教育で思いやりの心を育み、「自分たちで考え行動する力を身につける」ことを目的に実施していきます。また、ボランティア活動をとおして学校と地域とのつながりを作れるように努めます。

ボランティア体験について支援・協力を行います。

第5節 認知症への対応を強化するために（～認知症対策の推進）

1. 認知症予防対策の推進【担当課：生きがい推進課】

認知症を引き起こす要因である脳血管性の障害に陥らないために、生活習慣病の予防及び健診の受診を呼びかけます。

また、市の認知症のデータを分析し、認知症を有する方の状況、介護の状況等を把握し、市民への周知・啓発や予防できる認知症の予防等、関係課や医療との連携を図っていきます。

地域ふれあいミニデイサービス事業等の介護予防事業の中で、認知症予防等についての講話や情報提供を実施します。

2. 認知症の早期診断・早期対応に向けた支援体制の構築【担当課：生きがい推進課】

コーディネーターとしての役割を担う「認知症地域支援推進員」の配置や「認知症初期集中支援チーム」を設置し、認知症の人や家族に関わり、アセスメント、家族支援などの初期支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行う支援体制の構築を図ります。

3. 認知症支援のネットワークづくり【担当課：生きがい推進課】

地域包括支援センター職員、医師、民生委員等で構成される「地域ケア会議」を活用し、認知症高齢者に関する情報共有及び諸問題への早期対応を図りつつ、地域との連携にも努め、認知症の人と家族に対する生活支援や見守りを地域全体で行うネットワークの構築を目指します。

認知症サポーター養成講座を通して地域との連携を図ります。

4. 認知症家族介護者への支援【担当課：生きがい推進課】

認知症の人を家庭で介護する家族を支援するため、認知症介護者同士の悩み相談の機会を設けるなど、支援に努め、家族会ができるように支援します。

5. 認知症の方とその家族の居場所づくり【担当課：生きがい推進課】

身近な地域で認知症の方とその家族の交流、悩み事の相談・共有、支援者等につながるきっかけづくりなどを支援するため、集いの場の確保について、研究・検討を行います。

6. 認知症サポーターの養成【担当課：生きがい推進課、社会福祉協議会】

市社協と連携し、「認知症サポーター養成講座」を開催し、地域や職域において認知症に関する正しい知識を持ち、認知症の人や家族を支援する認知症サポーターを養成し、認知症の方やその家族が安心して暮らし続けることができる地域づくりを推進していきます。

また、認知症サポーターについて、地域や職域(市内事業所)への周知を図るほか、女性会、青年会、老人クラブ等の各種団体との連携で学習する機会を増やすなど、積極的な対応を行います。

7. 認知症高齢者のための介護サービスの整備充実【担当課：生きがい推進課】

地域密着型サービスの「認知症対応型共同生活介護」について、希望者がサービス利用できるようにニーズを見極めながら提供体制を整備します。

第6節 生きがいのある生活のために（～生きがい活動への支援や拡充）

1. スポーツ、文化・生涯学習活動の充実

（1）スポーツ活動の機会の充実【担当課：教育総務課】

総合型地域スポーツクラブの育成を図り、市民スポーツの振興を図ります。

「チャレンジデー」「尚巴志ハーフマラソン大会」「ECOスピリットライド&ウォーク in 南城市」といったスポーツイベントを継続して実施し、高齢者も含めた市民が楽しく、あるいは目標を持って参加する機会をつくります。

イベント参加のための日々の練習も健康づくりにつながるため、運動の継続についても呼びかけを行います。

（2）高齢者の生きがい健康づくり事業【担当課：生きがい推進課】

市老連で実施している「高齢者の生きがい健康まつり事業」「三世代交流グラウンドゴルフ事業」等について、今後も継続できるように支援します。

（3）文化活動、生涯学習機会の充実【担当課：教育指導課】

文化活動や学習機会の充実発展に向けて、中央公民館等で行われている教室や講座、高齢者学級等の充実を図るため、市民ニーズを把握し、講座内容の精査を行います。

高齢者をはじめとする市民が、「いつでもどこでも学べる」総合的な生涯学習の充実を図ります。

また、内容や開催等の周知広報について、ホームページやフェイスブックの積極的活用を行うなど、強化を図ります。

（4）生きがい活動についての情報提供の充実【担当課：教育指導課】

市内で実施されているスポーツ、文化、生涯学習などの活動、サークル等についての情報提供を行い、生きがい活動の周知と参加促進を図ります。

このため、関係機関と連携し、市内で実施されている生きがい活動についての情報収集を行い、情報の集約に努めます。

2. ふれあい、交流等の推進

（1）地域の交流の機会の拡充【担当課：生きがい推進課】

「地域ふれあいミニデイサービス事業」の開催回数の増加や参加の呼びかけを広く行い、高齢者同士の地域での交流の場の提供を図ります。また、支援者であるボランティアの育成に努めるとともに、参加者のニーズに対応した実施内容、男性も参加しやすい内容など、工夫を行います。

(2) 世代間交流の機会の拡充【担当課：生きがい推進課、教育指導課、児童家庭課】

高齢者と乳幼児、児童がふれあう福祉体験学習の機会や学校等行事への高齢者の参加、地域行事での交流、及び芸能、工芸等の伝承機会をつくるなど、ふれあいによる児童生徒の福祉教育や高齢者の生きがいづくり機会の拡充に努めます。

このため、関係各課、関係機関との連携、情報共有を図ります。

(3) 老人クラブの活動支援の充実【担当課：生きがい推進課】

様々な活動を通じての高齢者の生きがいづくり、社会参加、ゆうあい訪問などの地域社会への貢献等、様々な役割を担っている老人クラブの活動支援を図ります。

会員数の増加や、活動の活性化を図るため、老人クラブ連合会とともに支援方策等について検討を行います。

(4) 敬老会の実施【担当課：生きがい推進課】

地域社会のために尽くしてこられた高齢者を敬愛するとともに、今後の健康の祈念や市内の高齢者の交流を図るため、敬老会を開催します。また、会の周知・広報について、老人会、区長会、民生委員・児童委員連絡協議会への呼びかけ依頼、市内一斉放送、広報誌、横断幕の設置等を行い、参加率の向上に努めます。

3. 就労の支援推進【担当課：観光商工課】

高齢者が知識や経験、技術を地域社会で発揮し、活躍できる場であるシルバー人材センターについて、周知広報に努めるなど、会員数と就業機会の拡大を図ります。

団塊の世代への呼びかけを強化し、健康で働く意欲のある高齢者に、地域社会に密着した就業機会を提供すると共に、会員の生き甲斐と健康増進を図りながら、高齢化社会を支える担い手として対応していきます。

また、安全で適正なる就業(短期的、臨時的、軽微な就業)を実施し、会員の日々の健康保持を目指しながら、生きがいづくりの場となるよう努めます。

4. その他の生きがいづくりの推進【担当課：生きがい推進課】

トーチ祝(88歳)、カジマヤー祝(97歳)、満百歳祝、満101歳以上祝の祝金支給を継続して実施します。

第7節 安心と安全の生活環境のために（～防犯防災と福祉のまちづくり推進）

1. 防犯・防災対策の充実

（1）連携による防犯対策の推進【担当課：生活環境課】

県の「ちゅうちなー安全なまちづくり条例」を推進し、与那原警察署、地区防犯協会をはじめ、関係機関・団体等と連携を図り、地域や関係機関と連携した防犯対策を進めます。

自治会や各種団体、事業所への自主的な防犯ボランティアの設置を促していきます。

※「ちゅうちなー安全なまちづくり条例」:

犯罪の防止に関し、県民や事業所などの連携及び協力の下に、犯罪防止に配慮した道路、公園、住宅等の普及、犯罪の被害者等の支援その他の安全なまちづくりに関する取組を推進するもの。

（2）自主防犯活動の推進【担当課：生活環境課】

地域の自主防犯ボランティア隊の活動の支援を図るとともに、自主ボランティア団体の定着と拡大を図ります。

（3）防犯灯の設置促進【担当課：生活環境課】

行政区が設置する防犯灯の経費に対して補助金を交付し、市民の防犯及び事故等の未然防止に努めます。

（4）災害時の要援護高齢者等に対する支援体制の強化【担当課：生きがい推進課、総務課】

「南城市地域支え合い支援事業」を推進し、市社協や民生委員・児童委員連絡協議会との連携、及び関係機関等の協力を得て、一人暮らし高齢者等の災害時要援護者の実態把握を進めます。

援助が必要な方のマップづくりとその活用により、緊急時の対応強化を図ります。

（5）自主防災組織発足や活動の支援【担当課：総務課】

地域における防災活動について、自主防災組織の必要性について啓発を行うとともに、自主防災組織の発足や活動の支援を行います。

（6）災害発生後の支援の充実【担当課：総務課】

災害の未然防止だけでなく、家庭における災害発生後の被害への対応（後かたづけ等）について、市社協の協力も得ながら対応し、被害者支援の充実を図ります。

(7) 犯罪や災害に関する知識の普及【担当課：生活環境課】

高齢者の安全面の確保のために、高齢者が被害に遭いやすい犯罪についての情報提供等知識の普及に努めます。

災害に関する知識の普及啓発や災害時における避難場所等の周知及び情報の提供に努めます。

2. 建物や道路、住宅等の環境整備の推進

(1) 建物や道路環境の福祉のまちづくりの推進【担当課：都市建設課】

ユニバーサルデザインの理念のもと、誰でも安全かつ快適に利用できる公共施設、各字公民館や、道路・公園等の公共空間の整備を推進します。

「沖縄県福祉のまちづくり条例」の普及等により、バリアフリーに配慮された生活関連施設等の増加を促進します。

※ユニバーサルデザイン：

障害の有無、性別、国籍にかかわらず、はじめからできるだけ多くの方が気持ち良く使えるよう、利用者本位、人間本位の考え方に立ってデザインすることであり、その対象は都市施設や製品等の目に見えるものから、教育、サービス、システムなど目に見えないものまで多岐にわたる。

また、ユニバーサルデザインは、バリア(障壁)の存在を前提としてその除去を行うバリアフリーを包含し、発展させた考え方といえる。

(2) 危険箇所点検・地域安全マップの作成【担当課：教育指導課】

合同点検の結果を踏まえ、対策必要箇所について、歩道整備や防護策設置等のハード対策や、交通規制や交通安全教育等のソフト対策など、対策方法に応じて関係機関と連携を図ります。また、改善箇所については、地域住民等へのアンケートの実施や、当該箇所の現場確認を実施するなど、対策実施後も対策内容の改善・充実を図ります。

各小中学校区において「地域安全マップ」を作成するとともに、マップを活用して交通安全のほか、防犯、防災上の危険箇所の把握と地域への情報提供に努めます。

警察や専門家を学校に招き、先生方へのマップづくりの指導を行います。

学校が主になって保護者や地域へ説明会を開催し、協力を求めています。

(3) 交通安全対策【担当課：生活環境課】

地域、各種団体、警察等となお一層の連携を図り、交通安全対策を推進します。

カーブミラーをはじめとする交通安全施設等の道路環境の整備を促進し、事故のない安心して暮らせるまちづくりに努めます。このため、与那原警察署等関係機関との連携を図ります。

第8節 横のつながりを大切にするために（～各種連携の推進）

1. 市内の連携体制の強化【担当課：生きがい推進課】

高齢者対策は在宅福祉サービスや介護保険事業といった、生きがい推進課の高齢者に関係する担当分野だけではなく、健康づくり、福祉教育、生涯学習、防犯・防災、まちづくりなど、行政の各種部署が関係しています。これは高齢者福祉だけではなく、児童福祉や障害者福祉についても同様のことが言えます。

このため、本計画のもとに市内の連携を図り、高齢者の状況やニーズの情報交換、取り組みを行う際の調整を図るなど、横の連携による高齢者対策の推進を行います。

2. 地域の関係組織、団体との連携【担当課：生きがい推進課】

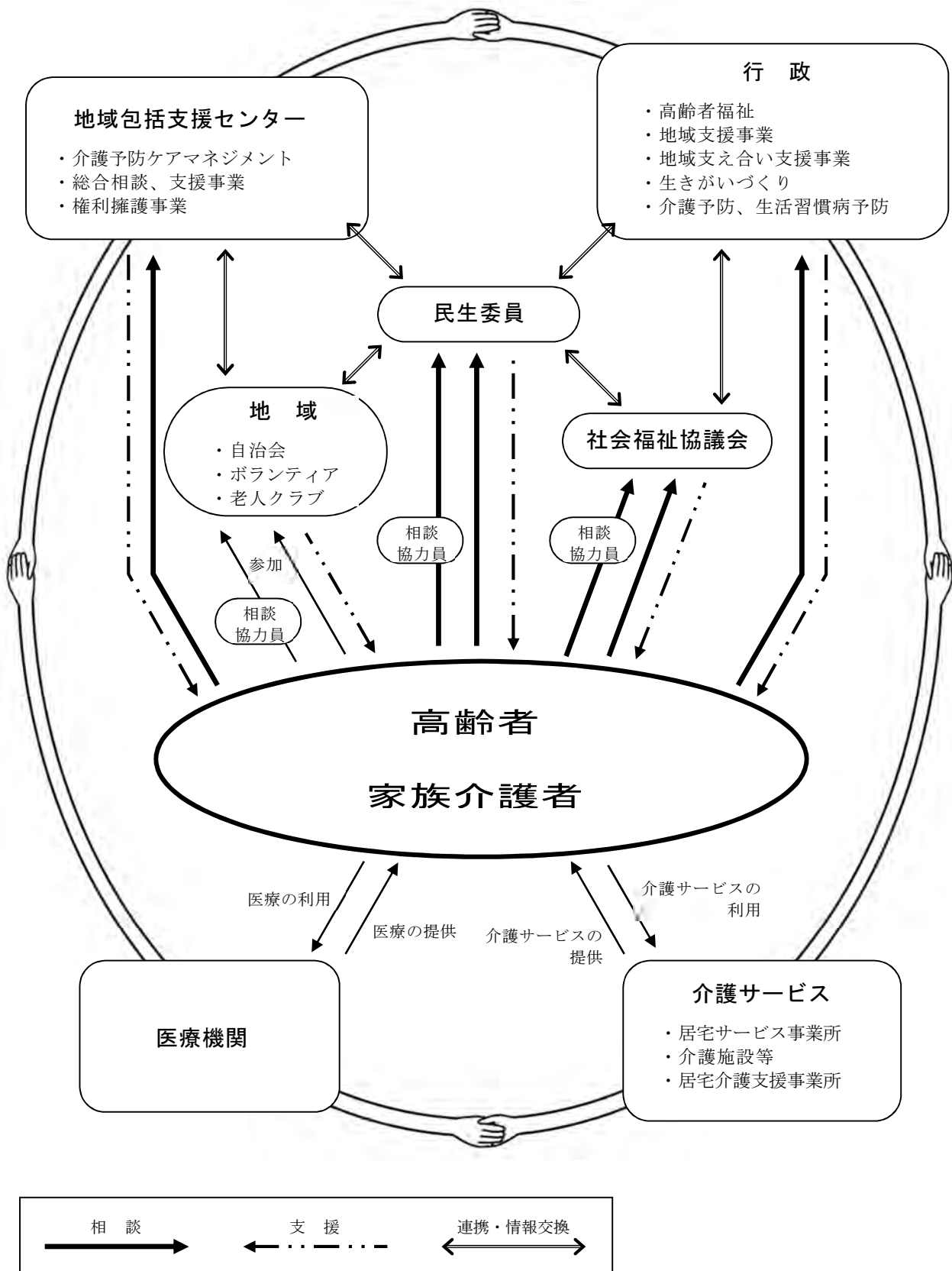
高齢者福祉施策は、市と関係組織、地域の団体・人材との協力により円滑に実施される施策が多くを占めています。特に市社協と民生委員、高齢者施設、ケアマネジャーを中心とした地域との関わりは、高齢者施策を展開する上で不可欠なものとなっています。

今後は地域の支え合いと介護予防の推進が非常に重要となります。地域の状況把握や事業展開を円滑にきめ細かく行うためにも、地域の関係組織や団体、地域人材との連携を図り、計画の推進を図ります。

3. 沖縄県介護保険広域連合との連携【担当課：生きがい推進課】

介護保険事業は、広域連合が保険者となっていますが、地域密着型サービスの整備や地域支援事業の取り組みは市が実施主体となっています。また、介護保険に関する相談窓口や情報提供も市が行っているため、広域連合との協働体制のもと、事業や相談・情報提供を進めるとともに、地域の実情に応じた、生活を支えるための総合的なサービスの提供を行っていきます。

《 高齢者への支援体制 》



施策及び事業	担当課
第3節 自立生活を支えるために（～地域の高齢者の生活支援の充実）	
1. 包括的支援事業の推進	
(1) 地域包括支援センターの運営充実	
①地域包括支援センターの周知徹底	生きがい推進課
②地域包括支援センターの体制の強化	生きがい推進課
③介護予防ケアマネジメント事業の充実	生きがい推進課
④相談と情報提供の充実	
④-1 相談体制の充実	生きがい推進課
④-2 情報提供の充実	生きがい推進課
⑤権利擁護の推進	
⑤-1 権利擁護の相談の充実	生きがい推進課
⑤-2 「日常生活自立支援事業」、「成年後見制度」の周知と利用促進	生きがい推進課
⑤-3 高齢者虐待の防止と早期発見の推進	生きがい推進課
⑥ケアマネジメント支援事業	生きがい推進課
⑦地域ケア会議の充実	生きがい推進課
(2) 在宅医療・介護連携の推進	生きがい推進課
(3) 認知症施策の推進	生きがい推進課
(4) 生活支援サービスの体制整備	生きがい推進課
2. 任意事業の充実	
(1) 家族介護用品支給事業	生きがい推進課
(2) 家族介護慰労金支給事業	生きがい推進課
(3) 食の自立支援サービス事業	生きがい推進課
(4) 成年後見制度利用支援事業	生きがい推進課
(5) 夜間・休日の虐待等相談事業	生きがい推進課
(6) 緊急通報システム事業	生きがい推進課
3. 市の単独事業の充実	
(1) 外出支援サービス事業	生きがい推進課
(2) ショートステイ事業	生きがい推進課
4. 市社会福祉協議会による事業の紹介と支援	生きがい推進課
5. 地域密着型サービスの充実	生きがい推進課

施策及び事業	担当課
第4節 支え合いの地域づくり（～見守り、ボランティア、福祉教育の推進）	
1. 地域支え合い支援事業の推進	社会福祉協議会
2. ボランティア活動の推進	
(1) ボランティアの育成支援	社会福祉協議会
(2) ボランティア活動の推進	社会福祉協議会
(3) 高齢者のボランティア活動参加促進	生きがい推進課
(4) 社会福祉関係機関・団体との連携	社会福祉協議会
3. 福祉教育の推進	
(1) 福祉体験学習や講演会等による福祉教育の推進	教育指導課 社会福祉協議会
(2) ボランティア活動推進校の指定	社会福祉協議会
第5節 認知症への対応を強化するために（～認知症対策の推進）	
1. 認知症予防対策の推進	生きがい推進課
2. 認知症の早期診断・早期対応に向けた支援体制の構築	生きがい推進課
3. 認知症支援のネットワークづくり	生きがい推進課
4. 認知症家族介護者への支援	生きがい推進課
5. 認知症の方とその家族の居場所づくり	生きがい推進課
6. 認知症サポーターの養成	生きがい推進課 社会福祉協議会
7. 認知症高齢者のための介護サービスの整備充実	生きがい推進課
第6節 生きがいのある生活のために（～生きがい活動への支援や拡充）	
1. スポーツ、文化・生涯学習活動の充実	
(1) スポーツ活動の機会の充実	教育総務課
(2) 高齢者の生きがい健康づくり事業	生きがい推進課
(3) 文化活動、生涯学習機会の充実	教育指導課
(4) 生きがい活動についての情報提供の充実	教育指導課
2. ふれあい、交流等の推進	
(1) 地域の交流の機会の拡充	生きがい推進課
(2) 世代間交流の機会の拡充	生きがい推進課 教育指導課 児童家庭課
(3) 老人クラブの活動支援の充実	生きがい推進課
(4) 敬老会の実施	生きがい推進課
3. 就労の支援推進	観光商工課
4. その他の生きがいづくりの推進	生きがい推進課

施策及び事業	担当課
第7節 安心と安全の生活環境のために（～防犯防災と福祉のまちづくり推進）	
1. 防犯・防災対策の充実	
(1) 連携による防犯対策の推進	生活環境課
(2) 自主防犯活動の推進	生活環境課
(3) 防犯灯の設置促進	生活環境課
(4) 災害時の要援護高齢者等に対する支援体制の強化	生きがい推進課 総務課
(5) 自主防災組織発足や活動の支援	総務課
(6) 災害発生後の支援の充実	総務課
(7) 犯罪や災害に関する知識の普及	生活環境課
2. 建物や道路、住宅等の環境整備の推進	
(1) 建物や道路環境の福祉のまちづくりの推進	都市建設課
(2) 危険箇所点検・地域安全マップの作成	教育指導課
(3) 交通安全対策	生活環境課
第8節 横のつながりを大切にするために（～各種連携の推進）	
1. 庁内の連携体制の強化	生きがい推進課
2. 地域の関係組織、団体との連携	生きがい推進課
3. 沖縄県介護保険広域連合との連携	生きがい推進課

資料2 南城市高齢者保健福祉計画策定委員会規則

平成18年3月31日

規則第127号

改正 平成25年10月1日規則第38条

(趣旨)

第1条 この規則は、南城市附属機関に関する条例(平成18年南城市条例第22号)第3条の規定に基づき、南城市高齢者保健福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 高齢者保健福祉計画の企画立案に関すること。
- (2) 目的達成のための情報収集及び情報交換に関すること。
- (3) その他特に必要とする事項

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健、医療及び福祉関係者
- (3) 地域代表者
- (4) 行政関係者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選でこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長は、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(作業部会)

第7条 委員会に作業部会を置き、委員長の指示により次の業務を行うことができる。

- (1) 第2条の審議事項の調査に関すること。
- (2) 委員会に提出する原案の作成に関すること。

(意見の聴取等)

第8条 委員会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、必要な資料を提供させ、又は意見を聴き、若しくは説明を求めることができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、福祉部生きがい推進課において処理する。

(平25規則38・一部改正)

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年10月1日規則第38号)

この規則は、公布の日から施行する。

資料3 南城市高齢者保健福祉計画策定委員会名簿

	名 前	機関・団体名	備 考
1	湧上 民雄	南部地区在宅医療ネットワーク会長 あがりはまクリニック	委員
2	徳盛 裕元	沖縄県認知症介護指導者会会長 デイサービスすまいる南城	副委員長
3	大城 則子	沖縄県介護支援専門員協会会長 医療法人 真徳会	委員長
4	中本 安照	南城市老人クラブ連合会会長	委員
5	上原 一宏	南城市民生委員・児童委員連絡協議会 委員	委員
6	志良堂 久子	南城市民生委員・児童委員連絡協議会 委員	委員
7	具志堅 秀雄	南城市民生委員・児童委員連絡協議会 委員	委員
8	前城 静一	南城市民生委員・児童委員連絡協議会 副会長	委員
9	新城 辰夫	南城市区長会会長	委員
10	新垣 節	南城市女性会会長	委員
11	友名 孝子	社会福祉法人 立命会 特別養護老人ホームしらゆりの園	委員

資料4 南城市高齢者保健福祉計画会議開催状況

	開 催 日	内 容
第1回	平成26年10月31日	委嘱状の交付 計画の策定と制度の説明 高齢者の現状、ニーズ調査結果報告
第2回	平成26年12月22日	事業・施策の実施状況の点検 高齢者の福祉対策に関するアンケート調査結果報告
第3回	平成27年2月6日	今後の施策検討
第4回	平成27年3月20日	計画案の審議・承認
—	平成27年3月27日	市長に答申

南城市高齢者保健福祉計画

「福寿の郷 南城 ～元気いっぱいの高齢期を過ごすために」

発行年月日	平成 27 年 3 月
発 行	南城市
企画・編集	南城市 福祉部 生きがい推進課
	〒901-1292
	沖縄県南城市大里字仲間 8 0 7 番地
	TEL 098-946-8985
	FAX 098-882-8114

